

建築・都市整備・道路委員会記録

【 速 報 版 】

令和7年12月12日開会

速報版

- この会議録は録音を文字起こした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものため、今後修正されることがあります。
- 正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横 浜 市 会

開会時刻 午前10時00分

◎ 開会宣告

- 伊波俊之助委員長 これより委員会を開会いたします。上着の着用は御自由に願います。



◎ 異動職員紹介（部長職以上）

- 伊波俊之助委員長 それでは、都市整備局関係に入ります。

議題に入ります前に、11月1日付で職員の異動がありましたので、樹岡局長の御挨拶及び職員の紹介がございます。

- 樹岡都市整備局長 おはようございます。都市整備局長に着任しました樹岡龍太郎でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

伊波委員長、東副委員長、斎藤副委員長をはじめ、委員の皆様方引き続き御指導御助言を賜りながら、横浜の持続可能な成長に向けて都市整備の総合の調整力をしっかりと發揮してまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

続きまして、11月1日付の人事異動によりまして、当局の部長級職員についても変更がありましたので、御紹介させていただきます。

(職員紹介)



◎ 市第72号議案の審査、採決

- 伊波俊之助委員長 それでは、審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。

初めに、市第72号議案、関係部分を議題に供します。

市第72号議案 令和7年度横浜市一般会計補正予算（第3号）（関係部分）

- 伊波俊之助委員長 当局の説明を求めます。

- 樹岡都市整備局長 では、よろしくお願ひいたします。

資料1を御覧ください。

市第72号議案、令和7年度横浜市一般会計補正予算、第3号、都市整備局関係部分について御説明いたします。

水際線のまちづくりにおける補正概要ですが、都心臨海部の魅力を高めるまちづくりの推進に当たり、水際線とまちなかとの回遊性を強化するため、水際線とまちをつなぐ軸線が交差する7か所に、周辺の鉄道駅や周辺施設を案内するシンボリックなサインを設置します。このうち、開発が進む関内地区からの軸線となる日本大通りと水際線が交差する地点へのサイン設置に先行着手することで、水際線のまちづくりを早期に進めます。

実施内容は、案内サインの設置に向けた調査、設計及び設置工事、設置場所は象の鼻エリアです。

補正額は、12款1項1目企画費で5000万円を増額します。また、年度末までに必要な履行期間を確保でき

ないため、繰越明許費として5000万円を設定します。

次のページには参考資料として、案内サインの設置場所やイメージ図を掲載しています。

説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 伊波俊之助委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- 白井正子委員 予算の内訳で、7つの箇所の設計の予算と、それから象の鼻パークに設置をする、が含まれているということなのですが、今回設置されるのは象の鼻パークということで、歩いてみましたけれども、周辺には既に地図が分かるようになった案内サインが、港湾局が設置したりとか、それから民間事業者が設置したりしているものがあるのですけれども、今回新たに設置をすると言っているこの案内サインは、どのような機能を。これまでの地図とかを表示するようなものとは違った機能になるのかとは思うのですけれども、その機能をもう少し教えていただければと思います。
- 樹岡都市整備局長 今回設置する場所を含め、今、同種のサインを設置しようとしている7か所につきましては、まちなかから海のほうへつなぐ動線上に当たります。そういう場所にシンボリックな、これは何だろうと思うようなデザインのもとのサインを設置することによって、どこかに行こうとしている方がその場所を探すのではなくて、これは何だろうと、見たサインの中にいろいろ魅力的な情報が載っていると。ここにこういうものがあるのだと。そういったことで、水際線の横の軸、それから水際線と陸側、駅の動線、そういうことの回遊性を高めていく。行ってみようかなと人々に思わせると、思ってもらうと、そういう趣旨で設置するものでございます。
- 白井正子委員 そばにある民間事業者が設置した案内パネルでは、フリーWi-Fiが使えたりとか、それから機能を維持していくためには、その維持費もかかっているのではないかなどと思われるのですけれども、今回設置しようとするものについては、維持費はどのように考えておられるのでしょうか。
- 樹岡都市整備局長 横浜市が設置するもので、横浜市で維持管理してまいります。
- 白井正子委員 それは、その機能に対してどれくらいと想定しているとか、いいものなのでしょうか。
- 樹岡都市整備局長 松本企画部長からお答えします。
- 松本企画部長 今回の補正で、設計と併せてどんなものを作っていくのか。それで工事費がどうなるのかというの、これからさらに精査していくますが、その中で維持管理費がどれくらいになるのかというのも併せて検討していきたい、そのように考えてございます。
- 白井正子委員 といいますと、今回予定されている、予算化されているのは設計と設置の費用であって、これからこの案内サインを管理していくためには維持費もプラスでかかっていくということでよろしいでしょうか。
- 松本企画部長 そのとおりでございます。
- 白井正子委員 それからまた続けて、そのサインを見て歩いていただくような、誘導をしていくということなのですけれども、水際線からまちなかへ誘導していく、まちなかから水際線へという、そういう目的で作られるのですが、そのまちなかというのは、どの辺りまでを歩いていただくような、そういう案内になるのでしょうか。
- 松本企画部長 参考資料に航空写真がございます。今回の設置場所は象の鼻エリアということで、そこからまちなかのほうに、日本大通りですとか、みなと大通りが延びてございます。こういった通りの沿道の様々な魅力的な施設などを、水際線へ来た方が広く楽しんでいただけるよう、主にこの通り沿いの様々な施

設を表示したいなと思っております。詳細はこれから検討となります。

- **白井正子委員** 地図を見ますと、もっと日本大通りを超えた方面にもこの点線が延びているようなのですが、その先というのはどの辺りまで案内をすることになるのでしょうか。
- **松本企画部長** この点線の終着は前田公園になるわけなのですけれども、かなり距離もありますので、そこまで案内するかどうかというのはこれから検討するわけでございますが、関内の駅周辺がこれから大きく変わるので、例えば関内の駅の周り、ベースゲートの横浜関内の施設ですとか、あとは横浜スタジアム、さらには日本大通り、そういったところも含めて案内していこうかなというふうに現時点では考えてございます。
- **白井正子委員** それで、このような設置物だと、本予算で確実に予算化されるのかなと思うのですが、今回補正予算で早めに設置をする予算が組まれるということは、これはどういう意味があるのでしょうか。
- **松本企画部長** 令和9年3月のGREEN×EXPOまでに設置ができるかなというふうに考えてございます。そのときに広く横浜にお越しいただいている方に都心臨海部の魅力を満喫していただきたいなど、そういう思いで考えてございまして、なるべく早くサインを設置する。それによって水際線が変わったということを皆様に実感していただければなという思いで考えてございます。

なお、埋立地でもありますので、地盤の状況とかもございます。そういったものも踏まえると、設計とか工事に、もしかすると時間が費やされる可能性もあるということで、この場所につきましては早めにというところでございます。

- **白井正子委員** そういう地盤なども想定すると、この象の鼻パークは一番ということなのですけれども、関内のまちづくりも進んでおりまして、新たな来年の春には事業が開業するところもありますので、そういったところも案内をしていくので、象の鼻パークの設置は早いのかなと思うのですけれども、その辺の関係も教えてください。
 - **松本企画部長** 委員御指摘のとおりでございまして。関内の駅前が、駅周りが大きく変わりますので、そういったことも踏まえて、この場所を早めに着手するという思いでございます。
 - **白井正子委員** もう一点なのですが、これまで市内では、いろんな案内サインを見ておりまして、すてきだなと思うものがたくさんあります。公共サインのガイドラインというのが決められていて、それに基づいて作られているのだろうなと思っているのですけれども。今回そのガイドラインを踏まえる設計とかデザインになるのでしょうか。その関係を教えていただければと思います。
 - **松本企画部長** 横浜市公共サインガイドラインというものがございます。市内にある様々な案内地図のサインですか、矢羽根と呼んでいる方向を示すようなサイン、そういったものの標準的なものを示すという意味でガイドラインがございます。もちろんそのガイドラインに準じて対応していくのですけれども。ガイドラインの中には、例えば一定のルートを顕在化するためのルートサイン、一つのまとまりとして独自のサインシステムのほうが効果的というものは、そのガイドラインには準拠しませんよというただし書きがございます。
- ですので、今回これに該当するのですが、とは言いつつも、ガイドラインは参考にしながら設計などを進めていきたいなと思ってございます。
- **白井正子委員** 確認しました。訪れる方、それから市民が分かりやすくて、もっと出かけてみたいと思えるようなサインになるといいと思うのですけれども、あまりにも1か所の設置の費用が、象の鼻パーク1か

所だけで4000万円というのは、案内サインが1つ4000万というのが、その機能と金額というのがなかなか理解できないところもあるのですけれども。設計とか設置に当たって、いろいろ費用を抑える工夫などもしていただきたいと思いますけれども、その考えはどうでしょう。

○ **樹岡都市整備局長** 今回、シンボリックなサインを設置するということで、それにふさわしい高さであるとか、4メートルぐらいですね。あとデザインとかもしっかり見てもらえるようなものにしていく必要があると思っておりまして。同種のような事例を見ますと、やはり3000万、4000万ぐらいかかっているのが実例です。しかし一方で、委員の御指摘のとおり、しっかり事業費を抑えていくという観点は必要ですので、これから詳細の設計を進めてまいりますので、細かい仕様であるとか、材料であるとか、そういうものをコスト面も考慮しながらしっかり検討して、できるだけ4000万円ありきではなくて、コストの抑制を図りながら設計整備を進めてまいりたいと考えております。

○ **白井正子委員** 終わります。

○ **森ひろたか委員** 1点だけ意見としておきますけれども、今、局長の答弁で3000万、4000万が一般的だというような御意見があつたと思います。今、答弁に違和感を感じてしまいました。というのは、案内サイン、4メートル掛ける1500ぐらいのものでも、デザイン性に富んだものでも、一般市場で出ているものは、工事費を含めても300万から500万程度です。この案内サインが4メートル、5メートルあったとしても、僕は鉄鋼ですから、もともとSUSを使ったとしても、SUS単価を含めても材料費はそんなにこれはかかってこないのですよね。4000万の中でかかってくる大きなところというのは工事費用なのだろうと思っています。場所的なところもあって。

工事のやり方を工夫して、コストを下げていくということになるのだろうと私は思っていますが、この4000万というものが一般的な価格かと言われるとそうではないと思っています。これまで、今回この議案が出るときに、担当課ともいろいろお話ししましたけれども、行政としての予算の積み上げ方がもしかすると少し甘いのかなと。もしくは、技術職と言われている人が、少し知見が足りないのではないかということを危惧しました。

その点を含めて、本件については立憲民主党としても賛成ですけれども、しっかり精緻な積み上げをして、今おっしゃっていたように4000万ありきということではなくて、これが4000万掛ける7本だったら2億8000万かかりますので、予算の使い方というか、税金の使い方という意味では、しっかりと議論をしていただきたいなと思いますので。何か御意見があれば。

○ **樹岡都市整備局長** すみません。一般的と言ってしまったかもしれません。そういう事例があるというつもりで申し上げまして。委員のおっしゃるとおり、すべからくそれが標準の価格帯だとは私も思っておりません。こういったものを設置するときに、当初、結構高めの金額が出てきます。その中で初期の目的を達成するために、何を守って何を削るのかとか、あるいは設置工事の中で工夫が、どんなことができるのかということをしっかり精緻に考えて設計していくというのが我々の使命でもございますので、委員の御指摘も踏まえて、しっかりコスト意識を持って進めてまいります。

○ **森ひろたか委員** 1点だけ要望で。この案内サインの約4000万、その設計も含めると1000万だから5000万かかります。案内サインの市場からすると、これは相当大きい仕事になってくると思います。なので、工事の難易度とすれば、そんなに難しい工事内容ではないと認識しています。なので、市内企業を含めて、これは市内企業にしっかり発注をしていくことで議論を深めていっていただければ大変ありがたいと思

ますので、これは要望にしておきますので、よろしくお願ひします。

- 東みちよ副委員長 まず、今回の案内サインは回遊性を高めるという目的がまず第一にあるということで、そこは私も大変共感するところです。実際にこの水際線を私はよく歩くのですけれども、人流が滞留しているところと、なかなか人が来ないところと偏在しております、何か誘導するものによって人が来ないようなところにも来てほしいという思いはあります。

一方で、地図で設置場所を見ますと、幾つか動線を想定して設置されていると思うのですが、回遊性ということで、今回は水際線のまちづくりだからそうなのですが、果たして駅から人を呼び込むとか、いろいろな人流の流れを想定した場合に、この水際線だけでいいのか。人流データ、例えばコロナのときはドコモとかそういうところが人流データをしっかり出していましたが、そういった人流データの分析などもされて、これになったのでしょうか。

- 松本企画部長 委員御指摘の人流データに基づいてではございませんが、もう從来からこここの場所というのは、まちなかの、例えばみなとみらいのキング軸ですかクイーン軸ということで、人をしっかりと誘導する動線、これまでのまちづくりで積み上げてきた動線と水際線が交わる重要な場所ということで、この場所を設置いたしました。

- 東みちよ副委員長 実際に歩いている方が見れば多分分かると思うのですが、象の鼻エリアとか赤レンガには本当に人が滞留している。山下公園もです。でも、もうちょっとこっちになると、なかなか来なくて、商業施設も事業者もいろいろと課題を抱えているというところがあるので。もう少しそこは丁寧に、あと今後、閑内駅周辺にも商業施設ができて、そこにも観光客を呼びたいという思いもあるわけなので、もう少し人流データの分析ですか、あるいは地元事業者のヒアリングとか、そういうことも踏まえた上で、設置場所とか、そういうところもしっかりと検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 樹岡都市整備局長 この施策の目的を検証するためにも、人がどういうふうに動いたのか、あるいはどれぐらい滞留時間が伸びているのかとか、そういう検証も必要だと思っておりますので、委員が御指摘のようなデータの分析も可能な限り行いながら、水際線の事業全体を進めてまいりたいと考えております。

- 東みちよ副委員長 あと、先ほど何かの委員から予算とこの構造物の関係について問合せがありました。私も1機4000万というのはなかなか金額だと思って、詳しい方に聞いてみたのですが、水際線のこの場所というのは地盤がかなり脆弱なために、その地盤強化のために工事費がかさんでしまうということも伺いました。

ただ一方で、地盤強化が特に必要なのが、高さ4一トルという高さの大きさにも関係している、比例しているというところで、遠くからでも見えるようにということでこの大きさなのだと思うのですが、果たしてこの4一トルというのが必要条件であるのか、また、幾ら地盤強化をいろいろ図ったとしても、例えばまちなかの電柱などを見ても、様々な場所で台風や地震で倒壊とかはあるわけで、この4メートルの高さ、しかも風を受ける面もあるですから、倒壊の危険性というのもある、リスクもあるわけで。

そうしたときに保険はどうするのかとか、様々な課題が生じると思うのですが、高さ4メートルの必然性と、こうした大きさに関してもう少し検討の余地はないのかというところはいかがでしょうか。

- 樹岡都市整備局長 目的を持たない方に興味を持っていただくためには、ある程度大きさという観点も考慮しないといけないというふうに考えておりまして。4メートルありきではないのですけれども、ある程度そういった目につく、目立つものを設置する必要があるというふうに考えております。

しかしながら、先ほどからコスト面について御指摘いただきおりまして、コスト抑制ということと、初期の整備効果の達成と、目的の達成という両方の観点から、今後、詳細に設計を進めてまいります。

- 東みちよ副委員長 そうですね。なので、まだ今後、デザインや設計のいろいろと検討の議論を深める余地があるとすれば、こうした大きさですか、あるいは回遊性を高めるという目的でいうと、果たしてこのサインはどれくらい効果があるのかというところも、もしかしたら、もう少し人やソフトの面もしっかりと進めた上で、これということではないかなとか、いろいろと検討する余地があると思いますので、そこは議論を進めていただけたらと思います。

私はここを本当によく歩くので、あそこに、ちょっと言い方は悪いですけれども、ぬりかべのようなものができてしまうと、写真を撮ったときにどうなのだろうとか、いろいろと風景が損なわれるのではないか、せっかく美しい水際線なのにという思いもあるので、ぜひお願ひいたします。

- 奥石かつ子委員 私も納得が、ずっと落とし込めないことなので、恐縮ですけれども意見というか、申し上げさせていただきたいなと思いました。

先ほど、どのような機能を持たせるのかという御質問が委員から出ていましたけれども、局長のお答えは、機能には一切触れず、これがあることで回遊性が増すからやるのだというお答えで、回遊性が増すためにどのような機能を持たせたのかという質問には残念ながらお答えがなかったと思うんですね。補正予算でGREEN×EXPOに合わせてやるということならば、GREEN×EXPOのために来た内外からの方たちを、ここまで一体どうやって引っ張ってくるのかというお話もお答えの中にございませんでしたし、この5000万ほど、4000万プラス1000万掛ける、これを7つがそろったから回遊性が増すというお話だと思いますけれども、今後7つそろうまでにどのぐらいの期間や発注、工事という計画も特にまだ提示されておりませんし、とても唐突な感じがしてならないですね。

補正予算の中で出された案件ですから、賛成することになりますけれども、それでも、あまりにも唐突な感覚が否めず、これでは市民に対して説明することがなかなか難しいというのが実感なのです。果たして、いつ頃からこの話が起き上がって、局内でどんな議論がされてきたのか、もう少し、せめて議会側に説明していただくことが必要じゃないかなと思いますけれども、いかがですか。

- 樹岡都市整備局長 今回この水際線を、横浜の一番の財産とも言えるような水際線を一日でも早くよくしていきたいという一心で、まず水際線のコンセプトプランというものの策定を進めてきております。この後も御説明しますけれども、そういった全体の取組の一部としてこのサインも当然ございまして、あるいは委員が御指摘いただいたGREEN×EXPOに来られたお客様をどうやって都心の方に回遊させていくのかと。これも我々だけではなくて、GREEN×EXPOと、局と一緒にいろいろ考えていかないといけない、非常に大きな命題、課題だと思っています。

そういう中で、今回この場所、非常にこの地盤も一番よくなさそうな場所で、時間もかかるというところで、この場所を先行してやりたいということで御提案させていただいております。

機能につきましては、こちらに周辺の魅力的な、行ってみようかなと思わせるようなものをしっかりと盤面に表示することで、新たに立ち寄り先をつくってもらえるような、そういうようなものにしていきたいと考えております、詳細は今後その詳細設計の中で検討してまいります。

その検討の結果につきましては、またどういうものか、どういうものを整備していくのかということはしっかりと御説明させていただきたいというふうに思います。

- 奥石かつ子委員 水際線を横に移動してくださる方のための、でも相当な距離で、これは徒歩の方にとつては、7つの看板を見て歩くということはまずあまり考え難いと思うのですね。看板に設置された中のはうに人を誘導するということも狙いの一つなのでしょうけれども、ではその内部の中に、これだけかけたサインに引かれて中に入していく方が、どう回遊するかというようなことの検討も御説明からは感じることができないのですけれども。そういったトータルでというような視点というのも、これまでの中で議論されてきているのですか。
- 樹岡都市整備局長 この関内を含め、まちなかに幾つかサインがございまして、それらにつきましては、体系的にどういうふうに、どんな場所を案内するのか、どういう場所に置いたら人々に案内サインとして見てももらえるかということを考慮した上で設置しています。ただし、水際線のほうに来てしまうと案内が少し不足しているのではないかということで、今回、この軸線上の7つに設置を提案させていただいておりまして、その既存の案内サインとの整合も図りながら、今回新たに設置するものについても内容をしっかりと決めていくというふうに考えております。
- 奥石かつ子委員 最後にいたしますけれども、その費用対効果、これだけ2億近いお金が想定されるお金をかけて、果たして観光客のみならず、市民の経済活動とかにどれほど寄与できるのかというようなことも本来ならば考え合わせていくべきだと思いますけれども。当然そういった視点も経済局等と話し合って、民間の商工会議所さんとか、実際に観光客によって潤っていたく業界の人たちとの話し合いというのも、まだまだ足りていないような感じがするのですけれども、その議論のプラットフォームみたいなものは出来上がっているのでしょうか。
- 樹岡都市整備局長 この水際線の整備検討に当たっては、当然周辺の地元の方々とも意見を交換しながら進めてきております。これ専用のプラットフォームではありませんけれども、都市整備局でいろいろな仕事を進めていく上では、地域の方々ですとか、関係する業界の方々と意見交換しながら進めてきておりますので、本件につきましてもしっかりと関係する方々との意見交換をしながら進めてまいります。
- 奥石かつ子委員 最後にしますけれども、唐突感を否めない今回の提案に感じますので、もっと早い段階で私達は各区から選んでいただいているし、もう少し議論が深まった段階で予算として提案していただくような、そういう在り方をぜひ要望したいと思います。
- 中島光徳委員 議案関連でも質疑をさせていただいて、前向きな答弁もありましたし、また、これからこの案内サインを使ってどう活用して回遊性を高めていくかということが大事だと思いますので、ぜひ、先ほどから出ている効果検証も含めて、案内サインがどれだけの価値を産んだのかということが今後問われてくると思いますので、しっかりと案内サインはつけていいなと思うのですけれども。
- そこで、海外とかに行くと、例えばシンガポールなんかは、案内サインにQRコードがあって、QRコードをかざすとAIがそこの地域の説明を音声でやってくれたりとか、そういうのもあるというふうに聞いているのですけれども、そういうこの案内サインに対しての工夫がこれから問われてくるかなというふうに思いますが、そういう工夫はこれからだとは思いますが、例えばそういうQRコードを読み込むと、そのエリアの説明が音声で流れたり、またそういうのが聞けたりというのは、可能性的にはそういうことをやる予定はありますか。
- 松本企画部長 QRコードの活用については検討していきたいと思います。もう既にまちなかにある地図サインにはQRコードが印刷されていまして、それを読み込むと、横浜トラベルガイドという15言語に対応

した観光案内のサイトにつながるようなことになっておりますので、そういったものも見ながら、この際にどういったものが必要なのかというのは、引き続き検討していきたいというふうに考えてございます。

- 中島光徳委員 そういう一つ一つの工夫が回遊性を高めて、この案内ポール、4000万というのは高いと一般的には思われてしまうかなと思いますけれども、このポールがあつたからこそ、この価値が生まれた、また回遊性が高まったというふうに言ってもらえるように取り組んでいっていただければなと思いますので、よろしく。

もう一件、ごめんなさい。案内ポールは今言ったとおり、QRコードで音声が流れたりするのですけれども、例えば車椅子の方だと、障害者の方々への対応で点字ブロックというか、点字の部分があつたりとか、そういうことも国際都市横浜には求められてくると思うのですけれども。海外の人が点字を、それを使えるかどうかというのもあります。なるべくそういうところにも普通に、当たり前に障害者の方への配慮もあるということが大事かなと思います。それはいかがでしょうか。

- 松本企画部長 どなたでも使いやすい、見やすい、分かりやすい、そういったサインにしっかりとなるよう、検討を深めてまいりたいというふうに思ってございます。

- 太田正孝委員 点、線、面の、回遊するのに当たっての乗り物のようなものは考えているのですか。

- 樹岡都市整備局長 特に今、具体的にはこういったものを入れるということは決まっておりませんけれども、この後、御説明するコンセプトブックの中では、この横の移動というのも、5キロありますから、いろんなモビリティを今後、検討していく必要があるというようなことで、今、記載させていただいているところです。

- 太田正孝委員 長いから、考えていただくのがよろしいかと思います。

- 伊波俊之助委員長 他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

- 伊波俊之助委員長 それでは、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 伊波俊之助委員長 御異議ないものと認め、市第72号議案、関係部分については原案可決と決定をいたします。



◎ 請願第37号の審査、採決

◎ 日米地位協定の改定を求める意見書の提出方について

- 伊波俊之助委員長 次に、請願審査に入ります。

請願第37号を議題に供します。

請願第37号 日米地位協定の改定を求める意見書の提出方について

- 伊波俊之助委員長 請願の要旨等については書記に朗読させます。

- 山崎議事課書記 請願第37号、件名は、日米地位協定の改定を求める意見書の提出方について。受理は令

和7年11月27日。請願者は、中区の新日本婦人の会横浜18支部連絡会代表、三山さん、紹介議員は古谷靖彦議員、井上さくら議員でございます。

請願の要旨ですが、日米地位協定の抜本改定を求める意見書を国に提出されたいというものでございます。

- 伊波俊之助委員長 それでは、各会派等の御意見等を伺います。
- 白井亮次委員 請願第37号について、自民党の意見を申し上げます。

日米地位協定の見直しについて、政府は、日米同盟の抑止力及び対処力を強化するとともに同盟の強靭性及び持続性を高めていくという観点から検討していくとの方針を示しています。あわせて、地位協定の運用について、在日米軍の活動と在日米軍施設区域の存在に伴って生ずる国民への影響を最小限にとどめ、国民の理解と協力が得られるようにするため、様々な改善の措置を講じてきているとしています。

一方、本市会では、毎年国に対し市内米軍施設に関する要望を行っており、その中で、米軍への環境関係法令適用に関する地位協定の見直しを盛り込んでおります。また、本市が加盟する県内基地関係自治体で構成する協議会においても、地位協定の条項ごとの課題に関する見直しや運用改善を要望しています。このように、地位協定の見直しについては、既に国に対して継続的に働きかけを行っており、改めて国等に意見書を提出するまでもないことから、請願37号については、自民党としては趣旨に沿い難いとすることが適当と考えます。

- 中島光徳委員 請願第37号について、公明党の意見を申し上げます。

日米地位協定に関する課題は、米軍基地を抱える自治体の共通する課題であり、その改善の必要性も認識しています。横浜市会でも、米軍への環境関係法令適用に関する地位協定の見直しを毎年国へ要望しています。一方で、外交安全保障に関する事項は国の専管事項であり、まずは国の状況を注視しつつ、状況に応じて適宜見直しや運用改善を求めていくことが望ましいと考えています。よって、請願37号については趣旨に沿い難いとすることが適当と考えます。

- 森ひろたか委員 立憲民主党としても、自民党、公明党と同様に、趣旨に沿い難いということでよろしくお願いします。

- 深作祐衣委員 国民民主党会派としていたしましても、重要な課題であり、改善の必要性は十分認識をしているところでありますが、安全保障に関する事項は国の専管事項であり、まずは国の状況を注視し、その状況に応じて地方から声を上げることは大変重要でありますので、適宜見直しや改定に向けた動きを取っていくことが望ましいと考えています。さきの会派の皆さんと同様に、趣旨に沿い難いとお願いたしたいと思います。

- 白井正子委員 趣旨に書かれているように、市民生活が脅かされている現状があるということですから、日米地位協定の抜本改定を求める意見書を採択して、政府、関係機関に送付することという、これを求める請願には沿いたいと思います。

- 伊波俊之助委員長 よろしいですか。

- 輪石かつ子委員 私も、自民党、公明党、その他会派の先輩方の御発言のとおり、既に国において改定の必要性はしっかりととした考え方があり、抜本的改定を目指して徐々に改定しているものと考えています。したがいまして、この意見書に対しては趣旨に沿い難いということでお願いいたします。

- 太田正孝委員 戦後80年たって、今でも敗戦とか占領とかというものを引きずっているのですよね。だから今、自民党からも話があったように、国においていろいろやっていくのが当たり前のことなのだけれども、

地方としてもそういう意見を言うことも大事なのじゃないかと。なぜならば、80年たっても変わらないから、あまり。そこで請願は採択したほうがよろしいかと思います。

- 伊波俊之助委員長 本件につきまして、それでは採決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 伊波俊之助委員長 それでは、採決をいたします。

採決の方法は挙手といたします。

本件について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

- 伊波俊之助委員長 挙手少数。

よって、請願第37号は不採択とすべきものと決定をいたします。



◎ (仮称) 水際線まちづくりコンセプトプラン (素案) の策定について

- 伊波俊之助委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、仮称水際線まちづくりコンセプトプラン素案の策定についてを議題に供します。

なお、本プランにつきましては、当局からの報告及び質疑が終了した後に、横浜市議会基本条例第13条第3号に規定する議決事件に該当するかどうかについて協議を行います。

当局の報告を求めます。

- 樹岡都市整備局長 それでは、資料2を御覧ください。仮称水際線まちづくりコンセプトプラン素案について御報告させていただきます。

1ページを御覧ください。コンセプトプランはおおむねこのような項目で構成しております、それぞれの概要について本資料に基づき御説明いたします。

2ページを御覧ください。1、コンセプトプランについてですが、臨港パークから山下公園までの約5キロメートルの水際線について、居心地がよく歩きたくなる歩行者空間の創出や、道路・公園等の公共空間を活用したぎわいづくりなどを一体的に行い、都心臨海部の魅力を高めるまちづくりを進めます。その実現に向けて、2029年度を目標とするまちづくりの進め方や、整備の方向性等をまとめたコンセプトプランを策定していきます。

3ページを御覧ください。2、水際線まちづくりの目指す姿ですが、①出かけたくなる、②横浜のファンになる、③世界が注目する、こうしたまちの姿の達成により、世界に誇れる水際線を実現していきます。

4ページを御覧ください。3、まちづくりの進め方ですが、水際線の目指す姿の実現に向けて、点の磨き上げ、線の創出、面の展開の考え方に基づき、まちづくりを進めていきます。

5ページを御覧ください。まちづくりの推進に当たっては2つの成果指標を設定しました。①水際線における2エリア以上の立ち寄り率では、現状値の51%を目標値として80%以上にすることを目指します。②水際線の来街者数では、現状値の年間975万人を目標値として1100万人以上にすることを目指します。

6ページを御覧ください。4、まちづくりのコンセプトですが、1、いつきても、だれときても。家族や友達、パートナーなどと過ごせるお気に入りの海辺の居場所をつくります。また、特別感のある海辺の立地を生かした魅力的なコンテンツにより、そこが目的地となる水際線を目指します。

2、わくわくに導かれて。その先に何が待っているのか期待感が高まり、つい歩みを進めたくなる楽しい

水際線をつくります。また、散歩、ジョギング、モビリティなど、海風を感じながら、移動そのものが樂しくなる仕掛けをつくります。

3、一日のはじまりからおわりまで。水際線ならではの体験の充実を図り、朝から水際線の魅力を堪能できる機会を創出していくます。また、水際線を彩る光の演出やナイトガーデンなど、コンテンツの充実を図り、夜まで楽しみ尽くせる水際線をつくります。

7ページを御覧ください。今、ここでしか味わえない体験を。水際線をフィールドに、躍動感・臨場感あふれるイベントやライブ、スポーツなどが繰り広げられている日常をつくります。また、歩いているだけで、そこにいるだけで、ここでしか見られない景色や瞬間に出会える水際線をつくります。

5、そして、水際線からまちなかへ。連続するグリーン空間やイルミネーション等により、水際線からまちへと人々をいざなう仕掛けづくりをしていきます。また、まちに訪れた人々が、飲食やショッピング等を楽しみ、横浜のまちを満喫できる機会を創出していくます。

8ページを御覧ください。5、整備の方向性ですが、水際線の5つのエリアの特性を生かしながら、魅力を高めるまちづくりを進めていきます。

9ページを御覧ください。まず、1、臨港パークエリアですが、水際線随一の広さを誇る開放感あふれる場所であることを生かし、思い思いのスタイルで楽しめる緑地として、市民をはじめ観光客や隣接するMICE施設に訪れた人々も引きつけるエリアと進化させていきます。

10ページを御覧ください。臨港パークの整備イメージとして、①子供から大人まで憩える空間の創出、②水際線へといざなう動線の強化、③滞在場所と歩行者動線の整備、④エリアのつながりの強化を掲げています。

11ページを御覧ください。2、ハンマーヘッド周辺エリアですが、海に近接して商業施設や客船ターミナル、ホテルなどの施設が立地しており、グランピングやモーニングクルーズ、マルシェなど、水際線ならではの多様な体験ができるエリアへと進化させていきます。

12ページを御覧ください。ハンマーヘッド周辺エリアの整備イメージとして、①連続性のある歩行者空間の創出、②民間事業者によるにぎわいの創出、③公共空間を活用したにぎわいづくりを掲げています。

13ページを御覧ください。3、赤レンガエリアですが、年間を通して常に多くの人々でにぎわう水際線随一の集客力を誇る場所に、水際線の象徴となる新たなグリーン空間などを創出することで、さらに多くの人々が足を運びたくなるエリアへと進化させていきます。

14ページを御覧ください。赤レンガエリアの整備イメージとして、①歴史に触れられる新たな魅力スポットを整備、②海の眺望を楽しめる空間の創出、③水際線の象徴となる緑とにぎわい空間の創出、④赤レンガパークと象の鼻パークの回遊性の向上を掲げています。

15ページを御覧ください。5、象の鼻エリアですが、山下臨港線プロムナードから日本大通りや大さん橋へとスムーズにアクセスできるようにすることで回遊を促進するとともに、象の鼻テラスのリニューアルなどにより、さらに多くの人々を引きつけるエリアへと進化させていきます。

16ページを御覧ください。象の鼻エリアの整備イメージとして、①周辺エリアへの回遊性の向上、②新たな木陰の創出による休憩スペースの整備、③象の鼻テラスのリニューアル、④大さん橋方面へのアクセス強化を掲げています。

17ページを御覧ください。5、山下公園エリアですが、ベイブリッジや氷川丸を望む港の風景や、山下公

園通りの歴史的な街並みなど、港町ならではの特性を生かし、多様な過ごし方ができる空間にアップグレードすることで、一日を通して横浜らしさを満喫できるエリアへと進化させていきます。

18ページを御覧ください。山下公園エリアの整備イメージとして、①象の鼻・赤レンガ方面へのアクセス性の向上、②港町ならではの過ごし方ができる空間の創出、③イベント広場のさらなる活用、④山下公園と山下公園通りの一体感の創出を掲げています。

19ページを御覧ください。6、水際線エリアの全体のつながりの強化について御説明します。照明についてですが、世界の人々を引きつける夜間景観を形成していくために、海に映る光、場所にあった光、特別な光により、横浜ならではの夜景をさらに磨き上げていきます。

①海に映る光ですが、水面に映る光を一体的につなぎ、水際線の輪郭を際立たせ、美しい水景をつくり出します。②場所にあった光ですが、エリアの特性に合わせた光の変化をデザインし、滞在を楽しむとともに、移動しながら変化を楽しめる光環境を目指します。また、まちへの導線との交点や曲がり角などに光のアクセントとなる演出照明を配置し、次の動線への動きをいざないます。

20ページを御覧ください。③特別な光ですが、水際線全体の照明が一斉にカラーライティングすることにより、記憶に残る特別な光の演出を目指します。また、日常の特別な時間と、一年の中でも特別な日という2つの視点で光の演出を行います。

21ページを御覧ください。水際線ルートサイン・結節点サインについてですが、楽しみながら移動できるよう、水際線上の路面にルートサインを設置するとともに、水際線とまちが交差する7か所に結節点サインを設置することで、回遊性の向上を図ります。

22ページを御覧ください。水際線ルートサインでは、水際線の連続性を生み出し、現在地・近隣施設の案内等を行うルートサインとして、①ナビゲーション、②ビューポイント、③インフォメーションのサインを設置します。結節点サインでは、水際線とまちをつなぐ軸線が交差する地点に結節点サインを設置します。

23ページを御覧ください。水際線とまちのつながりの強化ですが、水際線からまちへ、まちから水際線へと、さらなる人の流れを生み出していくために、主要な鉄道駅と水際線を結ぶ環境づくりなどを行います。横浜駅から臨港パークを結ぶ整備イメージとして、①横浜駅東口駅前広場における水際線の玄関口としての魅力的な空間の創出、②横浜駅東口のはまテラスにおける水際線へとつながる日常的なぎわい空間の創出を掲げています。

24ページを御覧ください。新高島駅へとつながるみなどみらい歩道橋では、③水際線へといざなう連続した空間の創出、④水際線へといざなう環境づくりを掲げています。

25ページを御覧ください。策定スケジュール案ですが、12月17日から来年1月26日まで市民意見募集を実施し、3月頃に原案を御報告させていただく予定です。

説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 伊波俊之助委員長 報告が終わりましたので質疑に入ります。

○ 白井亮次委員 11ページで、ハンマーヘッド周辺エリアとあるのですけれども、気球が描かれておりまして。根岸森林公園で以前、横浜青年会議所で上げさせてもらったのですけれども、これはモーニングアクティビティとしては非常に有効だとは思っていて。これは、必ずやるというような形で書いているか分からないのですけれども、どういうイメージでこの気球を描かれているのかというのと、やり方というか、どういうスキームでやっていくのかというのが結構気になっていまして、もしあれば教えていただきたいです。

- **高井都心活性化推進部長** みなとみらいの熱気球の搭乗体験館を、今年度も、7月、9月、10月と3回行っておりまして、基本、全部完売するということで人気が出ておりまして、かなり手応えを感じているところでございます。事業性のところも、今、見通しとしては、かなり民間の事業者さんのほうで自立してできる見通しが立ってきていますので、しっかり安全性だとか周囲に影響がないかということを確認しながら、ぜひ恒常にできるような形で整理をしていきたいというふうに考えてございます。
- **白井亮次委員** これは、時間帯はちなみに何時ぐらいに上げていたのですか。
- **高井都心活性化推進部長** 大体集合時間が朝5時台というのが多いので、早朝の、風の関係とかもありますので、かなり早い時間帯に集合をいただいて搭乗いただくという感じになります。
- **白井亮次委員** 先ほども申し上げたのですけれども、モーニングアクティビティはすごく重要なので、まとまつていただくというところで。親子連れの皆さんにすごく人気がありますので、ぜひ積極的に引き続きやっていただきたいと思います。
- あと、水際線のポイ捨ての具合というのは今どのような状況でしょうか。
- **高井都心活性化推進部長** 今、ポイ捨てそのものは、例えば山下公園ですか、いろんな公園で、そういうものをしない形で注意喚起、あるいは看板等をしていて、それほど大きく見られていないという状況でございます。臨港パークにつきまして、常設のごみ箱を設置してございまして、10か所ほどあるのですけれども、そちらについては指定管理者が設置をして、そこに一定のマナーの中に捨てていただいているという状況でございます。
- あと、結構大規模イベントがあるときが一番心配なところでございますけれども、それにつきましては、許認可をする際に、しっかり対応できるようなごみ箱の設置を、協力を促すことで、一定程度の、今、大きなトラブルというような御報告は聞いていません。ただ、どうしても物すごく来てしまうときには、そういう事象はあるかもしれませんけれども、まちづくりでこれから多くの来街者を呼び込んでいきますので、一層そういう対策を考えいかなければいけない取組かなというふうに考えてございます。
- **白井亮次委員** ごみ箱の設置は結構重要だと思っていまして。回遊性の向上ということで、飲食店、キッチンカーも置いていくということで、キッチンカーのところで捨ててくださいという話になりかねないので、それとも、食べ歩きといいますか、そういったことも非常に重要ですし、海外から来た方は、日本のごみ箱の少なさに驚くところで、そうしたところでごみの抑制にもつながるかもしれませんのですけれども、ぜひ臨港パーク以外のエリアについても、ごみ箱の設置というのは、地元の理解を得ながらではありますけれども、検討していただくといいのかなと思いますので、意見として伝えておきます。
- **森ひろたか委員** 水際線のまちづくりということでは、主要会派、各々の会派からこれまで長年にわたって議論をしてきた内容でありますので、大変喜ばしいというところだと思いますが。1点だけ気になっているのは、これまでの議論、様々なところで我が会派からも言っていますし、他会派からも意見を聞いていると、水際線をしっかりと整備していくことで人を呼び込ましようと。今回、人を呼び込むための整備はされるけれども、これがどう経済効果に結びついていくのかということが、少しコンセプトとしては物足りないなというのが印象です。

もちろん、今、白井委員が言ったように、ハンマーへッドとか、あとは赤レンガとか、もともと人が集まるような商業施設のところについてはいいのかもしれません、例えば山下公園のエリアとか、象の鼻とか、といったところというのは、そもそも今、商業自体がそんなにほかのエリアと比べるとにぎやかではない

と思います。

そういったのを複合的に、経済局とどう調整をされて対応していくのか、また、地べたを使うに当たっては港湾局との調整が必要だと思いますし、様々な規制がありますから、その規制をどう緩和していくのかということが大変重要なポイントだと思いますが、この点はどういうふうに議論されているのでしょうか。

- **高井都心活性化推進部長** 幾つか事例を紹介させていただきますけれども、今、説明資料の12ページに、これは一つハンマーHEAD周辺のエリアのイメージですけれども、今、右上にコラムで、②民間事業者によるにぎわい創出ということで、既存のグランピング施設が今あるのですけれども、それを女神橋側に、より拡張していくということで、こういった水際線のまちづくりに合わせて、民間事業者のほうで、まずはこういった飲食ができるような機能を充実させていくということを併せて考えさせているというのが1つ目の事例でございます。

もう一つは、説明資料の16ページに飛んでいただきまして、こちらは象の鼻エリアの整備イメージになってございます。この16ページの左下のコラムで、象の鼻テラスのリニューアルというのを掲げておりまして、これは市の施設になって、民間事業者に運営をいただいておりますけれども、こういった水際線の魅力を上げることで来街者が増えていくということで、文中にもありますけれども、こういったカフェも含めて、こういった場所の機能強化を図って、市としても公共的な施設のリニューアルをしっかりと併せてやっていきたいと思っています。

山下公園につきましては、整備の方向性の18ページに、まさにこのエリアの中でキッチンカーをかなり展開しているようなエリアでございます。既存で、ザ・ワーフハウス山下公園ということで、パークP-FIでやった事業もありますけれども、にぎわいを創出していく上には、こういった施設が一定の規制の緩和をしながら出やすいような形も取りながら、みどり環境局と港湾局ともしっかりとプロジェクトチームを組んで議論しておりますので、こういった来街者の飲食の充実というのは全序的に連携しながらしっかりとやっていきたいというところでございます。

- **森ひろたか委員** 資料に記載があったので、その点は十分理解をしているところですけれども、常設されるということが多分大事だと思うのですよね。山下公園なんかも、イベントごとにキッチンカーは出ているし、今、御説明いただいた内容というのは、スポット的に取組をこれまで進めてきている内容だと思います。

ただ、今回この水際線を、新たにまちをしっかりとつくっていくと、にぎわいを創出していくということを踏まえれば、もう少し踏み込んだ取組もしていかなければならぬのではないかというふうに認識をしておりますので、ここについては今すぐお答えをいただかなくて結構ですが、実際にこの水際線を整備するタイミングまでに、しっかりと経済局、港湾局と議論を深めていただいて、より人を集め、そして来てくれた人がそこでお金を使っていただく、その後にさらにまちに出ていただいて、お食事をしていただくとか、お買物をしていただくとか、こういった人の動線をつくっていただきたいと思います。

今、大変残念ながら、このエリアは食べるものがほとんどないし、何か飲み食いできるスペースというのは、お店の中に入っていくないとできませんので、いらっしゃる皆さんが海を見ながら、缶コーヒーとか缶ジュースとかを持ってたりとか、あとはちょっとチュロスを売っているところがあって、そのチュロスを買って食べているとか、その程度だと思っています。なので、もう少し間口を広げていただきたいなと思っていますので、その点、局長、どうぞよろしくお願ひします。

○ **樹岡都市整備局長** この中でも公共空間の活用みたいなこともうたっておりまますし、委員のおっしゃるところ、ハードだけ、インフラの整備はもちろん重要ですけれども、そこに人々が集まってにぎわいが生まれていくという中では、そういう人々が集まったり、飲み食いしたりというようなものが不可欠ですので、しっかりと関係局とも議論しながら、よりにぎわいが生まれるように取り組んでまいります。

○ **中島光徳委員** 17ページの山下公園エリアですけれども、この水際線のまちづくりに関しては、これから計画を進めていく上では、水際線自体を、先ほどの案内ポールも含めて、水際線の場所自体ににぎわいを持たせることと、また水際線から見た風景というのは非常に大事だと思うのですね。風景がきれいだとそこには人が集まってきたから。そういう意味では、ここにも17ページにも書いてあるのですけれども、ベイブリッジだとか、氷川丸だとか、そういうものの風景を大事にしていくと書いてあります。

これは確実な情報ではないのですけれども、もし情報を入手してたら教えてほしいのです。来年度ベイブリッジを、今までではベイブリッジというのは横浜の一つの象徴でもある、大事な部分だと思っていますけれども、特にこういう水際線から見た風景の中では、ベイブリッジというのはもう非常に、ベイブリッジを見に来た方もたくさんいるとは思うのですけれども。

今まで投光器でライトアップをしていて、ある一定の色しか使えなかったという。あれはもう最初つくったときは、物すごくあれを見に来た人がたくさんいたと思うのですけれども、その後レインボーブリッジができる、LEDでイベントだとか音楽に合わせて色を変えていくとかというのが、LEDが主流になってからはそういうふうになっていて。来年度あたりから首都高速がベイブリッジのライトアップの改修作業をするのではないかという話を少しことにしているのですけれども。もし都市整備のほうで、首都高速との情報交換の中で、そういう連携は、話はあるのかどうかをまず聞きたいと思います。

○ **高井都心活性化推進部長** ベイブリッジのLED化につきましては、委員御指摘のとおり、首都高速道路株式会社のほうで今、実施ということで、今、工期的には、2027年1月の完了を目指してLED化を進めていくという予定だというふうに聞いてございます。我々もGREEN×EXPOの開催の直前ということもあるので、どういった形でできるかというのはあるのですけれども、先ほど横浜の都市景観ということで、日本新三大夜景都市として選ばれた都市景観を生かしていく中でLED化されますので、どういった形で横浜の景観をつくっていくかというのは、完成していくことを待たずに、いろんな情報交換をしながら、より横浜のまちの魅力を上げていくような議論は府内連携してやっていきたいというふうに考えてございます。

○ **中島光徳委員** もうあと1年後ぐらいにはそういうことが始まつてくるということなので、ぜひ、この計画を立てる上でも、前もって連動して、水際線の魅力を創出する上では非常にインパクトの大きい話なので、策定の中には少し風景とかという書き方をしていますけれども、ぜひ連動して、前もって魅力創出をして、レインボーブリッジに負けないぐらい。レインボーブリッジは非常に人気があって、あれを見に行く方がたくさんいると、港だとか、あっちの東京のほうにはいるとは思うのですけれども。それをプラスして、この水際線のまちづくりのプラスのインパクトになると思いますので、ぜひ積極的に情報交換して、そことの連動した企画、また連動したものをこの計画の中にもう少し入れていくと、さらにいいものができていくかなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ **閑勝則委員** このコンセプトプランを最初に見たときに、たしか私は違和感を感じると言って。この8ページの水際線の白い太字が臨港パークまでは延びているのですけれども、先端部までは行っていないということで。たしかそのときは平原さんがお座りになつてしまつたので、当然ながら都市整備の報告事

項ということですから、そこはないでしょうけれども。ただ、9ページをめくれば、もう先端部はしっかりと入って、本当にここ臨港パークエリアということで表示がされているのですけれども。

ここで改めて、実は、このところというか今年度、少し先端部の事業進捗が芳しくなくて、予定よりも遅れているということ、これは国の予算も入っているということは承知しています。この間の動きもちらっと私も聞いてはいるのですけれども、改めてこの先端部も含めて、臨港パークのにぎわいの創出というものを聞かせていただけたらなと思いますけれども、いかがでしょう。

- **高井都心活性化推進部長** 9ページの中に臨港パークを記載させていただいておりますけれども、その中に今回砂浜の整備をしっかりと位置づけさせていただいたという状況でございます。当然、臨港パークの魅力を上げていく中では、エリア全体でやるということで、水際線のまちづくりも連動させてやらせていただくと受け止めさせていただいて結構だと思います。

8ページのところは、ちょうど横浜駅から来るキング軸と水際線がぶつかるところの印をしておりまして、ここからの5キロの起点の線になってございますので、そういう形で線の表現だというふうに受け止めていただければいいかなというふうに思います。臨港パークは、今回10月に横浜ティンバーワーフがオープンいたしまして、さらには今回、臨港パーク全体に市民の方々が滞在できるような空間を整備していったり、砂浜も整備を併せてやっていけば、朝、夜、いろんな楽しみ方ができますし、御家族で、カップルで、そういったことも含めて、面としてまちづくりをしっかりと進めていきたいと思っております。

- **閑勝則委員** 今、触れていただいた横浜ティンバーワーフのほうにもぎわっているというお話を聞きますし、それから今の予算措置の話で、国の予算という部分と市費という部分があると思いますけれども、きっちりとした線引きがあるわけではないので、今のお話を聞いて一安心というところなのですけれども、面という形で整備を進めていっていただければなというふうに思います。

それと、先ほど来、人をこういう水際線に呼び込んで経済効果だとかというような御意見もありました。私も本当に全くそのとおりだなというふうに思うのですけれども。そこへ持ってきて、これはまだ検討事項ということでありましたけれども、資源循環局のほうで、横浜市内全面禁煙を検討したいという報告があつたかと思います。私もいろんなところへお邪魔をして、私は喫煙者です。こういうところは喫煙者も行きたいですね。

だから、これから、資源循環でもそういう取組を進めたいということと、こんなにすばらしい横浜のシンボリックな街並みを再生していこうということを併せると、どうしてもそういった方々にも目を向けながら、横浜の来街者を増やそうということであれば、当然そういったことも必要になってくるのかなというふうに思います。

ただ、喫煙場所という設置に関しては、当然ながら局は違いますけれども、今現在、この延長の中で、臨港パークの先端部分から山下公園エリアのこのエリアでたばこが吸える所というのは実際あるのでしょうか。

- **高井都心活性化推進部長** 水際線のエリアの公共空間の中では喫煙所という所はないという認識をしております。ただ、民間の施設の中で、一定程度、例えばパシフィコ横浜ですとか、インターランチナルホテルとか、民間の施設では喫煙をする空間は整備されているという受け止めでございます。
- **閑勝則委員** そういう民間の施設というのも、今現在はどういう案内というか、民間施設だから、やたらと喫煙所がここにありますというのは、恐らく今やついらっしゃらないと思いますが、確認ですが、やっていませんよね。

- 高井都心活性化推進部長 積極的な案内というのはしていないというのが実情でございます。
- 関勝則委員 さっきの話なのですけれども、横浜市全体で禁煙ということになると、そうも言っていられないのかなというのが私も考えとして一つあります。資源循環のほうで、それに向けてどうするのというのは、我々もかねてより話、要望しているところはいいですと。そういう意味で健康増進も含めて、受動喫煙も含めて、禁煙というのはいいのだけれども、しっかりと、喫煙というスペースというか、エリアというか、そういうものはしっかりと確保していかなければいけないということは常々要望しているところなのですね。

今おっしゃっていただいた、そこで大事になってくるのは、民間施設の中で、もう既に喫煙できるスペースがあるというようなことを、これからうまく活用していくべきだと思いますし。

これから、そういう意味で、すばらしい景観形成もあるのだけれども、これだけのすばらしいエリアの中に、何か行政として考えられる喫煙のスペースとか、そういう施設というか、そういうものを行政の予算だけでやっていたら切りがないものですから、そういうふうに思いますが、すみません、そんな話をさせていただいたので、鈴木副市長、いかがでしょうか。

- 鈴木副市長 まずは、全市、路上喫煙禁止に向けて、きれいなまちをつくっていきたいという思いで、この方針を、資源循環局を中心に進めているところでございますので、御理解いただきたいというところから始まりまして、一方で、吸う人の権利、吸う人への配慮、そこを両輪でやっていくということは、市としても大きな方針と捉えております。まずは今の禁止エリアを中心に、喫煙空間を、密閉型へ移行する等のことも含めて整備を促進してまいります。

行政だけでやっていくには、予算的なもの、それからスペース的なものの限界がございますので、民間の、例えばビルの中の一角を使わせてもらうですか、そういうことも新たなメニューとしてこれから取り組んでまいります。どこのエリアでそういうものを集中的にやっていくかは、これからちゃんとデータも取りながら、禁止エリアの設定と併せて検討してまいりますので、今回の御指摘はまず受け止めさせていただきましたということにさせていただきます。

- 関勝則委員 ぜひそうしたことを並行してというか、連動してお考えいただきながら進めていただきたいと思いますし、今、他の委員も含めて出てきた局の数も相当ありますよね。樹岡局長、そういう局間連携というものは本当に重要だと思いますし、みどり環境も含めてなのですけれども、そういうことの、この一連の流れの中で、そういうことを何か特別に話し合っているというような組織というか、そういうことがあるのか。あくまでもこれはまず一義的には都市整備なのでしょうけれども、そういうことで集まつていただいて、そういうさっきの規制も含めて議論をしている専門チームじゃないですけれども、そういうのはあるのでしょうか。

- 樹岡都市整備局長 都市整備の仕事は、この水際線に限らず、まちをつくっていくためには、いろんなハード部局、そしてソフトの部局も全て関係するところが連携して取り組んでいくことが不可欠でございまして、水際線につきましても、いろいろ関係局と一緒に議論してつくり上げてきたものでございます。したがって、喫煙の場所の問題であるとか、先ほどいただいたごみ箱の問題であるとか、そういうこともまち全体でどうしていくのかということをしっかりと考えながら進めていく必要があると思いますので、それは都市整備局の総合調整をしていくという役割の根幹だと思いますので、しっかりといろんな部局と話合いをし

ながら進めていきたいと思います。

- **関勝則委員** 最後にします。本当にそのとおりだと思います。まちづくりのプロ集団である都市整備局が、もちろん一義的には主体になりながら、各局で連携しながら様々なことがあると思うんですね。だから、そういう中で、吸い上げていく中での、本当にすばらしい、横浜市にとっても誇りの持てるような水際線、そして一人でも多くの方にお越しいただけるような仕掛けを様々な視点から、これからも各局と連携しながら進めていっていただきたいと要望させていただきます。ありがとうございました。
- **深作祐衣委員** 私は、かねてからいろいろ意見交換させていただく中で、この遊具、ページで言うと10ページです。こういう水際線のまちづくりに関して、子供たちが遊べるような遊具の設置ができるといのではないかという話をさせていただいていたと思うのですけれども。

意外とこの10ページに出てきた遊具が結構小さい感じのもので。シンボリックなというワードがさきからもずっと出てきていますけれども、横浜の人も、横浜外の人も、横浜といえば、こういったみなとみらいだったり、この水際線のところをイメージすると思いますので、何かしら遊具もシンボリックなものを置いていただくことこそが、若い世代が横浜を定住地として選んだり、引き続きそういったその経済を回していくという意味でも、訪れるきっかけの一つになると思うのですが、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。

- **高井都心活性化推進部長** 我々も、来街者の目線、それは住民の皆様の目線で、かなりまち歩きをさせていただきました。このエリア。委員からも以前の委員会で御指摘がありましたけれども、子供たち、親子世代が遊べる場所とかゆっくりできる場所がもっと充実できるなという思いで、今回、臨港パークの中でこういった遊具の設置という言葉を新たに位置づけさせていただいたという経過でございます。
ただ、まだ、どういった大きさの遊具、どんな仕様の遊具にしていくかというのは、まさにこれから検討していく段階になっていますので、場所に合った大きさだと機能も含めて、しっかり検討を深めていきたいと考えてございます。

- **深作祐衣委員** 私もよくアンパンマンこどもミュージアムに友人と行ったりするのですけれども、市外から来るのは、アンパンマンこどもミュージアムに車で来てそのまま帰るみたいな。やるとしても、その周辺で遊ぶとしても、鉄板ルートはオーケーでお弁当を買って、高島中央公園で遊ぶ、なのですよ。それはすごくもったいないなと一市議としても一市民としても思っていて。その方々をどうにかちょっと歩いてもらつて、臨港パークまでつなげるみたいなことを、商業施設とも一緒にタッグを組んで、巻き込んでやっていただくことが必要なのではないかなと思うのですが、そういう商業施設との連携みたいなところでいうと、何か今考えているのはあるのですか。

- **高井都心活性化推進部長** このコンセプトプランの素案をまとめるに当たっては、沿道の商業施設の皆様とか、ホテルとか、沿道の一通り、ヒアリングと課題の把握で足を運ばせていただいておりまして。こういったプランが打ち出しをされていくことで、ぜひいろんな連携をしていきたいというお声を頂戴してございます。

先ほど森委員からもありましたけれども、目の前の公共空間をもっとうまく使って、お店を出していきたいとか、マルシェをやりたいとか、あとイベントをやるためににはこういう公共空間を使っていきたいというお声を頂戴していますので、これから原案を固めていきますけれども、それにかかわらず、つくった後もそういう取組がしっかりできるようなことというのは、継続的に情報交換をしながらしっかり取り組んでいきたいと考えてございます。

- 深作祐衣委員 ぜひお願いしたいと思います。

その観点でもう一個、絶賛子育て世代として気になっているのが、ベビーカーのレンタルができるといいなというふうに思っていて。キックボードとか、いろいろ考えられていらっしゃるとは思うのですけれども、今なかなか見えないと思うのですが、例えばランドマークで借りたベビーカーはマークイズで返せるようになっていたりとか、そういうことは意外と進んでいるのですけれども、そこ以外の場所に行ったときに、そのベビーカーをまた返しに行くのかとか。

今、商業施設ごとの取組は見えるのですけれども、こういった一体整備になってきたときには、子育て世帯も回遊できるように、みんな車で来たり、もちろんベビーカーを持ちで来たりはするのですけれども、多子世帯が2台持ってくるとかというのはなかなか厳しかったりするので、そういう視点も踏まえて、全ての世代の方だったり、全ての家族構成の方がより楽しみやすいもの。

今、思い出せないですけれども、東京の池袋のほうか何かに行って、ベビーカーをレンタルしたときに、そこにG P Sがついていて、その子育て世帯がどういうふうに回遊しているのか、データを取っているみたいなことを、たまたまなのか、継続的なのか、やっていらっしゃったりしたのですよ。私はそれを見て、なるほど面白いなと。ここから行って、ここでおむつを替えて、ここでお茶をして、休憩して、食事して、寝た子がいたら親はもうちょっと散歩できるなど、いろんなことが見えてくるきっかけにもなり得るかなと思いましたので、そのあたりもぜひ研究をしていただきたいなと。これは要望で大丈夫です。お願いいたします。

- 白井正子委員 お願いします。今回説明された素案の中で、具体的にいろいろ見えてきているのですけれども、ハードとして本市が整備するとか、民間事業者が整備するとか、いろんな区分けがもう想定されていると思うのですけれども。

大きなところでは、14ページですと赤れんがパークと象の鼻パークにペデストリアンブリッジを整備するというもののとか、それから、新たにぎわい集客施設を赤れんがエリアにつくっていくとか、それから、大きなものかなと思われるものでは、山下臨港線のプロムナードから大さん橋へのスロープとか、象の鼻エリアへ階段をつけるとか、そういうところが読み取れるのですけれども。

この行政と、それから民間との整備の仕分というのはどのように考えておられるのか、伺います。

- 高井都心活性化推進部長 まずベースといたしましては、公共空間である、例えば公園、港湾緑地の中で、歩道空間になっていくものとか、ベースとなるインフラは横浜市が中心に国費なんかも取りながら整備していく考え方方が一義的にはございます。ただ、新たにぎわい施設というものを設置していくときには、かなり民間のノウハウだけじゃなくて、資金だとか活力も導入していくので、公民連携の事業として、どうこれから組立てをしていくのかというのを調整ですけれども、いろんな形でそういう民間の協力を得られるような事業スキームを、これから整理をしっかりとしていくふうに考えてございます。

- 白井正子委員 ブリッジをつけたり、スロープをつけたり、階段をつけたりとか、そういうものはどちらの役割なのでしょうか。

- 高井都心活性化推進部長 基本は公共が主体の役割だというふうに考えてございます。

- 白井正子委員 それから、夜間、夜景を美しくするということなのですけれども。今もヨルノヨでとても楽しめるのですけれども、これからこれをもっと磨き上げた照明にするということは、何らか照明の設備も新たに必要ではないかなと思うのですが、そういう照明の設備の設置は公なのでしょうか、民間なのでしょうか。

うか。

- **高井都心活性化推進部長** 基本的に、港湾緑地ですか公園にある公共照明の照明を、今回、ヨルノヨミたいな演出がやりやすいように、フルカラーのLEDに交換をしていきたいというふうに考えてございます。今、ヨルノヨミは仮設の照明を設置して、期間が終わると撤去するという形になりますけれども、それをもう常設にどんどん転換をしていくという形で考えてございます。ただ、ヨルノヨミにつきましては、民間のビルの方々の照明器具の中で一緒に連動して演出をしておりますので、全体の演出としては公民連携でやっていくのですけれども、それに連動した公共空間の照明の施設整備については、基本は本市のほうでしっかりと対応していくという考え方でございます。
- **白井正子委員** 費用負担がどうなるのか、公民連携でやると、その辺はきちんと公共的なものに限った横浜市の負担にしていただきたいという思いがあります。これまで、みなとみらいの地域にペデストリアンデッキ、デッキの整備が行われている中で、橋脚は民間のビルの接するところには負担をいただくというような、そういう仕分もされておりましたように、これからこここの水際線のまちづくりで、いろいろハードのものをつくっていくに当たっては、公で設置すべきもの、それから民間事業者の設置すべきものというところをしっかりと判断していただいて、公共性のあるものに限った支出というものを心がけていただく必要があると思いますが、その辺の考え方をお聞きします。
- **高井都心活性化推進部長** 今、みなとみらいのデッキの事例がありましたけれども、民間の方にもできる限り応分の負担をいただけるようなものというのも出てこようかと思います。ただ、今回、一旦整備イメージとして掲げさせていただいておりますので、これから設計をしてまいりますし、事業スキームも考えていきますので、そういう中で民間の方々の御協力が得られるような事業として、これから考えていくたいというふうに考えてございます。
- **田代正孝委員** わくわくするような計画をつくっていただいて、本当にありがたいと思っておりますが、桜木町のところから汽車道を通って赤レンガまで汽車を走らせたらいいのではないかということを前から僕は思っているのね。赤レンガのところに今度、汽車が展示されるみたいだけれども、動かない面白くないのですよ。明治村なんかでも明治の汽車が走っていますよね。そういうものを走らせたら面白いのではないかと思うのだけれども、何かできませんか。
- **高井都心活性化推進部長** 今、いろいろ蒸気機関車につきましては、いろんな持たれている方へのヒアリングをさせていただいて、現状の保存状態だとか、自走ができるかとか、いろんな意見交換をさせていただいているという状況でございます。横浜も蒸気機関車が走っていたという歴史がございますので、そういう時代背景を再現できるようなことがどこまでできるかというの課題だなというふうに思っています。ただ、本当に走らせようすると、なかなか今、自立というよりは違う電車でけん引をしたりとか、汽車もスモークで煙を出したりとかして演出するとか、イベント的な要素に近いものもありますし、現存で走っているものはそのまま活躍しているという状況もありますので、確かにわくわくするようなことということで言えば、蒸気機関車を動かせるようにするというのは非常に御指摘としてはごもっともかなと思いますけれども、相手方がいることなので、これからそういった視点も含めながら、どういったことが、展示ができるかというのは、これから調整をしていきたいというふうに考えてございます。
- **東みちよ副委員長** 水際線の魅力的なコンテンツや整備が計画されていて、すごくわくわくする内容かと思います。ただ、これは全部一遍にはできないと思うのですが、優先順位といいますか、重点箇所みたいな

ことはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

- **高井都心活性化推進部長** まずは、GREEN×EXPO 2027があるということになるので、来街者の方々にとつて横浜の魅力を知っていただく、場所を知っていただくということを、まずは重点的にやっていくのと、時間的にも限られていますので、先ほどの案内サインですとか、できる照明だとか、ソフトを中心にしながらも、まずお出迎えができるようなことを重点的にやっていきたいというふうに考えてございます。

その中でも、比較的イベントとの調整がかなり、それぞれのパークでは要るものですから、そういった調整状況の中でいきますと、今は臨港パークの辺りが一番スピード感としては出てくるかなと思っていますが、全体として策定後4年間を目標に、できる限りこういった目指すべき姿を実現できるように取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

- **東みちよ副委員長** そうですね。これだけの計画は大変だと思うのですが、着実に進めていただきたいと思います。

あと、私はこの水際線の様々な計画の中で、これは早く進めたほうがいいのではないかと思うのが、横浜駅東口です。あそこはKアリーナですか、あの辺の大規模イベントで多くの人が往来するのですけれども、非常に照明が暗かったり、道が分からなくて、待ち合わせしても迷子になってしまったりという状況が今、生じておりますので、こういったこと、地味な場所ではあるのですが、人の流れを考えると、こういうところもぜひ早めに進めていただけるとよいかなと思いましたが、いかがでしょうか。

- **高井都心活性化推進部長** 御説明させていただいた資料の23ページ、24ページがまさに横浜の玄関口である横浜駅からみなとみらいを経由して水際線にいざなう動線ということになってございまして、この中でも一部、例えば24ページにある、今映し出されておりますけれども、こういった水際線へといざなう連続した空間だとか、フラッグポールをつけたりとか、これはこのコンセプトプランの策定と並行させていただいて、みなとみらい、横浜駅のまちづくりとしても必要だろうということで、一定程度、この24ページにあるものは、今年度中に一定の姿まで完成することを目指しているという状況でございます。

さらに23ページにつきましても、まさに横浜の玄関口の東口、横浜の東口の駅に近いところになりますので、多くの来街者をお迎えする空間として、委員の御指摘のように、できる限り早く、こういった姿が実現できるように取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

- **東みちよ副委員長** ぜひお願ひします。あともう一つ、人が往来するには、移動手段も重要なですけれども、ここは都市整備局とはまた離れます、交通局であったり、民間事業者であったり、そういうところもしっかりと連携して、人が流れるようにしていただきたいと思います。そして、あと、これには書いていないのですが、今シーバスなどもあって、シーバスも水際線の魅力的な移動のツールですので、それも民間事業者ではありますが、そうした様々なモビリティとも連携していただきたいと思います。これは要望です。

- **奥石かつ子委員** 今の東委員の発言に関連するのですけれども、御説明のときに、はまテラスの辺りですか、東口の広場はかなりの比率で民地が入っていてというようなことを伺っておりますけれども、その民間の方が所有する場所、土地に関しても、このプランの中で一体的に行く行くは整備してほしいということになるかと思うのですが、その部分に対しては、横浜市からはどういった形で協力をお願いしていくのでしょうか。例えば補助金を出すとか、棲み分けの仕方を教えていただけたら。

- **高井都心活性化推進部長** 今、23ページで、はまテラスを少し事例に挙げますと、ここはまさに民間の敷

地で、公開空地になってございます。最終的には、出ておりますけれども、そういう横浜とスカイビルを、権利を持たれている方の、こちらにつきましては民間の資金で全て整備をいただく形で調整を今進めてございます。ただ、今、実証的に東口の空間がこういった空間の使い方で大丈夫かというのは、実はここ3か月ぐらい、今、実証的に芝生をひいたりですとか、椅子、テーブルを置いたり、キッチンカー的なものを出したりという実証をしてございます。

そういう実証をしていく中で、公共空間としての規制をどうしていくのかですとか、全体の交通量だと、移動に支障がないかという、そういうトータルのところについては、市も一定の検証的なところの費用負担というのは出ようかと思いますけれども、基本は民地につきましては、できる限り民間事業者の方々に我々のプランにのっとって整備を御一緒にさせていただきたいというふうに考えてございます。

○ 奥石かつ子委員 経済状況などによっては難しいことも多いと思うのですけれども、ぜひ、細やかな対応でよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○ 伊波俊之助委員長 他に御発言もないようですので、質疑についてはこの程度にとどめ、本プランが議決事件に該当するかどうかについて協議したいと思います。

本件について、各会派等の御意見をお願いいたします。

○ 白井亮次委員 自民党としては、市内全域または全市民を対象とした基本的な方向性を定める計画ではないので、平成26年市会運営委員会における決定などを踏まえて、議決事件には当たらないと考えております。

○ 中島光徳委員 公明党会派も同じく議決事件にしないという方向でお願いします。

○ 森ひろたか委員 立憲民主党も議決事件にしないということでお願いします。

○ 深作祐衣委員 国民民主党無所属の会も議決事件にはせず、まちとしてやっていければいいかと思います。

○ 白井正子委員 日本共産党は、この行政の計画は議決にはなじまないと思います。

○ 奥石かつ子委員 同じく議決事件にはなじまないと存じます。

○ 太田正孝委員 横浜の発展の骨幹に関わる問題だから、僕は議決案件のほうがよろしいかと思います。

○ 伊波俊之助委員長 それでは、お諮りしたいと思います。

皆様からの御意見をお伺いした結果、多数意見では議決事件に該当しない、少数意見では議決事件に該当するとのことでしたので、本委員会としましては、本プランは議決事件に該当しないということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 伊波俊之助委員長 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

委員の皆様の御発言にもあったように、この水際線は都市臨海部のまちづくりにおいて大変重要であり、今回コンセプトプランをまとめていただいたのは意義深いと思います。市として半世紀以上前からこの水際線の整備に取り組み、先人たちの努力により、ここまで魅力的な姿になりました。今後、さらなる魅力向上のために、具体的な整備に当たっては、各エリアの個性を踏まえ、景観やデザイン、利便性など幅広く深く議論して、関係局とも連携しながら努めていただきたいと思います。いいものができることを大いに期待をしております。当局におかれましても、今後も各委員及び市民の御意見をよく参考にしながら、本件の策定を進めていただきたいと思います。



◎ けやき通り西交差点の渋滞対策について

- 伊波俊之助委員長 次は、けやき通り西交差点の渋滞対策についてを議題に供します。
- 当局の報告を求めます。
- 樹岡都市整備局長 資料3を御覧ください。けやき通り西交差点の渋滞対策について御報告させていただきます。
- 1ページを御覧ください。本日の説明資料の目次です。資料は下線を引いた箇所を中心に御説明してまいります。
- 2ページを御覧ください。1、概要についてですが、けやき通り西交差点では渋滞が慢性化しています。渋滞解消に向けて、神奈川県警察と協議を行った結果、首都高速道路へ左折する専用レーンを設けることになりました。
- 3ページを御覧ください。2、主な渋滞の原因についてですが、下の図に概略をお示ししておりますが、横断歩道を渡る多くの歩行者により、桜木町方面から来た車両が首都高速道路へ左折しにくくなることが主な渋滞の原因と考えられます。
- 4ページを御覧ください。3、これまでの経緯についてですが、令和4年8月に首都高速道路へ左折する車両の通過交通量を増やすため、横断歩道が赤信号になった後の車道の直進・左折の時間を2秒から12秒に延長しました。令和6年5月、建築・都市整備・道路委員会にて、首都高速道路出入口の横断歩道を封鎖する社会実験の実施について報告しました。その後、11月に横断歩道を封鎖する社会実験を実施し、12月から社会実験の結果を踏まえて、神奈川県警察と渋滞対策について協議を進めてきました。
- 5ページを御覧ください。4、社会実験についてですが、横断歩道をバリケードで封鎖することにより、横断歩道がない状況を模擬的につくりました。横断歩道の封鎖期間は、令和6年11月5日から11月11日までの7時から22時の間に実施いたしました。社会実験の結果、①渋滞は発生せず、横断歩道封鎖は渋滞対策として効果があることを確認できました。②イベントの来場者が退場する際も、歩行者の混乱やトラブルはありませんでした。③自転車と車の動線が錯綜する場面が確認されました。
- 6ページを御覧ください。5、渋滞対策の内容ですが、神奈川県警察と協議を行った結果、まずは横断歩道を撤去せず、首都高速道路への左折専用レーンを設け、左折可能な時間を大幅に増加させることになりました。下の左側の図を御覧ください。現在、第一通行帯、一番下の車線になりますけれども、直進と左折のレーンとなっており、歩行者、自転車と左折車両が交錯するような信号処理になっています。これを右図の黄色枠に示すように、第一通行帯を首都高速道路への左折専用レーンに変更することで、左折の専用の青信号が出来るようになりますから、首都高速道路からの右折を流している時間に、桜木町方面からの左折も処理できるようにします。これにより、歩行者、自転車と交錯せずに左折することが可能となり、左折可能交通容量は1時間当たり172台から324台に増える見込みです。
- さらに、首都高速道路から右折する時間も現状より大幅に増加することになりますので、首都高速道路出口側の渋滞も改善される予定です。
- 7ページを御覧ください。6、左折専用レーンに伴う工事についてですが、下の図を御覧ください。左折専用レーンの設置に伴い、直進可能なレーンが1車線減少します。休日には、赤枠に示す右折レーンに右折車が収まらず、直進車を阻害する場面も見受けられ、直進レーンの円滑な交通処理を図るため、右折専用レーンの延長などの道路改良工事を併せて行います。神奈川県警察では、路面への規制標示と信号機の改修工事を行います。

8ページを御覧ください。7、渋滞対策のスケジュールですが、令和8年1月から標識の移設などを開始し、4月から右折専用レーンの延長工事を実施します。規制標示・信号機改修工事については、神奈川県警察において下半期に実施される見込みで、対策完了は令和9年4月を予定しています。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

- **伊波俊之助委員長** 報告が終わりましたので、質疑に入ります。
- **白井亮次委員** 1点確認なのですが、6ページで、対策側のところで自転車と交錯せずに左折進入が可能ということなのですけれども、確かに道路交通法の左折のところに自転車が来ないという想定だとは思うのですけれども、実際に上の直進のところを自転車が走る想定ということで合っていますか。左折の隣のレーン。
- **樹岡都市整備局長** 木村部長よりお答えします。
- **木村都心活性化推進部担当部長** 自転車で走れる状態です。今、現状では歩道も走れるようになっておりまして、あと車道も走れる状態です。今、自転車は横断歩道の信号に従うように、こここの交差点ではなっておりますので、歩道用の信号が赤になったときには、自転車もそこで止まります。ですので、今、首都高速道路に左折する車が通れるタイミングでは、自転車も止まる状態になりますので、安全に交錯せずに通行できるようになります。
- **白井亮次委員** 来年4月から道路交通法の改正があると思うのですけれども、基本的に大人は車道を走るということで、この区間の歩道というのは、それに対象外になる、歩道も走っていい条件に4月以降もなるというような認識で合っていますか。
- **木村都心活性化推進部担当部長** 歩道で幅が広いという所もありまして、警察のほうで線を引いて、自転車が走れるような状態しております。これについては今、道路交通法改正に伴ってそこを禁止するという話は聞いておりません。
- **白井亮次委員** 結構皆さんもここは走ると思うのですけれども、自転車が歩道を走らざるに結構行くじゃないですか。あれは警察側からすると禁止ですという話だとは思うのですけれども、実情として走る可能性はあるじゃないですか。そうしたときに、そうならないような対策というのは今あるのでしょうか。
- **木村都心活性化推進部担当部長** 現在は、歩道を自転車が走らないような対策をここで特にしているということではございませんけれども、今後、この改良に合わせて警察と協議する中で、そこが課題であれば、警察と連携して対策をどうしていくかというのを協議していきたいと考えております。
- **白井亮次委員** 左折になるということで、事故が起きる可能性が、もともと左折なのですけれども、今も起きているとは思うのですけれども、そこら辺の周知というか、自転車側へのそうした守っていただくような取組というのも県と一緒にやっていただけるといいと思いますので、よろしくお願ひします。以上で大丈夫です。
- **森ひろたか委員** 経過だけ確認をさせていただきたいのですが、5ページ目の社会実験をやったじゃないですか。やったときに特段の問題が起きましたと。その上で、6ページ目で横断歩道を撤去しないという判断をした経過、判断はどういった判断だったのですか。
- **木村都心活性化推進部担当部長** 社会実験を行った結果、交通渋滞の状態だとか、あと、ほかの交通を含めた分析を、ビデオで撮影して、そういう分析をしました。その結果を基に県警のほうと協議を進めてきました。渋滞対策としては一定の効果があるということは共通認識を持っております。

一方で、まだデッキレベルでの歩行者ネットワークは完成していないという状況の中で、今後、複数のイベントが横浜市で行われた場合に、万が一、人が集まって、歩行者が雑踏するようなことをすごく懸念されていました。特に事例で挙げられていましたのは、明石で2001年に花火大会で、歩道橋で雑踏事故が起きて、11名の方が亡くなられたという事例がございましたけれども、そういう懸念をすごく県警のほうで言っておりまして。治安対策上の観点から一旦は、一気に横断歩道を取るのではなくて、段階的に進めていくという話になりました。

○ 森ひろたか委員 ということは、デッキレベルの整備が完了したら、改めてこの横断歩道の撤去については検討がまた再開するという認識でいいですか。

○ 木村都心活性化推進部担当部長 まずは今回の対策で様子を見ていこうというふうにしております。これで渋滞が解消されるのであれば、しばらくはこのままでいいと思うのですけれども、これでももし渋滞が解消されないようであれば、ほかの方法も含めて、引き続き県警と協議していくことになります。

○ 森ひろたか委員 一定程度の効果はあるだろうなと思いつつも、僕は毎日ここを車で通っているので、横浜銀行さんの駐車場の出入口があるじゃないですか。あそこは車線変更がまだ可なのですよね。車の運転手さんは、一応出入口ですから、渋滞していても、あそこを空けながら皆さん渋滞に並ばれるのですが、一定のマナーが悪い人たちは、あそこにはんぱん入っていって、どんどん渋滞が後ろに延びていくというのが日常的な光景になっています。

今回みたいに対策を打つ中での議論の中で、県警と、これは完全歩車分離の信号にしていくことには御検討されたのですか。というのは、斎藤委員もよく御存知なのですが、保土ヶ谷の区役所の近くには完全歩車分離信号というのがあって、いわゆるスクランブル交差点的になっていますけれども、歩行者と車がもう完全に分離されている。もちろん自転車もしっかりと止まっているという信号がありますけれども、そういう議論はされたのでしょうか。

○ 木村都心活性化推進部担当部長 スクランブル交差点のような完全歩車分離という選択肢もございましたけれども、完全歩車分離をしますと、歩行者と車も含めて、待ち時間が逆に長くなるということが一般的でございます。そういう中から、今回、渋滞対策として効果が比較的低いのではないかということもありまして、今回は部分歩車分離というふうに選択肢を取らせていただいている。

○ 森ひろたか委員 渋滞の緩和の効果が低いというふうにおっしゃっていたのですが、トータルで見ていけば、短期的に見れば、もちろん待ち時間は長くなりますが、長期的に時間単位で見ていくと、大きくそんなに差がないのがもうデータとして出ておりますので、ぜひ今回試していただいて、白井委員がおっしゃっていたように、自転車の問題とか様々問題が出てくると思いますので、その際には、もう一回県警と完全歩車分離も含めて御検討いただくといいかなと思いますし、一番の理想は、デッキレベルの整備がしっかりと終わっていくのが一番いいのかなとは思っていますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○ 伊波俊之助委員長 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。



◎ 横浜市中期計画2026～2029（素案）について

○ 伊波俊之助委員長 次に、横浜市中期計画2026～2029素案についてを議題に供します。

なお、本件につきましては、政策経営局の黒田経営戦略部政策担当部長ほか関係職員が説明員として出席しますので、御了承願います。

暫時休憩いたします。

休憩時刻 午後11時53分



再開時刻 午後11時56分

- 伊波俊之助委員長 休憩前に続きまして、委員会を再開いたします。
それでは、当局の報告を求めます。
- 樹岡都市整備局長 横浜市中期計画2026～2029、素案について御説明します。新たな中期計画については、9月10日の基本的方向の公表後、市会や市民の皆様の御意見を伺いながら検討を進めてまいりました。このたび、素案としてまとめましたので、まず、政策経営局から全体概要について御説明いたします。
- 黒田経営政策局経営戦略部政策担当部長 それでは、お手元の横浜市中期計画2026～2029素案、概要説明資料を御覧ください。以下、本計画とさせていただきます。
それでは、本計画全体の概要について、マーカー部分を中心に御説明いたします。

1ページをお開きください。都市像、明日をひらく都市は、2040年頃の横浜のありたい姿を表しております。本計画においても、明日をひらく年を2040年頃の横浜のありたい姿として継承します。そして、横浜に関わる全ての皆様と、共に未来を切り拓いていくための共通の大方針として引き続き共有、活用していきます。

また、下段2つ目の米印にありますとおり、明日をひらく都市は、横浜市基本構想を踏まえて策定しています。明日をひらく都市を本計画でも継承していくとの考え方の下、横浜市基本構想を今後も継承していきます。

2ページをお開きください。本計画全体の構成は目次のとおりとなっており、順次御説明いたします。

4ページをお開きください。横浜市中期計画2026～2029の策定から、本計画の位置づけ、特徴を御説明します。

5ページをお開きいただき、6ページと併せて御覧ください。5ページの計画の位置づけと策定経過を御覧ください。本計画は、2040年頃の横浜のありたい姿として、都市像、明日をひらく都市を継承し、現状の課題解決に取り組みながら、市民生活の安心・安全と横浜の持続的な成長発展を目指す、横浜市の新たな中期計画です。

6ページ、本計画の特徴を御覧ください。本計画は、現在と未来の両方の視点で都市の将来像と施策を捉え、都市像、戦略、政策、施策の体系化や、計画で予算を固定せず、行政・財政を変革させながら最適な事業を追求するとした現計画の考え方を継承しています。

加えて、より戦略的・体系的な計画へと高め、市民の皆様の実感を評価の軸に置いて、目標に向けて柔軟に必要な取組や手段を選択して実践していくスキームとし、市民の皆様の暮らしの意識や状態を定期的に把握しながら、その向上等を目指して、4年間で重点的に進める戦略や取組を中心に記載しています。

6ページのピラミッド図を御覧ください。ピラミッドの土台の紺色の部分は、市政の基礎となり、日々の生活や活動を支える個別分野別計画や業務サービスであり、図の上部の水色部分が、本計画において4年間で重点的に進める戦略や取組です。市政全体で全ての政策や施策を連動させて推進し、都市像である明日をひらく都市につなげていきます。

7ページをお開きください。計画期間は2026年度から2029年度までの4年間とします。また、本計画の推

進に当たっては、横浜に関わる全ての方々、多様な主体が連携し、取組を進めていきます。

9ページをお開きいただき、10ページと併せて御覧ください。本計画の推進に向けて前提とする考え方を御説明します。

9ページ、市民目線の政策を中心に御覧ください。ページの中段から下段には、本計画の策定に先立つて実施した市民目線のニーズ探求調査、子供たちを対象とした未来の横浜に関するアイディア募集の結果をまとめています。横浜への意識、日々の暮らしへの意識、子供の考える未来の横浜について、表記のとおりとなっています。

上段の文章の3段落目に記載しましたとおり、こうした市民の皆様の声や子供たちの思いは、横浜が安心と希望を育むまちであるための重要なポイントで、暮らしやすさの上に未来への期待をどう築いていくかが大事だということを改めて認識しました。

10ページをお開きください。次に、持続可能な市政運営の推進です。将来的な市税収入の減少、社会保障経費のさらなる増加、公共施設の老朽化問題など、自治体の経営環境は厳しさを増していくと見込まれます。本市では、2022年度に、横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン及び職員の行動指針として、行政運営の基本方針を定め、持続可能な市政運営に力を入れてきました。市政運営のガバナンスとマネジメントを発揮するためのこうした中長期の行財政方針を土台に、持続可能な市政運営を進め、施策の推進と財政の健全性の維持を両立していきます。

11ページをお開きいただき、12ページと併せて御覧ください。本計画の推進に向けて重視する市役所職員の基本姿勢です。

まずデータ経営の徹底です。データ経営は限られた経営資源の中で、本質的な行政課題を追求しながらアウトカム重視で政策の質を高めるとともに、財源創出にも貢献する本市ならではの経営手法です。2024年度から開始したデータドリブンプロジェクトをDDP2.0へバージョンアップして、データ駆動型経営へ本格移行し、市民目線の経営サイクルの下、財源や人材の選択と集中、市役所組織・職員の生産性向上につなげます。また、SDGs実現の視点を持ち、引き続き取り組みます。

14ページをお開きください。ここから計画の全体像を御説明します。

15ページは本計画の戦略です。市民生活の安心・安全、横浜の持続的な成長・発展を掲げ、現状の課題解決に取り組みながら、未来につなぐ政策を推進し、明日をひらく都市の実現に取り組みます。ページ下にお示したとおり、あらゆる世代・多様な市民の皆様が安心・安全を基本に、自分らしく生き生きと暮らすことのできる、住みたい・住み続けたいまちを、また世界をリードする都市として、持続的に成長・発展し、未来に希望を抱くことができる、選ばれるまちを目指してまいります。

16ページは、本計画の計画体系です。最上段に、明日をひらく都市を掲げ、その実現に向け、ただいま御説明した戦略を、中段に、戦略の下に進める総合的な取組と横断的な取組を、下段に、土台として、行政運営の基本方針と財政ビジョンを位置づけた計画体系としています。

ページ中段の総合的な取組と横断的な取組について、具体的に御説明します。ページ中段の大きな四角囲みが総合的な取組であり、14の政策群を設定し、また、政策群に関連する各施策群は33の施策群とし、各施策群は個別分野計画とも連動し、アウトカム指標により進捗管理し、もう一つの柱の横断的な取組は、中期計画で初めて位置づけるものですが、下段の四角囲みにあるとおり、テーマに関連する施策群による横断プロジェクトであり、横浜の成長発展に向けた明日をひらく都市プロジェクトとし、循環型都市への移行、観

光・経済活性化、未来を創るまちづくりの3つのテーマを推進します。

各政策群、プロジェクトの説明については、各局からそれぞれ関連する部分を説明することをもって概要説明に代えさせていただきます。

17ページをお開きいただき、18ページと併せて御覧ください。このページでは、14の政策群と33の施策群を一覧で記載しています。

19ページをお開きいただき、20ページと併せて御覧ください。データ駆動型経営の本格移行について御説明します。本計画では、政策・施策体系の下、今後4年間で重点的に進める総合的な取組と、明日をひらく都市プロジェクトの横断的な取組を推進し、個別分野別計画の推進と併せ、市民生活の向上を目指します。それらを効果的・効率的に推進するため、データ駆動型経営に本格移行し、市役所全体で実践します。

データ駆動型経営については、中段から下段の四角囲みにまとめており、横浜市役所が実践するデータ駆動型経営として、市民目線の経営サイクルの中で目指すべき状態とアウトカム指標の進捗状況を適時適切に検証し、改善を図ることで成果発現を目指します。

本市は、これまでもPDCAを取り組んできているところですが、P、C、Aのアップデートに取り組みます。図の青文字にあります、市民目線の経営サイクルの下、青四角Pの項目の下の米印のとおり、本計画では、計画策定段階で市民目線を中心とした最上位の目標から、その実現に向けた中間的な政策効果、中期計画期間における成果までをバックキャスティングで設定し、可能な限りの可視化に取り組みました。今、御覧いただいた米印のさらに下に示している政策・施策体系図は、米に記載した考え方を可視化したもので

す。

また、図のC、A部分をオレンジ色の枠で囲んでおり、チェック、アクションの強化にも取り組み、DDPにより施策の質の向上とともに、経営資源活用の本質的な検証改善を実践していきます。

20ページを御覧ください。御説明してきた経営サイクルの一環として、政策群は市民の実感を測る指標、施策群は成果発揮を目指す指標を、それぞれアウトカム指標として設定します。中段には、政策指標と施策指標について、指標の見方、活用方法を御説明しています。政策指標、市民の皆様の横浜市での暮らしの意識を表す指標は、指標の見方のとおり、毎日の安心・安全、防災・減災などの政策分野ごとに、市民の皆様の暮らし、意識や状態をデータで把握し、モニタリングを実施し、施策指標2029年度に向けて進捗管理し、成果発揮を目指す指標は、指標の見方のとおり、市民の皆様の暮らしの向上に向けて、計画期間中の進捗を把握し、成果発揮を実践します。

ページ下段の米印にあるとおり、このほか、行政運営・財政運営における取組については、取組指標を設定し、進捗を管理します。ページ最下段にあるとおり、本計画の振り返りは、毎年度議会へ進捗状況を報告するとともに、計画策定から2年経過後の2028年度には中間振り返りを、計画期間終了後の2030年度には最終振り返りを議会に報告します。

22ページを御覧ください。行財政運営は、政策分野の総合的な取組や横断的な取組を進めるに当たって、これらを支える土台となる取組です。政策推進、行政運営、財政運営を密接に連動させることで、持続可能な市政運営をさらに強化します。

行財政運営の取組項目については一覧のとおりです。個々の取組の概要説明については、各取組の所管からそれぞれ関連する部分を説明することをもって代えさせていただきます。

24ページを御覧ください。ページ中段の新たな中期計画の基本的方向に関する意見聴取について御覧くだ

さい。1、市民意見募集、アンケート形式では620人・団体から御意見をいただきました。市民意見募集、インタビュー形式では65名の市民の方に御協力いただき、377件の御意見をいただきました。中期計画の策定に係る意見募集として初めて実施したこども意見募集では、247件の意見をいただきました。また、市民意見募集とは別に、4、有識者ヒアリングも実施し、一覧に記載の有識者の皆様に御意見をいただきました。これらの意見聴取の結果につきましては、横浜市のウェブページで公表しております。

25ページを御覧ください。最後に、ページ上段の策定スケジュールについて御説明します。今回12月3日に素案を公表しました。今後は、素案に対するパブリックコメントを実施の上、来年5月頃に原案の策定を予定しており、原案については、議案として提出させていただく予定でございます。

なお、パブリックコメントの実施期間は、ページ中段の四角囲みのとおり、来年1月5日から2月27日までとなります。

以上、横浜市中期計画2026～2029素案全体の概要について御説明申し上げました。

続きまして、お手元の右肩の資料番号が4の資料、横浜市長期計画2026～2029素案、都市整備局抜き刷り版で、都市整備局に関連する部分について御説明いたします。

1ページ目の目的に記載しております項目について御説明します。まずは、政策群、政策・施策体系図の考え方について御説明いたします。

3ページを御覧ください。政策群のページ及び政策・施策体系図に記載されている内容の考え方について御説明します。各政策群は2ページの見開きページで内容を掲載しています。政策群の見開きページ左側には、①の政策群番号と政策群名称から順に、②ではその政策群の現状と課題、③では目指す姿を記載しています。④では、政策指標として、その政策群に関連した、市民の皆様の横浜市での暮らしの意識を示す指標を記載しています。政策指標は令和7年度時点の現状値を記載しており、行政をはじめ多様な主体と共有しながら向上等を目指し、毎年度、政策経営局が実施する調査によってモニタリングをします。⑤では関連する主な個別分野計画、⑥では関連するSDGsの目標を記載しております。

4ページを御覧ください。見開き右側のページでは、政策群にひもづく政策群を記載しています。⑦の各施策群番号と政策群名から順に、⑧は施策群における方向性、⑨は政策指標を示しています。施策指標については、毎年度、目標値に対する進捗を把握し、2029、令和11年度の成果発揮を目指します。各指標には括弧で所管局名を記載しています。また、指標名に米印がついている指標は、令和7年度時点の現状値を今後把握していくもので、原案では最新時点の数値に更新する予定です。最後に⑩では、関連するデータや写真等を記載しています。

政策・施策体系図については、実際の体系図で御説明いたします。5ページを御覧ください。政策・施策体系図は、ページ上部の5つの四角囲みでお示しているとおり、一番左の最上位の目標からバックキャスティングで、成果につながる主な活動までを5階層のロジックモデルで設定したものです。

5つの階層について御説明いたします。一番左の列が政策群における最上位の目標、市民の皆様の暮らしの意識であり、政策目標として記載しています。左から2列目の列は、中間的な政策効果、3つ目の列が計画期間における成果です。計画期間における成果を測るものが施策指標となっています。最上位の目標と4年間の成果を結ぶ経路が中間的な政策効果です。左から4つ目の列は成果につながる主な活動量、3つ目の列が成果につながる主な活動となります。

なお、中間的な政策効果は一例として記載しており、各ツリー図の黄色い囲みの右上に白枠でありますと

おり、関連する個別分野計画、都市計画マスターplanとか、そういうしたものと連動しながら柔軟に実践していくきます。

都市整備局に関する政策群の政策・施策体系図については7ページまでとなっております。

以上、政策群、政策・施策体系図の考え方について御説明申し上げました。

続いて、都市整備局より、関連する政策群について御説明します。

- **樹岡都市整備局長** それでは、都市整備局の関連部分について、9ページから御説明いたします。9ページをお開きください。

政策群（2）防災・減災について御説明いたします。現状、課題として、地震防災戦略の推進による防災・減災対策の強化を掲げています。目指す姿として、地震防災戦略に基づき、自助、共助、公助の取組が一体的に進み、大規模地震に対して十分な備えができる状態を目指します。

10ページを御覧ください。施策3、地震防災対策につきまして、発災時の安全確保として、指標にはございませんけれども、建物の不燃化の推進を、先ほど御説明した体系図の防災・減災の取組の一つとして位置づけ、しっかりと進めてまいります。

11ページをお開きください。政策群9、交通について御説明いたします。現状と課題を御覧ください。横浜市では、バスネットワークが広く整備されていますが、人口減少やライフスタイルの変化による利用者の減少とともに、厳しい経営状況や労働環境の変化等を背景とした深刻な運転手不足により、公共交通のサービス水準を維持することが困難な状況となっています。駅やバス停から離れた交通空白地が点在していることや、起伏が多い横浜市の地理特性を踏まえると、バスやタクシーなど既存の公共交通に加え、地域に身近な新たな地域交通サービスを導入し、市域全体で充実を図ることが重要です。また、鉄道や道路など交通ネットワークの整備効果を最大化するためには、周辺の土地利用も一体的に進め、沿線沿道の活性化につなげていくことが重要です。

自指す姿を御覧ください。市域全体で地域交通が充実しているとともに、快適に移動できる自転車、歩行者空間と身近な移動手段が確保され、誰もが生き生きと安心して暮らせるまちの実現がしている状態を目指します。また、まちづくりと一体となった交通ネットワークの構築や渋滞対策が進むことで、移動の利便性が高まり、市民生活や企業活動が活性化している状態を目指します。

12ページを御覧ください。施策20、市民の移動手段の確保ですが、誰もが生き生きと安心して暮らせるまち、出かけとなるまちの実現に向け、バスネットワークの維持や交通空白地の解消、地域公共交通への自動運転技術の導入支援など、地域交通を守る、増やす、使う取組を推進します。また、市民生活の利便性の向上や地域経済の発展に向け、沿線・沿道の活性化につながるまちづくりを進めます。

計画期間中に都市整備局が進捗管理する指標として、バス運転士数充足率、交通空白地の解消、外出が増加した地区数を上げています。

13ページをお開きください。施策12、まちづくりについて御説明いたします。現状と課題を御覧ください。都心部・臨海部のまちづくりについて、都心部は横浜の核として、都市の成長をけん引してきました。また、水際線をはじめとする地区の特性を生かした観光資源は大きな財産であり、市民の皆様をはじめ、国内外の多くの人々を引きつけ、にぎわいを創出しています。横浜が新しい活力を生み続ける都市として持続的に成長・発展していくためには、さらなる魅力向上や業務・商業機能の集積、産業機能の高度化を進めていくことが重要です。

また、郊外部のまちづくりについて、これまで地域の特色や資源を生かしながら、鉄道駅周辺における拠点整備や持続的な郊外住宅地の形成に向けた取組を進めてきました。GREEN×EXPO 2027開催後、周辺のまちづくりと連動させ、郊外部全体の活性化につなげていくことが重要です。

目指す姿を御覧ください。都心部・臨海部では、世界に誇る水際線をはじめとする魅力がさらに磨き上げられるとともに、適正な土地利用誘導を通じて、都心臨海部や新横浜都心における業務・商業機能の集積や、京浜臨海部における産業機能の高度化が進み、より多くの人や企業を引きつけるまちが形成されている状態を目指します。

郊外部では、鉄道駅周辺や住宅地等において、これまで以上に土地のポテンシャルが引き出され、地域の特色や資源を生かした魅力的なまちづくりが進められている状態を目指します。

14ページを御覧ください。施策26、都心部・臨海部のまちづくりですが、横浜駅周辺地区、みなとみらい地区、関内・関外地区等の都心臨海部や新横浜都心において、世界を魅了する水際線の形成をはじめとする地区の特性や歴史に合わせた魅力的な都市空間の形成・活用や回遊性の向上、業務・商業機能の集積を進めます。また、京浜臨海部において産業機能の高度化に向けた取組を進めます。

都市整備局が進捗管理する指標として、都心臨海部、新横浜都心での来街者滞在時間数、水際線の来街者数、みなとみらい地区の就業者数、みなとみらい地区の事業所数、京浜臨海部における産業系の大規模建設投資件数を挙げています。

次に27、郊外部のまちづくりですが、地域の特色や歴史などの資源を生かし、誰もが生き生きと暮らせる住まいづくり・まちづくりを進め、魅力向上や活性化を図っていきます。鉄道駅の周辺や緑豊かな住宅地など、地域の特色に応じて、子育て世代をはじめ、様々な世代の市内への流入や定住を促進するとともに、郊外部の活力あるまちづくりを推進していきます。

都市整備局が進捗管理する指標として、郊外部主要駅における来街者数の対前年変動率を挙げています。政策群・施策群に関する説明は以上です。

続いて、明日をひらく都市プロジェクトについて御説明します。

まず、プロジェクトの考え方、都市整備局が関連するテーマの方向性等について、政策経営局から説明します。

- 黒田政策経営局経営戦略部政策担当部長 それでは、15ページをお開きいただき、16ページと併せて御覧ください。

明日をひらく都市プロジェクトは、本計画で初めて位置づけた、横浜のさらなる持続的な成長発展につながる取組です。明日をひらく都市プロジェクトは、3つのテーマで施策横断的に取り組みます。本計画期間である4年後の目指す姿はもちろんのこと、2040年の横浜の姿も目標に掲げ、戦略的に取り組んでいきます。

具体的には、1、循環型都市への移行、2、観光・経済活性化、3、未来を創るまちづくりの3つのテーマで政策横断的に取り組みます。

17ページをお開きいただき、18ページと併せて御覧ください。

テーマ03、未来を創るまちづくりについて御説明します。現状及び将来見通しの項目、都市構造の変化の項目にあるとおり、これまで本市は、都心部をコアとする都市の骨格を形成してきましたが、今後は郊外部の持続的な成長発展が重要となっています。また、人口減少社会の到来の項目にあるとおり、今後、人口減少社会が本格的に到来する中、時代に対応した土地利用制度の見直しやインフラ施設の老朽化、自然災害の

激甚化の項目にあるとおり、老朽化したインフラ施設の計画的・効率的な保全更新、激甚化する自然災害への対応として、地震・風水害等の大災害にも耐える強靭性も必要となっています。

18ページを御覧ください。今後の取組の方向性ですが、これから未来を創るまちづくりとして、適正な管理により、安心して暮らせる都市基盤づくり、新たな拠点を郊外部の活性化につなげるダブルコアのまちづくり、人や企業を呼び込み、都市活力の維持向上につなげる規制見直しの3つの取組を進めていきます。

目指す将来の横浜の姿ですが、2029年には、地域ごとの特色を生かした魅力的なまちづくり、都市の持続的な成長発展につながる取組が進められている状態を目指します。

2040年には、インフラの視点として、安心・安全な都市基盤が維持されている、拠点の視点として、都市の多様性・強靭性が高まり、横浜の価値と魅力が高まっている。土地利用の視点として、人口や就業者・にぎわいの増加や税収等により、都市の成長発展へつながっている姿を目指します。

以上、明日をひらく都市プロジェクトの概要について御説明申し上げました。

続いて、都市整備局より、関連するプロジェクトについて御説明します。

- **樹岡都市整備局長** 19ページをお開きいただき、20ページと併せて御覧ください。都市整備局関連部分として、中段のダブルコアのまちづくりと、下段の規制見直しを通じた機能誘導について御説明します。

まず、ページ中段の左側部分ですが、郊外部のコアでは、環境と共生したからのまちづくり、郊外部まちづくりのアップデートを実現していきます。そのために、絵の中に記載しています上瀬谷地区におけるGREEN×EXPO 2027の開催や、交通インフラの整備、機能集積を、その上に記載されている鉄道沿線や幹線道路沿道など、新たな郊外まちづくりへ展開・機能連動させていきます。

次に、右側部分ですが、都心部のコアでは、公共による基盤整備や規制見直しをトリガーに、より広域な民間まちづくりへ連鎖させていきます。そのために、絵の中に記載されています都心臨海部における水際線の整備や、新横浜での業務機能のさらなる誘導、また、京浜臨海部におけるイノベーションハブの形成などを進めています。

また、ページ下段の規制見直しを通じた機能誘導ですが、土地利用規制を時代の変化や社会のニーズに合わせて全市的に見直します。これにより、地域ごとの特性に応じた人や企業を引きつけ、活力ある魅力的な市街地を形成します。

続いて、財政運営のうち都市整備局に関連する箇所について御説明します。

23ページをお開きください。取組2、将来世代に先送りしない適正な債務管理と投資管理について説明します。

24ページを御覧ください。一番下になりますけれども、都市整備局が関連する主な取組は、4、特別会計・企業会計等のさらなる健全化の推進です。都市整備局における特別会計である市街地開発事業費会計については、横浜市の重要な都市基盤やインフラの維持を担うものであり、会計運営計画に基づき、引き続き計画的かつ効率的な事業運営に取り組みます。計画期間中の指標及び目標として、会計運営計画の適切な更新や計画的な縮減を挙げています。

以上、都市整備局関連部分について御説明いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

- **伊波俊之助委員長** 報告が終わりましたので、質疑に入ります。
- **白井亮次委員** まず、政策経営局にお聞きしたいのですけれども、安心・安全ということで、一般的に安全があつて安心があるということで、例えば国とかメディアでももう、基本的には安全・安心という使い方

をしているのですけれども、そうした中でこの安心・安全という表記にした意図というのをお聞きしたいなと思っています。

○ 黒田政策経営局経営戦略部政策担当部長 順序の問題なので、安全と安心を逆にしたことで何か優先順位が変わったというわけではないのですけれども、ただ市民の実感を軸に捉えるといいますと、今、市民のニーズ探求調査でも、日々の安心について、かなり不安に感じているという声が多くたったというのがあります。そういった意味でいうと、計画全体の中でも、安心・安全を14の中で一番最初に持ってきたのもそうですし、まず安心を感じてほしいということで、一応議論をして、安心を先にしようというのではありません。ただ、安心が優位で、安全が劣後するというものではございません。

○ 白井亮次委員 そうすると、安心・安全とか、安全・安心というワードは結構いたるところで出てくると思うのですけれども、これから横浜市は安心・安全という言葉で統一して使っていくというような認識なのでしょうか。

○ 黒田政策経営局経営戦略部政策担当部長 今回の中期計画の中で、横浜市全体の政策分野に関する言い方としては安心・安全にしていくふうに思っています。しかし、法定計画ですとか、既存計画ですとか、そういった安全・安心というのを使っていて、地域の方がなじんでいるもの、それについては全て変えようというものではなく、あくまで中期の中での思いの強さとしては、安心を先に持ってきたというところでございます。

○ 白井亮次委員 分かりました。

あと、最上位に市民の皆様の暮らしの意識ということで設定していると思うのですけれども。つまり、アンケートの取り方といいますか、どのように収集していくのか。質問の項目とかも結構重要になってくると思うのですね。要は、何%というパーセントが出る上で、今度どういう質問をしていくのかとか、どういう収集をしていくのかとか、そういったところが細かく決まっていれば教えていただきたいです。

○ 黒田政策経営局経営戦略部政策担当部長 今回、中期計画を策定するに当たって、横浜市民の一番ボリュームゾーンというか、平均的な声をお聞きしたいということで、市民目線のニーズ探求調査というのを今年夏に実施しました。これを毎年、同じ項目でモニタリングしていく、それを、評価の上がった下がったというのを見ながら政策を評価していくかと思っております。

実際は、1万の方々に調査票をまきました。15歳以上の方で無作為抽出なので偏りが生じないようにしております。全世代からほぼ平均的な割合で来ております。それが3700程度の回答がありました。

その質問項目につきましては、これまでの中期ですとか行政全体の体系を見ながら、最も平均的な緑、福祉、高齢、子供、まちづくり、そういったものを総体として聞けるような項目を選定しております。4年間の進捗の中で、例えば横浜市の政策を頑張ったから上がったというのもあれば、例えば、遠い国とか地方で大きな地震があったり、そういったのでぶれることもあるのですけれども、ただ、こういったのは毎年ちゃんとぶらさずに取り続けるというのを続けながら、政策を運動させていくという趣旨でございます。

○ 白井亮次委員 いろいろな、確かに外部要因とか、いろんな事態が起きると思うので、そうしたときに、仮にアンケートの内容であったりとか、質問の項目もですけれども、変える際といいますか、大きく変えるときは、ぜひこの委員会への報告というのはあってしかるべきかなと思いますので、それはよろしくお願いします。

次、都市整備局に入るのですけれども、市民の移動手段の確保ということで、例えばヨーロッパとかだと

脱自動車ということで、自転車中心のまちづくりのそうした都市デザインというのが進んできているのですけれども、横浜市として、例えば自動車を支えるためにはインフラはたくさんの中が要るのですけれども、自転車を支えていくとなると、それはまた変わってくるというところなのですね。そうした自転車を中心としたまちづくりみたいな、そうした脱炭素の考え方というのは、都市整備のほうでどの程度勉強というか、検討されているのか、もし分かれば教えていただきたいです。

- **松井交通政策部長** もともと都市整備局の都市交通計画という、交通の政策のマスター・プランのようなものがございます。そこでは、徒歩、自転車、公共交通、こういったものを組み合わせながら、移動しやすいまちづくりを進めていくという考え方になってています。委員も御存知のとおり、自転車政策は今、道路局のほうで進めているのですけれども、自転車に偏りすぎるようなことがあると、例えば高齢者の方の移動手段とか、いろいろなことが、また別の問題が出てくるということなので、バランスよく、地域公共交通ということも含めて、自転車も使いやすいということで、トータルで移動しやすいまちづくりを進めていくという考え方かと思っています。

- **白井亮次委員** シェアサイクルとかもろもろ書かれてはいるのですけれども、結論点といいますか、例えば都筑区で分かりやすく言うと、緑道があると思うのですけれども、緑道は公園なので、押して歩かなければいけないというところはあります。まちづくりとして、駅に向かうときの動線というのは極めて重要なところですね。自転車の方も行きやすい動線であったりとか、そうしたところの研究というのはしていかなければいけないのかなとは思っています。

それは、例えば公園だからこうとか、局横断で、こういった自転車のまちづくりの動線のつくり方というのは道路局、都市整備局、みどり環境局もそうですけれども、一緒になって検討していくべきものだと思っています。そうしたところの、こういった取組というか、考え方というか、今研究されている、そういう研究というのは実際やられているのでしょうか。

- **松井交通政策部長** 先ほどもお話ししましたように、道路局で自転車政策を総合的に進めているということもあって、特定のエリアの自転車の通行環境を整備していくという中で、都市整備局のほうに情報提供があったり、相談があったりというようなことはございます。全市的に、駅アクセスのための自転車の、そういう動線ということ、政策的にそれを議論していくという場ではないのですが、特定の場所を個別に議論することはあると、そのようなのが実態でございます。

- **白井亮次委員** 駅近というのは本当に今、価格が高いので、ちょっと駅から離れた市街化調整区域を市街化にして、まちづくりをしていくという観点もあるとは思うのですね。そうすると、若い世代だと、自転車は乗れるよという世代も当然いますから、若い世代を呼び込むために、自転車を中心としたまちづくりといいますか、自転車ありきのそうしたまちづくりをすることで、例えば車は、1日大体、一般の車は95%ぐらい動いていないわけなのですよ。1日の平均で言うと。それを支えるためのインフラ整備というのはかなり大変になってくる。

ただ一方で、自転車に乗っていただくというようなまちづくりのこうした考え方というのも一方であるべきだなとは思っています。こうした研究というのは、今後のまちづくりを進める上で非常に重要だと私自身は考えていますので、ぜひ検討いただきたいと思っています。

あと最後、みなとみらい地区の事業者数を指標にされていると思うのですけれども、もう少し野心的でもいいのではないかなとは思うのですね。30事業者でしたつけ、30事業者ぐらい増えるといいなというところ

なのですが、増やすのは30事業者ですね。この30の設定というのはどのような逆算になっているのですか。

- **木村都心活性化推進部担当部長** この目標で掲げています250で、30増やすという数字なのですけれども、今、現状値で、この表示では令和6年時点で2020者とありますけれども、これは令和6年度時点で、事業者数が2010者なのですね。それから、増える事業者数を見越して2020者というのを今設定しています。現状、令和7年度の見込みとして2020者としています。それから30者増えるということなのですけれども。事業者数の増加要因としては、これから開発が進んでいく計画の中で事業者さんの数が増えていきますので、その開発の進み具合に合わせて事業者数がどのくらい増えていくかというのを推測で見込んで30者というふうにさせていただいております。

なので、委員御指摘のように、もっと増えるといいなとは思うのですけれども。我々が開発に関与して、その中に事業者数を増やしていくところで、我々が頑張ってやれるところも限られているところもありますので、一応ここでは計画されている開発のスピードに合わせて推測予想をさせていただいたというところでございます。

- **白井亮次委員** つまり、あまり野心的じゃないということでおいいのですよね。つまり、令和6年度から令和7年度で10者増えましたと。1年ずつ10者増えていくかなみたいな、そういった想定ということですね。

- **木村都心活性化推進部担当部長** 今、この予想としては、令和9年、令和10年に開発が完成する計画がございますので、それに合わせて数者ずつ増えていくだろうという予想でこの目標値を設定しております。なので、我々がもっと増やしていきたいという思いはある一方で、事業者さんの開発のスキームによるところもありますので、こういった設定をさせていただいているところでございます。

- **樹岡都市整備局長** まず、計画されているものがしっかりと計画的に進んでいくというふうにマネジメントしていくことが、それも非常に労力のかかる仕事なので、そこはしっかりと進めていきます。一方で、この事業者数の使用に関しては、オフィス床がこれくらい新たに提供されるから増える部分もありますし、あるいは既存のものでも、出入りがあったりとか、横浜市としても、より高度な技術を持つ企業であったりとか、イノベーションに資するような企業が来てくれたらいいなど、そういった側面で、開発以外でもまた企業を集めしてもらうような活動もしておりますから、そういった部分も含めると、なかなか指標として適切な値というのが難しくなってくる場面がございます。

したがいまして、この30というのは、ある意味、計画に基づいて推計した数字ではあるものの、実際の取組としては、そういったところにとらわれずに、多方面から企業集積が進むように取り組んでいきたいというふうに考えております。

- **白井亮次委員** 大幅な増加をよろしくお願いします。以上で大丈夫です。

- **森ひろたか委員** 素案なので、これからまた議論が深まっていく内容だろうというふうな認識の上で、何点か質問させていただきたいと思いますが。京浜臨海部のところのイノベーションハブです。これはイノベーションハブという記載があるのですけれども、具体的にはどのようなものを想定されているのかということをまず確認をさせていただきたいと思います。

- **松本企画部長** この赤い丸で示しておるところは、鶴見区の末広町と、あとは新子安の2つの地区でございます。今、末広町地区につきましては、立地している企業様と、どのような機能をこの地区に集めていくかという議論を交わしてございます。狙いとしては、新しい技術ですとか製品など、そういった開発に向

けて、企業の皆様、研究機関の皆様、そういった枠組みを超えて、広く交流を図る核となる施設を考えてございます。

具体的には、例えば大企業とベンチャー企業が共同研究できるようなラボ施設ですとか、あるいは異業種交流のビジネスイベントができるようなホールですとか、さらには、海外の研究者の方が滞在して研究できるようなホテル機能ですとか、そういった様々な機能が複合されたような施設を考えてございます。

- **森ひろたか委員** イノベーションハブは、いろんな捉え方というか、殿町にあるライフィノベーションセンターみたいに、そもそも市が主導して区画整理をして、そこにイノベーションセンターを設置して、関連する企業を誘致してくるというやり方と、既存の企業の新たな技術とか、新たな分野での研究開発とか、今おっしゃっていたように、新たな海外の方を呼び込んでくるとか、そういうのもいろいろあるとは思うのですが。今、現状その新子安も末広も、地べたが結構張りついちゃっているじゃないですか。

これまで本会議でも様々と言ってきましたけれども、私は、京浜臨海部は新たな創設期にもう差しかかっていると思っています。既存の企業は、この20年で生産体制は大きく変化し、もともと持っていた地べたは必要なくなり、そして遊休地化が進んでいる。この遊休地化をどうしていくかというのは、これは都市整備しかできない仕事だと思うんですね。もちろん経済局と連携を取りながらということになると思いますが、戦略的に地べたをつくって、新たに産業集積をしていくという戦略をしっかりと組み立てていただきたいなというふうに思っているのですが、その点は局内でどういう議論になってますか。

- **松本企画部長** 今は、京浜臨海部のマスタープランがございます。これは全体のマスタープランでございますが、今、その中に9つの地区がございまして、その地区ごとにどういう方向性を目指していくかというものを、都市整備局と経済局が中心になりましたで、内にプロジェクト体制も組んでございます。その中で、そういった遊休地をどう活用していくのか、規制の緩和ですか、インフラの整備、さらには企業立地促進条例による支援などを組み合わせながら、効果的な方法を今、検討を進めているところでございます。

- **森ひろたか委員** よろしくお願ひします。

次の質間に移りますけれども、19ページの規制見直しのところも同じことが言えると思うのですが。特に郊外部等の主要駅周辺のところについては、様々な各々の課題があって、それを、課題を解決していくために規制を緩和していくのかとか、様々な動きがあると思うんですね。京浜臨海部と同じで、新たな創設期になっていると思いますので、これを議論していく上では、京浜臨海部もそうですけれども、郊外部等の主要駅周辺も含めてしっかりと議論するプロジェクトを組んで、そこにしっかりと予算がつくということが大事だと思うのですよね。予算がつかないと、議論したくとも内部議論で終わっちゃうということで、なかなかその機運がシクリンクしていらっしゃると思いますので。こういう議論に対するしっかりと予算を確保して取組を進めていってほしいなと、中期でうたっている以上、思いますけれども、鈴木副市長、どうですか。

- **鈴木副市長** これはもうこういう形で大きく出ていますので、実現していかなければいけない取組になります。必要な財源は必要な部署に配分できるように内調整は図ってまいります。

- **森ひろたか委員** ぜひ、今言った2つの質問以外も、これは予算をしっかりと取って議論するという、プロジェクトを組んでいくということが大事だと思いますので、副市長から力強いお言葉をいただきましたので、局長、どうぞよろしくお願ひします。

- **樹岡都市整備局長** 今、都市計画制度を含めて、結構平成の中盤ぐらいに、平成の初期といいますか、くらいに定めたのが一番大きな見直しかなというふうに思います。平成8年ぐらいですか。ですので、かなり

時代も変化していますので、もう一度立ち返って、これから先、30年、50年を考えたときに、どういった規制の在り方、都市計画の在り方が望ましいかということを府内、関係部署でしっかりと議論して、将来について語りながら規制見直しを適切に進めてまいりたいというふうに思います。

- 森ひろたか委員 よろしくお願ひします。
- 伊波俊之助委員長 他に御発言がないようですので、本件につきましてはこの程度にとどめます。

説明員の方は退席されて結構です。ありがとうございました。

(説明員退室)



◎ 横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例に基づく令和6年度の実施状況について

- 伊波俊之助委員長 次に、横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例に基づく令和6年度の実施状況についてを議題に供します。
当局の報告を求めます。
- 樹岡都市整備局長 資料5を御覧ください。横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例に基づく令和6年度の実施状況について御報告させていただきます。

報告書の全体概要については、別途、所管の脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境資源循環委員会において、脱炭素・GREEN×EXPO推進局から御説明することとなっておりますので、当委員会では都市整備局に関連する部分について御説明いたします。

1ページを御覧ください。ここからはアンダーラインの部分を中心に御説明します。

都市整備局の実施状況について、横浜市地球温暖化対策実行計画の基本方針のうち、基本方針6の市役所の率先行動及び基本方針1、2、3、7の4つに当局の主な取組が位置づけられていますので、それぞれ御説明してまいります。

2ページを御覧ください。1、基本方針6、市役所の率先行動です。現在、公表されている最新の排出係数に基づく算定結果では、2023年度の温室効果ガス排出量は、2013年度比20.7%減の0.22万トンとなりました。また、2024年度のエネルギー消費量は、2013年度比16.4%減の45テラジュールとなりました。

資料には記載しておりませんが、2023年度に対して2024年度のエネルギー消費量が増加している主な原因是、クイーンズスクエア横浜の占有クイーンモール等において、猛暑により空調負担が増加し、電気の使用量が増加したことによるものです。

3ページを御覧ください。2024年度は、横浜駅北通路などでLED等高効率照明を導入し、LED化率は85%となりました。

4ページを御覧ください。2024年度の主な取組について、基本方針1、環境と経済の好循環の創出ですが、1、国や産業界と連携した横浜臨海部における脱炭素イノベーションの創出・カーボンニュートラルポートの形成として、末広町地区では、サステナブルなグリーン社会を先導するエリアとして成長することを目的に、末広町地区 E AREA CONCEPT BOOKを末広町地区まちづくり協議会と策定しました。イノベーションを生み出す拠点の形成など、脱炭素に資するまちづくりに向けた取組を進めます。

5ページを御覧ください。基本方針2、脱炭素化と一体となったまちづくりの推進ですが、3、モデル地区の創出などの地域における脱炭素化とまちづくりの一体的な推進として、エキサイトよこはま22では、まちづくりガイドラインに基づき、民間開発において、CO₂排出抑制、建物の省エネルギー化などについて

協議し、取組を推進しています。

6ページを御覧ください。関内駅周辺において、旧市庁舎街区と横浜公園をつなぐ歩行者デッキ整備等を進め、ウォーカブルなまちづくりを推進しました。引き続き、歩きやすい環境創出を進め、車利用からの転換を図ることで、脱炭素化を推進します。

7ページを御覧ください。5、道路・鉄道ネットワークの整備、公共交通の利用促進・低酸素化として、高速鉄道3号線延伸に関する関係機関との協議を進めました。今後も、早期の事業着手を目指して、検討を進めます。また、市内の小学校を対象に、モビリティマネジメントを学ぶ出前講座を実施するとともに、市役所アトリウムでバスの魅力を発信するイベントを開催しました。引き続き、公共交通の利用促進の取組を進めます。

8ページを御覧ください。7、地域交通の維持・低酸素化として、地域公共交通の充実に向け、地域交通を守る、増やす、積極的に使うを基本方針とした横浜市地域公共交通計画を策定しました。令和7年度には、横浜市みんなのおでかけ交通事業による支援などを開始し、地域交通の維持、充実を図るとともに、CO₂排出量削減を推進していきます。

9ページを御覧ください。基本方針3、徹底した省エネの推進・再エネの普及・拡大ですが、1、省エネ性能のより高い住宅建築物の普及促進として、防火性能と断熱性能を備えた住宅への改修の促進を目的として、窓や扉などの開口部の改修費用に対する補助制度を検討し、令和7年度に開始しました。

10ページを御覧ください。基本方針7、気候変動の影響への適応ですが、2、風水害・土砂災害等分野の適応策の推進として、横浜駅周辺において、エキサイトよこはま22まちづくりガイドラインに基づき、雨水貯留施設の設置などの協議を実施しています。また、横浜駅周辺の浸水対策を推進するため、東高島駅北地区土地区画整理事業においてポンプ場の敷地整備を進めています。

説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

- **伊波俊之助委員長** 報告が終わりましたので質疑に入ります。よろしいですか。
特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。



◎ 都市整備局が所管する外郭団体の協約マネジメントサイクルに基づく評価結果等について

- **伊波俊之助委員長** 次に、都市整備局が所管する外郭団体の協約マネジメントサイクルに基づく評価結果等についてを議題に供します。
- 当局の報告を求めます。
- **樹岡都市整備局長** それでは、資料6を御覧ください。都市整備局が所管する外郭団体の協約マネジメントサイクルに基づく評価結果等について御報告させていただきます。

令和6年度の取組実績を踏まえ、協約の進捗状況の確認及び振り返りを実施しました。また、横浜高速鉄道株式会社については、協約期間が令和6年度までとなっていますので、横浜市外郭団体経営向上委員会での議論を踏まえ、7年度からの協約等案を作成しましたので、併せて御報告いたします。

2ページを御覧ください。初めに、1、横浜シティ・エア・ターミナル株式会社についてです。協約の期間は令和5年度から7年度までです。

- (1) 協約の取組状況等ですが、ア、公益的使命の達成に向けた取組については、①総利用客数の確保と

して、年間317.9万人、②バス発着回数の確保として、年間19.7万回、③お客様満足度の追求として、お客様満足度3.9点を主要目標として取り組みました。実績は太枠のとおり、①は273万人、②は15.4万回、③は3.8点で、いずれも進捗状況はやや遅れとなっております。

今後の対応として、一番右側の欄にありますとおり、SNS等の活用や集客施設等の連携拡大により情報発信を強化し、利用促進を図るほか、バス事業者に対し増便要請や新規路線誘致を積極的に行うなどの取組を進めてまいります。

3ページを御覧ください。イ、財務に関する取組ですが、当期純利益について5300万円まで赤字を縮小する目標に対して、実績は太枠のとおり、赤字額を3000万円まで抑えることができたため、当該年度の進捗状況は順調となっています。引き続き、バス使用料受託業務の見直し、資産活用による収入増収策の検討などを進めていきます。

ウ、人事組織に関する取組については、①給与表見直しの実施などの目標に対して、太枠のとおり給与表見直しの実施や、業務用クラウドシステムの一部導入による業務効率化を行ったため、当該年度の進捗状況は順調となっています。今後は、社員の採用原資の確保に向けた財務改善への取組などを行います。

4ページを御覧ください。（2）令和6年度・5年度の決算状況は当期純利益を記載しており、令和6年度は約3000万円の赤字、令和5年度は約5100万円の赤字となっており、約2100万円縮小しました。

（3）所管局・団体による振り返りは、訪日外客数の増加や近隣大型施設のイベント実施に伴い、来街者数は増加する一方、バス発着回数はバス事業者の深刻な乗務員不足やバスの減便及び撤退の影響により低迷しています。今後は、GREEN×EXPO 2027のイベントや観光需要の高まりを踏まえ、シャトルバスの発着等の新規路線の乗り入れの働きかけ、バス利用料の適正化、保有資産の活用などによる収益確保に努めます。また、業務の効率化を進めることで経費の圧縮に取り組み、早期の赤字解消を目指しますとしています。

5ページを御覧ください。2、横浜高速鉄道株式会社についてです。協約の期間は、令和3年度から6年度までです。

（1）協約の取組状況のア、公益的使命の達成に向けた取組の状況ですが、①安定した鉄道経営の継続については、①お客様満足度4.0以上、②営業収益120億円、③運送費37億8000万円以下を目標として取り組みました。実績は太枠のとおり、①は4.08で達成、②は133億円で達成、③は44億円で未達成となっています。今後の対応として、運営コストを抑制し、物価高騰などによる運送コストへの影響を極力抑えるなどの取組を進めています。

次に、②沿線地域にぎわいの創出については、輸送人員の目標が7630万人であるのに対して、実績は太枠どおり、7865万人で達成となっています。これは定期外利用者が大きく回復したことによるものです。

6ページを御覧ください。イ、財務に関する取組については、経常損益を5億円とする目標に対して、実績は太枠のとおり、11億5000万円の黒字となつたため達成となっています。今後の対応として、引き続き収入確保とコスト抑制により、借入金の着実な返済を進めるなど、持続可能な経営基盤の構築を行ってまいります。

ウ、人事・組織に関する取組については、人材開発として、人材育成計画の運用、推進を進めたことから達成、プロパー化率は、目標50%以上に対して43%で未達成となっています。今後の対応として、優秀な人材を確保できるよう給与の改定などを検討します。

7ページを御覧ください。（2）新たな協約等の概要ですが、協約期間は令和7年度から10年としていま

す。ア、公益的使命の達成に向けた取組ですが、①安全・安定輸送の徹底とホスピタリティサービスの提供については、協約期間の主要目標として、①営業収益132億円から135億円、②有責事故0件、③お客様満足度4.00以上の継続を掲げています。

次に、②共創による沿線価値の向上についてですが、①輸送人員7848万人から8101万人、②連携イベント数、年間40件以上を目標としています。

8ページを御覧ください。イ、財務に関する取組については、①経常損益5億円以上、企業の本業による収益力を示す指標であるEBITDAを75億円とすることを目標としています。

ウ、人事・組織に関する取組として、令和7年度は、人事制度の策定と研修計画の立案、令和8年度からは、計画を運用し、推進していきます。また、固有社員率50%以上を目標としています。

(3) 委員会からの答申ですが、委員会からの意見は、令和5年度以降は2期連続で10億円を超える経常利益を確保している点は高く評価できるものの、今後は維持管理コストの増加、物価高騰や金利上昇など、経済環境の変化にも十分留意する必要がある。新協約期間では、目標管理を徹底し、団体のブランド価値向上に引き続き取り組むことを期待するとなっています。

9ページを御覧ください。(4) 令和6年度・5年度の決算状況は当期純利益を記載しておりまして、令和6年度は約10億3300万円、令和5年度は11億800万円で、約7500万円の減益となっています。

(5) 所管局・団体による振り返りですが、物価高騰等による営業費の増加は見られるものの、輸送人員が回復基調に推移したため、前年度を超える経常利益となりました。引き続き、にぎわい創出やコスト縮減に努め、経営の向上に取り組みますとしています。

10ページを御覧ください。3、一般社団法人横浜みどりみらい21についてです。協約の期間は、令和6年度から8年度までです。

(1) 協約の取組状況等についてですが、ア、公益的使命の達成に向けた取組については、①帰宅困難者一時滞在施設の新規登録1施設及び訓練の実施、②地区全体のブランディング推進等に向けた取組14件、③実証実験及び公共空間の新規活用8件を目標として取り組みました。実績は太枠のとおり、①は新規登録1施設及び訓練の実施、②は15件、③は15件で、いずれも順調となっています。今後の対応としては、引き続き地区内企業や施設と意見交換を行いながら、地域全体のブランディングに資するイベントの実施・誘致などを進めます。

イ、財務に関する取組については、クリーンモール内の広告イベントスペース等からの事業収入の確保として、1億円の目標に対して、実績は太枠のとおり、1億3600万円となり、順調となりました。今後は、イベント運営会社への営業活動の強化や、潜在ニーズの掘り起こしにも取り組んでいきます。

11ページを御覧ください。ウ、人事・組織に関する取組については、人材育成計画の策定に向けて、令和6年度の目標のとおり検討を進めたことから、順調となっています。今後の対応として、令和7年度に人材育成計画を策定してまいります。

(2) 令和6年度・5年度決算状況は、当期一般正味財産増減額を記載しており、令和6年度は約1400万円、令和5年度は約2300万円となっております。

(3) 所管局・団体による振り返りは、地区の魅力向上のため、地域課題に即した帰宅困難者対策やブランディングの推進などの取組を展開し、一定の成果を得ることができました。また、財源確保や組織運営の強化にも引き続き取り組み、団体の自立性の強化を進めています。今後も、持続可能なエリアマネジメント

の実現を目指してまいりますとしています。

12ページを御覧ください。4、添付資料や委員会の概要等は記載のとおりでございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

- **伊波俊之助委員長** 報告が終わりましたので、質疑に入ります。よろしいですか。
- **白井正子委員** 横浜シティ・エア・ターミナル株式会社の振り返りのところで、バスの発着回数はバス事業者の深刻な乗務員不足やバスの減便・撤退の影響により低迷しているということなのですけれども、ここには何社の事業者が乗り入れをしているのか、伺います。
- **松井交通政策部長** ここは通常の路線バスとして横浜市交通局がかなり多くの路線を、失礼いたしました、YCATですよね。失礼いたしました。主には空港アクセスバスということになりますので、京急バスさんが中心となります。そのほか、都市間高速バスと言われるようなものとか、そういうのが多く入っています。すみません、手元に具体的な数字がすぐ出てこないのですけれども、10社以上のバスは少なくともあるのではないかと思っています。
- **白井正子委員** これまで、横浜市の都市整備局の事業として、バス会社の運転士確保のために家賃補助の制度も新たに始めたところですけれども、今回の報告のところでは、令和6年度までということなので、その影響はまだ届いていないのかとは思いますけれども、その制度が始まって以降、何らか効果が見られているのかどうか、伺います。
- **松井交通政策部長** YCATに入っているバス事業者は、先ほど言いました京急バスさんは市内でも運行しているので、委員がおっしゃる補助の対象事業者ということになります。逆に、都市間高速バスなどを運行するバス事業者さんは貸切バス事業者さんが多くて、市内の路線バスを運行していない事業者さんということの特徴がございます。ですので、横浜市交通局は対象ではないのですけれども、民間バス事業者さんに対しては、一部申請に基づいて補助金を出していますが、これから、その補助金の効果というのを各事業者さんにアンケートを取って、それで検証していく考えでございます。現時点ではまだ年度の途中ですので、そのアンケートはこれから実施する予定でございます。
- **白井正子委員** それで、これからGREEN×EXPOのイベントの観光需要の高まりを踏まえて、シャトルバスの発着の新規乗り入れの働きかけもしていくというふうな方向も打ち出されてはいるのですけれども、こういう運転士さん不足と、なかなかこのGREEN×EXPOへのシャトルバスが本当に準備されるのかというのがとても心配になっているところなのですが。大阪・関西万博でのシャトルバスの事業者さんが、このGREEN×EXPOのシャトルバスも委託を受けられたということは聞いてはいるのですけれども、そこへの影響がこの運転手不足が続いている中で、シャトルバスの運行が大丈夫なのだろうかという思いがあるのですけれども。その点はどのような見込みになっているのでしょうか。
- **樹岡都市整備局長** GREEN×EXPO 2027に向けては、しっかりと輸送を含めて、成功を期して横浜市全体として取り組んでいるところでございまして、まさに担当局あるいは協会の方で今、調整、検討を進めているところかというふうに思っております。
- **白井正子委員** それで、今回これまでの既存事業者へ増便の要請を行うことはやるのだけれども、新規の路線の誘致も積極的に行うというこの方向については、GREEN×EXPOへのシャトルバスとか、そういうことも含まれているのでしょうか。ほかにはどんな路線を考えられているのでしょうか。
- **樹岡都市整備局長** 横浜駅の東口からは、羽田、成田のほかに、いろいろな都市に対して高速バスが発着

していたりと、ある意味、広域的なバスの拠点になっているのですね。横浜駅の中では。ですから、そういった新たな都市と結ぶ路線であるとか、今ここを使っていただいている高速バス、そういったものをしっかりと誘致して使っていただくことで、周辺の交通環境の改善と、ひいてはYCATの収支改善ということにつなげていきたいというふうに考えております。

- **白井正子委員** いずれにしても、バス運転士確保がうまくいかないと、市民の移動にも影響がありますので、その点はよろしくお願いいたします。
- **伊波俊之助委員長** よろしいですか。
- **奥石かつ子委員** 教えていただきたいのですけれども。横浜市がYCAT、横浜シティ・エア・ターミナルに対しての、市から行っている出資なり、補助なり、財源は全体の歳入の中の何%になっているのですか。
- **松井交通政策部長** 50%を少し超える程度の出資比率となっています。
- **奥石かつ子委員** 実際、赤字が続いている中で、横浜市はその改修というか。
- **松井交通政策部長** 失礼しました。現時点で横浜市のはうから運営に対しての補助金については支出していないといった状況でございます。
- **奥石かつ子委員** 運営にはしていなくて、その50%は何に対してになっていますか。
- **樹岡都市整備局長** 設立当初の出資金に対して、第3セクターですから、50%以上出資しているのが通常で、50%出資している。それが会社の元手みたいなものにはなっています。
今、現状、毎年度赤字は出ておりますけれども、過去の黒字の余剰金がございますので、現在、会社のほうのキャッシュというか、運営のほうは、特に補助金とかを入れなくても回っている状態です。ただ、その利益余剰金が、どんどん今使っている状態に、減ってきている状態にありますから、先ほど申し上げたようなバスの増便であるとか、あるいは経営のスリム化によって黒字化を図っていくということが、まず今このYCATの喫緊の課題というところでございます。
- **奥石かつ子委員** ルール上、単年度の運営に対して横浜市が出資や委託や何らかの形でお金を出していくという、その手段というのはないのですか。と言いますのも、これからもう少し観光に向かって、GREEN×EXPOも含めて、足腰を強くしていかなければいけない時期に、市全体の考え方として差しかかっている中で、経営をスリム化してほしいとか、そういう経営努力でやっていくような数年ではないのではないかと思うのです。その中で、人材確保は日本全体として難しいとはいえ、その給与の水準によっては、若者の魅力ある職場という考え方もできますし、そういうことで考え方を展開していくという、そういう余地があるのか、ないのかということを伺いたくて出資に関して伺いたかったのですけれども。
- **樹岡都市整備局長** 東口が過去から比べると、みなとみらいへの玄関口にもなってまいりましたし、非常にコンサートなんかも、Kアリーナでたくさん開かれて、バスで来られる若い方もたくさんいらっしゃるので、高速バスみたいなものに対する需要が昔と変化しているのは事実だと思います。そういった意味では、潜在的なニーズはあると思いますけれども、総量としてはやはり減っている傾向にあるという中で経営が厳しい状況が続いておりますが、基本的には、バスの1回当たり幾らという発着料をいただいておりますので、そういった中で、まずは経営を成り立たせていくということが第一ではないかというふうに考えておりますので。

会社とも今後の経営戦略については、委員がおっしゃってくれた趣旨も会社は十分理解していますので、しっかりと東口の交通利便性が高まるよう、あるいはそこからみなとみらいに人々が行きやすくなるように、

会社と共に取り組んでいきたいというふうに思います。

- 奥石かつ子委員 引き続きよろしくお願ひします。
- 伊波俊之助委員長 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。



◎ 令和8年組織改編・事務移管の検討状況について

- 伊波俊之助委員長 次に、令和8年度組織再編・事務移管の検討状況については、道路局関係の同一件名の報告事項と関連する議題ですので、説明の都合上、2件を一括議題に供します。

なお、本件につきましては、道路局の田中局長、栗本道路政策担当理事、村田道路政策推進部長、谷津計画調整部長、柿沼総務部長ほか関係職員及び建築局の村上担当理事、大友企画部長、ほか関係職員、総務局の関係職員が説明員として出席しますので、御了承願います。

この際、暫時休憩いたします。

休憩時刻 午後1時11分

(関係職員入室)



再開時刻 午後1時12分

- 伊波俊之助委員長 それでは、委員会を再開いたします。
当局の報告を求めます。
- 樹岡都市整備局長 令和8年度の組織再編・事務移管の検討状況について御説明いたします。
お手元の令和8年度の組織再編・事務移管の検討状況について（関係部分抜粋）という資料を御覧ください。
全体については、12月16日の政策経営・総務・財政委員会において説明予定のため、当委員会では建築局、都市整備局、道路局に関係する部分のみ抜粋して御説明させていただきます。

お手元の資料1、趣旨についてございますが、人口減少や自然災害、気候変動、物価高騰など、社会経済情勢が急速に変化する中で、中期計画の素案に掲げる、明日をひらく都市の実現に向けて、組織の縦割りを打破し、よりスピード感を持って政策を推進できる組織への変革を目指してまいります。令和8年度に向けては、新たな中期計画に掲げる、市民目線の政策実現力の向上と、持続可能な市政運営の推進に向けた組織全体の最適化を図るため、次のとおり組織再編・事務移管について検討を進めています。

2の考え方ですが、未来を創るまちづくりの実現に向けた事務移管として、都心部・臨海部から郊外部に至るまちづくりの政策の推進に向け、建築局の都市計画部門と、財政局の公共事業調整部門を都市整備局へ移管します。また、市民の移動手段の確保と魅力ある移動空間の形成に向け、交通政策部門を都市整備局から道路局へ移管します。

今、御説明した内容をページ下段の参考に図でお示ししております。

3、今後のスケジュールについてですが、本常任委員会にて御意見を伺った上で、来年の第1回定例会において、総務局より関係条例の改正議案を提出させていただき、来年4月に新組織を設置するスケジュールを予定しております。

再編の内容について、局ごとの部門編成と主な事務移管をまとめた資料を別紙に添付しておりますので、後ほど御覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和8年度の組織再編・事務移管の検討状況について御説明させていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

- **伊波俊之助委員長** 報告が終わりましたので、質疑に入ります。
- **奥石かつ子委員** かつて交通政策、主に地域交通に関する部署というのが、もともと道路局にあって、インフラ、ハード的な整備ということを中心に道路局にあったものを、もう少しソフト面を強化したり、実証実験をやったり、いろんなことを総合的に見直していくという観点で都市整備局に一旦移動したというふうに私は認識しているのですけれども、そこはまた再び移動するというような感じが見受けられるのですね。

この間の、道路局から都市整備になったことによるメリット・デメリットというような検証ということをした上で、やはりまた戻ったというような感じがするのですけれども、その検証や評価というのは、どういう形で提示されていたものなのですか。

- **樹岡都市整備局長** 都市整備局にあって、それ以前は道路局もありましたけれども、都市整備局でもやって、経営政策局でもやって3局が携わっていたので、一本化すべしという御意見を市会の皆様からもたくさんいただきていたところ、都市整備局で現在一本化してやっております。その結果として、実際の交通そのものの体系を考えた視点もありますし、あるいは、まちづくりと連動してどういうふうに交通を育てていくかという視点、いろいろな複合的な視点を取り入れて、施策あるいは実証実験を結構やってきたので、そういったことが展開できたというふうに考えております。

現在、このおでかけ交通の新たな事業制度をつくる、これから4年間しっかりやっていくという体制の中では、やはり道路政策と一体となって、今掲げた新しい政策を強力に推進していくのだと、そういう体制が望ましいということで、今回、御提案させていただいているものです。

- **奥石かつ子委員** 御説明いただいたように、あちらこちらでやっているものを一旦まとめて総合的にという都市整備局の役割ということだということまでは理解できて、やっとまとまって、一旦形が出来上がってきたところ、具体的にという、これからという段階だと思うのですけれども、これまで蓄積されてこれらの都市整備内にあるデータや経験や知見は、そうするとどこに行ってしまうという、ごめんなさい、私としてはまだうまく整理がつけられない状態で、これは道路局のほうに行く、まるっと行くと思っていいのですか。

- **田中道路局長** おっしゃるとおりで、今、樹岡局長から御説明がありましたが、全体の計画みたいなものを都市整備局で全市的にまとめていただいて、こういうふうにやっていくと、来年度以降というものの方針が出ました。地域交通の施策を実施していくために、道路管理者が実際に実行したほうがスピーディーにできる部分も多々あると思うのです。道路を改良しなきやいけないとか、そういう部分がありますから。実行段階ということで、道路局に組織がそのまま移管を受けますので、今、議員から御指摘があったノウハウとかそのものは、そのまま道路局に引き継がれるものというふうに考えております。

- **奥石かつ子委員** 分かりました。理解できました。

あと、施策を進めて、財政的な財源としてのバックアップが必ず必要になると思うのですけれども、ここで財政局という、すみません、関係部分を抜粋してしまっているので分かりにくいのですが、財政局とのつながりというのは、地域交通と道路政策を軸に考えたとき、どうなっていくのですか。道路局がこれから財政局に対して、これを見ると財政局がなくなっちゃうみたいに見えるのですけれども、どういうふうに財源

の裏づけを取っていくというような形になるのですか。

- 田中道路局長 今まで都市整備局が財政局に対して予算要求してきたものを、道路局が直接財政局に行うことにして年度以降なるというふうに理解しています。
- 輿石かつ子委員 分かりました。完全に理解するのは厳しいところがあるのですけれども、今の御説明で。ありがとうございます。
- 伊波俊之助委員長 他に御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度にとどめます。
説明員の方はありがとうございました。
以上で、都市整備局の審査は終了いたしました。まだ議題も残っておりますが、この際、昼食のため休憩をしたいと思います。再開は1時間後でございます。お疲れさまでした。

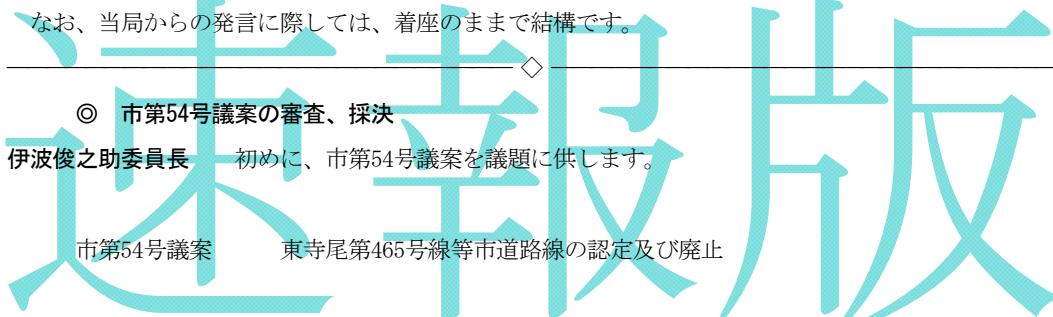
休憩時刻 午後1時20分

(当 局 交 代)



再開時刻 午後2時20分

- 伊波俊之助委員長 それでは、委員会を再開いたします。
道路局関係の審査に入ります。



- 伊波俊之助委員長 当局の説明を求めます。
- 田中道路局長 それでは、市第54号議案、東寺尾第465号線等市道路線の認定及び廃止について御説明します。

議案書は65ページになりますが、本日はお手元に配付させていただいております資料1で御説明させていただきます。

資料1の2ページを御覧ください。提案理由について御説明します。

東寺尾第465号線等の路線を市道に認定し、及び下末吉第183号線等の市道路線を廃止したいので、道路法第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により提案するものでございます。

3ページを御覧ください。認定する路線につきましては6路線で、道路延長は556メートル、面積は3222平方メートルとなっております。認定理由の内訳としましては、公道移管、本市の事業等、路線整理となっております。

続きまして、廃止する路線につきましては15路線で、道路延長は824メートル、面積は1970平方メートルとなっております。廃止理由の内訳としましては、払下げ、開発行為等、路線整理となっております。

4ページ以降は、認定・廃止案件の路線ごとの幅員及び延長について記載しておりますので、後ほど御確認ください。

よろしく御審査のほどお願いいたします。

- 伊波俊之助委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。よろしいですか。
特に御発言もないようですので、本件につきましては質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 伊波俊之助委員長 それでは、採決をいたします。
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 伊波俊之助委員長 御異議なしものと認め、市第54号議案については原案可決と決定いたします。



◎ 市第69号の審査、採決

- 伊波俊之助委員長 次に、第69号議案を議題に寄与します。

市第69号議案 川崎市道の路線の認定に関する承諾

- 伊波俊之助委員長 当局の説明を求めます。
- 田中道路局長 それでは、市第69号議案、川崎市道の路線の認定に関する承諾について御説明いたします。
議案書は113ページになりますが、本日はお手元に配付させていただいております資料2で御説明させていただきます。
資料2の2ページを御覧ください。提案理由について御説明します。
川崎市長から、川崎市の区域を越えて川崎市道の路線を認定することについて承諾を求められたため、道路法第8条第4項の規定により提案するものでございます。
提案理由の下に記載しておりますとおり、道路法第8条第3項におきまして、市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域を越えて市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならないと規定されております。今回は、この規定に基づいて、川崎市長から承諾の依頼があったため、これを承諾するものでございます。

また、承諾するに当たっては、同法第4項におきまして、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすすめることができないと規定されておりますので、今回提案するものでございます。

3ページを御覧ください。今回の提案内容について御説明いたします。

承諾する路線名は、川崎市道扇島第4号線、仮称でございます。図面を御覧ください。南北に伸びる長い線が川崎と横浜との市境で、西側に横浜市、東側が川崎市でございます。今回、川崎市から承諾の依頼のあった川崎市道扇島第4号線、仮称は、この市境をまたぐ位置に計画され、その一部である斜線網かけ部分が本市の区域であることから、これを承諾するものです。

よろしく御審査のほどお願いいたします。

- 伊波俊之助委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- 森ひろたか委員 すみません。1点だけ確認をさせてください。今、扇島については企業内の道路ということで整備をされているというふうに思いますが、今回示されたこの仮称4号線については、東西線の片側

車線のみが横浜市に認定を求められていますが、もう片側は、これはなぜ認定を求められないのでしょうか。この図面で見ると、東西線の、東西1号線かな、これは多分、1号線の片側車線のみに図面上なっているのではないかと思うのですが、これは東西1、2号にまたがるところについては、仮称4号線で横浜市に求められているという認識でいいですか。

- 角野道路部長 今回求められているところは、ちょうどかかっている部分が歩道の一部なので、歩道の部分についてだけかかっているような状況でございます。4号線以外のところということなのでしょうか。
- 森ひろたか委員 そうです。
- 角野道路部長 4号線以外のところは、そもそも起点がこの道路にかかっていない、ちょうど接しているところが起点になっていますので、4号線だけが市境にかかっているという状況でございます。
- 森ひろたか委員 ごめんなさい。僕の説明が悪かったかもしれないのですけれども、東西1、2号は市道化されるじゃないですか。川崎市道化されますよね。そうすると、仮称4号線で1、2号線をまたがる道路になると思うのですね。合っていますよね。そうなったときに、片側の部分だけ、片側車線、いわゆる下り車線だけが一部、図面上は横浜市の道路にかかっているのだけれども、横浜市に認定を求めていないということになると思うのですけれども、正しいですか、そういう認識は。
- 角野道路部長 はい、そうです。
- 田中道路局長 それは理由は何なのでしょうか。
- 角野道路部長 4号線に接するところまでが1号線と2号線という形になっていますよね。今回、横浜市にかかるところだけということで、4号線を議会にかけているということだと思います。
- 森ひろたか委員 かみ合わなくてすみません。1号線、2号線があるじゃないですか。ありますよね。1号線と2号線。これは市道化されますよね。川崎市道化されますよね。来たはいいけれども今度、戻れないじゃないですか。だから戻る側の部分の一部が横浜市に移管の認定を求められていない理由は何なのですかということです。来たはいいけれども、戻れないじゃないですか。道路、これは、1号線のところ。それは、理由は何なのでしょうかという。課長でもいいです。
- 常盤木路政課長 失礼いたします。今回、1号線、2号線につきましては、その区域が全て川崎市域内に収まるため承諾の対象となってございません。また、今回の整備される道路は、時計回りの周回道路となってございます。なので、戻るということがそもそも想定されていない道路でございますので、御了承をお願いしたいと思います。
- 森ひろたか委員 かみ合わなくてすみません。
もう一点なのですが、これは認定を横浜市でしたときに、道路の補修とか、整備とかというものが出てくるのだと思うのですけれども、その横浜市側の負担はないという認識でいいですね。
- 角野道路部長 これは川崎市道になりますので、横浜市の負担は全くございません。
- 太田正孝委員 今、同じことを聞こうと思ったのだけれども、横浜市の負担はないのはいいとして、補修工事なんかをするときには、横浜市の承諾を取るのですか。
- 角野道路部長 川崎市道ですから、横浜市の区域内にありますけれども、川崎市が全てやるという形で私どものほうに。
- 太田正孝委員 横浜市には何の問題はない。
- 角野道路部長 はい、そうです。

- 白井正子委員　扇島には首都高速湾岸線が通っているのですけれども、これまで一般道、市道はそこにはなかったということで、今回新たに川崎の市道がつくられるということで、今回新設される川崎市の市道というのは、首都高速の湾岸線との接続は、どのようになるのでしょうか。
- 角野道路部長　川崎市から聞いておるところによりますと、この東西方向にあります、今度新しくできる川崎市道と首都高速の間にランプというのは計画されているとのことです。
- 白井正子委員　そのランプで今度は高速に接続がされて、高速からこの扇島に乗り入れができるようになると、そういうことと理解するのですけれども。これまで、扇島へのアクセスというのはどういうふうになっていたのでしょうか。
- 角野道路部長　扇島そのものは公道は入っておりませんで、隣の東扇島という東側にある島なのですけれども、そちらから J F E さんの私道の橋でつながっておりまして、それで周回する J F E さんの道路、そちらのほうとつながっているという形になります。
- 白井正子委員　これまで J F E スチール東日本製鉄所の事業の用地だったということだったので、アクセスはそのようになっていたということだと思うのですけれども、今後、扇島の川崎市域の土地利用が変更されるということを聞いていますのですけれども、どのように変わることになるのでしょうか。
- 角野道路部長　私どもは細かいことは聞いていないのですけれども、扇島の東側半分の川崎市域の中の土地利用転換を図っていくということで、土地利用そのものは、今、工場になっていますけれども、工場以外の用途に変更していくというふうには伺っております。
- 白井正子委員　川崎市でも、今、市民意見が募集されているものを見ますと、これから大きな土地利用の転換がされるということは承知しているのですけれども。先ほど、横浜市域のことについて、都市整備局で中期計画の説明があったときに、京浜臨海部のまちづくりの図で示されまして、扇島も横浜市がこれから京浜臨海部のまちを変えていくという、その図に入っておりますので、大きな転換がこれから横浜市域についてもされていくのだろうということは承知をしているのですけれども。
- 今回、そういう土地利用の大きな変換がある中で、その道路についても、川崎市で新たに市道が整備されるということになると理解をしているのですけれども、1点確認で、今、今回、横浜市域で道路になる部分の幅の2メートルの部分の土地の所有関係はどのようになっているのでしょうか。
- 角野道路部長　土地は J F E さんと、それから横浜市の港湾局、それからあと地上権として、その上を通っている首都高速道路の元の高速道路機構のほうが地上権を持っているというような形で聞いております。
- 白井正子委員　前の委員のやり取りの中でも、その権利関係についての新たなお金の動きはないというふうに確認いたしましたので、これらのことを見せていただきました。
- 伊波俊之助委員長　他に御発言もないようですので、本件につきましては質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 伊波俊之助委員長　それでは、採決いたします。
- 本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 伊波俊之助委員長　御異議ないものと認め、市第69号議案については原案可決と決定いたします。

◎ 横浜市中期計画2026～2029（素案）について

- 伊波俊之助委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、横浜市中期計画2026～2029素案についてを議題に供します。

なお、本件につきましては、政策経営局の黒田経営戦略部政策担当部長ほか関係職員が説明員として出席しておりますので、御了承願います。

また、本計画の全体概要については都市整備局関係の審査の際に説明を受けておりますので、説明を省略することとし、直ちに道路局関係の説明をお願いいたします。

当局の報告を求めます。

- 田中道路局長 お手元の右肩の資料番号が3の資料、横浜市中期計画2026～2029素案、道路局抜き刷り版で当局に関する部分について御説明いたします。

1ページをお開きください。目次に記載した政策・施策、行財政運営について、マーカー部分を中心に御説明いたします。

9ページをお開きください。政策1、毎日の安心安全について御説明いたします。

現状と課題を御覧ください。交通安全対策においては、歩行中の事故防止の観点から、こども・安全安心マップの作成や、車両の速度抑制対策など、ソフト・ハードの両面で安全対策を進めてきました。今後も継続した通学路における子供の交通事故死者数ゼロを目指し、さらなる対策の推進が重要です。

次に、インフラ施設の安全対策においては、市民生活に身近なインフラ施設において、事故や機能低下を未然に防ぐため、維持管理、更新等を進めています。一方、高度経済成長期以降に集中的に整備された施設は近年急速に更新需要が増加しており、今後も老朽化が加速度的に進行していくことが課題です。

続いて、目指す姿を御覧ください。交通安全対策が進み、子供から大人まで安心して出かけられる環境が整っている姿を目指します。加えて、計画的かつ効果的な老朽化対策・保全更新が進み、市民生活に欠かせないインフラ施設を誰もが安心して利用できる環境が整っている姿を目指します。

右側10ページを御覧ください。施策1、防犯、歩行者の安心・安全では、交通事故から子供等を守るため、通学路をはじめとし、歩行者が安心して通行できる空間整備など、交通安全対策の取組を進めます。指標は、通学路の子供の交通事故死者数ゼロを目標に掲げています。

次に、施策2、インフラ施設の安全確保では、市民生活に欠かすことのできないインフラ施設について、計画的な保全や長寿命化、更新等による老朽化対策を適切に進め、将来にわたり安心して利用できる環境を構築します。加えて、道路陥没など、市民生活に重大な影響を及ぼす事故が発生しないよう、路面下空洞調査や対策等を迅速に進めます。指標は、路面下空洞調査の完了率100%を目標に掲げています。

なお、調査は継続して今年度も実施しておりますが、指標は計画期間中の4年間で調査が必要な延長に対する割合としていますので、現状では0%となっています。

11ページをお開きください。政策2、防災・減災について御説明いたします。

現状と課題を御覧ください。地震防災戦略の推進による防災・減災対策の強化においては、令和6年能登半島地震の状況を踏まえ、改定した地震防災戦略を推進し、市民の命と暮らしを守ることが重要です。加えて、支援物資の輸送や応援部隊の展開に必要な緊急輸送路に関わる道路の強靭化を集中して進めていくことが重要です。

続いて、目指す姿を御覧ください。大規模地震に対して十分な備えができている姿を目指します。

右側12ページを御覧ください。施策3、地震防災対策では、市内道路ネットワーク、緊急輸送路の強靭化に向けた取組を推進し、緊急車両や物資輸送のルートを確保します。指標は、緊急輸送路沿いの崖対策の進捗率100%を目標に掲げています。

13ページをお開きください。政策9、交通について御説明いたします。

現状と課題を御覧ください。市民の移動手段の確保と魅力ある移動空間の形成においては、幹線道路の慢性的な渋滞により周辺の通過交通の流入や救急活動への影響が懸念されています。公共交通機関を補完するシェアサイクル事業では、多様な利用目的に対応するために事業展開が重要です。また、快適で出かけたくなる魅力ある空間形成への対応が重要です。

続いて、目指す姿を御覧ください。快適に移動できる自転車・歩行者空間と、身近な移動手段が確保され、誰もが生き生きと安心して暮らせるまちを実現している姿を目指します。加えて、交通ネットワークの構築や渋滞対策が進むことで、移動の利便性が高まり、市民生活や企業活動を活性化している姿を目指します。

右側14ページを御覧ください。施策20、市民の移動手段の確保では、シェアサイクルなど多様で魅力的な移動手段の充実や、居心地がよく歩きたくなる空間の整備を推進します。加えて、市民生活の利便性の向上や地域経済の発展に向け、交通ネットワークの強化や渋滞対策を進めます。指標はシェアサイクル普及率について、現状の1.39%から2%への向上とともに、市内の主要渋滞箇所数については、現状の118か所から1割減少を目標に掲げています。

政策群に関する説明は以上です。

続いて、明日をひらく都市プロジェクトについて御説明いたします。

プロジェクト全体の概要、テーマの方向性については、都市整備局の報告にて、政策経営局により説明済みのため説明を省略することとし、テーマ3、未来を創るまちづくりの当局に関する部分について御説明いたします。

19、20ページをお開きください。安心して暮らせるまちづくりとして、引き続き道路の維持管理を着実に進めるとともに、将来の大規模災害にも備え、橋梁・歩道橋の耐震化、環状2号線の無電柱化、崖対策などの緊急輸送路の強靭化に取り組んでまいります。

明日をひらく都市プロジェクトに関する説明は以上です。

最後に、財政運営の当局に関連する部分について御説明いたします。

23ページをお開きください。将来世代に先送りしない適正な債務管理と投資管理について御説明いたします。

現状と課題を御覧ください。特別会計については、現下の社会経済情勢の変化等を踏まえ、10年間の収支見通しを含む経営戦略の更新を行うとともに、中長期を見据えた経営基盤の強化や財政上のマネジメントの向上、計画的かつ効率的な事業運営に取り組む必要があります。

なお、当局では自転車駐車場事業費が対象となります。

右側24ページを御覧ください。取組4、特別会計・企業会計のさらなる健全化の推進として、引き続き経営基盤の強化や財務上のマネジメント向上、計画的かつ効率的な事業運営に取り組みます。指標は、経営計画・会計運営計画の適切な更新とし、計画の更新を目標に掲げています。

以上、横浜市中期計画2026～2029素案からの道路局関連部分について御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

- 伊波俊之助委員長 報告が終わりましたので質疑に入ります。
- 白井亮次委員 1点だけお聞きしたいのですけれども、目指す姿でも10年後に交通安全対策が進み、安心して出かけられる環境が整っていますというところで、この交通のところを見ると、シェアサイクル普及率が指標に挙げられていると思います。そのシェアサイクルを上げていくのもあれなのですけれども、環境整備が必要だと思います。自転車通行空間の整備、一応計画として360キロぐらいでしたっけ、あって、進捗が今100キロぐらいだというところなので、その指標というのは結構大きな指標だなとは思っているのですけれども、この中期計画に入れないのである理由はあるのですか。
- 角野道路部長 現行の中期計画で、確かに、おっしゃいますように整備延長をしようとしておりますけれども、今後進めていく中で、先ほどのソフトとも融合させてシェアサイクルを普及させるということと、それから延長を少しでも増やしていくということで、特にその部分で数値を全面にして、これだけやっていきますというのを出しておりませんけれども、両方合わせて進めていきたいというふうに考えてこういう形にしております。
- 白井亮次委員 中期計画は毎年皆さんから御報告いただくような形になっていると思います。つまり中期計画にあるということは極めて議会においても重要なことだと思うのですね。自転車を走る空間というのがあって初めて安全に通行できるというようなことにつながるとは思いますので、本来であれば両輪として、ここに指標があるべきなのではないかと思うのですけれども、入れないということだと思いますので。
本質的には進めばいいと思いますので、そこは重視して両輪でやっていくという考えは当然道路局にあるとは思うのですけれども、そのぐらい意識してぜひやっていただけるといいと思いますので、よろしくお願ひします。
- 深作祐衣委員 私は子供の交通事故死者数ゼロの10ページのところなのですが、ゼロという目標は非常に分かりやすいというか、決意を感じるところでいいとは思うのですけれども、ゼロであり続けると、何か課題としてはどういったことをやったのかという活動の指標みたいなのがもうちょっと見えないと、どうやってこのゼロを実現し続けるのかみたいなところが正直分かりにくいなど。白井委員がおっしゃっていたことにも若干通じるかもしれないのですけれども、成果の指標と併せて活動の指標みたいなものが、もう少しこの点においては分かったほうがいいのかなというふうに感じました。
例えばこども・安全安心マップの更新率なのか、作成数なのかとか、あとは要望が来ていて、取り組んでいかなければならぬ通学路の改修とかなのか、何かもう少しこのゼロで維持し続けていく強い目標を持つ上で、何をやっていくのかみたいなところが見えるとうれしいと思いましたが、具体的にはいかがですか。
- 田中道路局長 今の白井議員と深作議員の意見を聞きまして、中期計画に反映するかどうかは別として、局の中の目標として、ベンチマークとして、4年間でこのぐらいはやろうかと中で議論しまして、局の運営方針の中とかに、これぐらいの感じでやっていくよ、みたいなことで、皆様の御意見に応えられたらなど今個人的に考えていまして、内部でがっちり議論しますので、よろしくお願ひします。
- 森ひろたか委員 白井委員と深作委員と似ちゃいますけれども、中期なので、個別の政策を一個一個乗っけるということじゃないので、そこは一定程度理解するのですけれども。今回、指標を立てたときに、いわゆる数字目標だけが出ていくのですけれども、果たしてそれが本当にこの4年間で達成できるのかできないのかと、結構不透明な目標だと感じました。具体的には、路面下の空洞調査なんかも結構課題があると思うのですよね。これは100%、本当にどうやって達成していくのか、大変疑問なところです。

この4年間でやることが正しいのか、もしくは、今、管路の敷設の時期というのは分かっていますから、課題がありそうなところをまず優先して見ていくのか。大口径が入っているところを見るとか、そういった目標が本当だつたらいいのではないかなと思いますが、これだけで見ると、全部見て点検するのだということにしか見てとれないので。そういう意味では、局のその計画、今、局長が局内でしっかり議論をして、ベンチマークを局内でつくるのだということでおっしゃっていますから、そういった細かいところもしっかり議論して、計画の中に落とし込んでいただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。意見でいいですよ。お答えはありますか。

- 田中道路局長 路面下空洞調査について補足説明させていただきますと、道路局が路面下空洞調査の対象としているのは、幹線道路とバス交通がある重交通のところでございます。つまり空洞によって陥没したときに社会的影響が非常に大きい幹線道路を対象としておりまして、大体1000キロが対象路線となっております。埼玉のことがある前は、10年間で1000キロやるようなスピード感で我々は路面下空洞調査を実施していましたが、あのことを踏まえまして、大体1年間に200キロ以上やると4～5年で大体1000キロの調査が終わると。

つまり、100%と書いちやっていますが、1000キロを中期計画の中だけで終わらせて、空洞の有無を確認しますということを表現したかったものが、すごく大きな目標になって分かりづらいという御指摘をいただきましたので、先ほどの御指摘と一緒に、局の運営方針の中でもう少し補足説明ができるように、ほかのものも細かに、このぐらいやるのだよというのは、一応ベンチマークはみんな持っていて、このぐらいやろうぜということはありますので、それを分かりやすく表現できるような機会を設けたいというふうに思います。

- 森ひろたか委員 一問一答じゃないので、これで最後になりますけれども。僕個人的には、1000キロという数字ありきじゃなくて、今、課題が残っている幹線道路でも腐食が進んでいるようなところとか、敷設時期が結構もう経過しちゃっているところとか、課題感があるところというのはもう分かっていると思うのですよね。過去の他都市の事故、事例を踏まえていけば、どこを点検しなければいけないのかということはもう横浜市の道路局の中でノウハウとしてもお持ちになっていると思うので、まずはそういったところを重点的に、優先に取り組んでいただくということが、市民の安心ないしは安全につながっていくのだろうと思っていますので。

ぜひ、数字ありきでの議論ではなく、何が本当に今必要になっているかということを局内で議論をいただいて、しっかり計画に落とし込んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

- 伊波俊之助委員長 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

説明員の方は退席されて結構です。ありがとうございました。

(関係職員退室)



◎ 横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例に基づく令和6年度の実施状況について

- 伊波俊之助委員長 次に、横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例に基づく令和6年度の実施状況についてを報告事項に入れます。
- 当局の報告を求めます。
- 田中道路局長 それでは、横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例に基づく令和6年度の実施状況、道路局関連部分について御説明いたします。お手元に配付させていただいております資料4を御覧ください。

当局に関連した取組について、1、基本方針6、市役所の率先行動における指標の進捗状況、2、令和6年度の主な取組の2点を御報告いたします。

2ページを御覧ください。1、基本方針6、市役所の率先行動における指標の進捗状況として、当局所管施設に係る温室効果ガス排出量やエネルギー消費量の状況について御報告いたします。2023、令和5年度の温室効果ガス排出量は、2013年度比58.6%減の1.41万トンとなりました。また、2024、令和6年度のエネルギー消費量は、2013年度比58.4%減の265テラジュールとなりました。

3ページを御覧ください。2024、令和6年度は、道路照明灯でLEDと高効率照明の導入を進め、LED化率は98%となりました。太陽光発電設備の導入の取組及び一般公用車の所有はありません。ページ下部に記載のとおり、職員の取組として、横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針に基づき、環境に配慮した物品の調達等を進めました。また、会議や打合せにおいて、プロジェクトやディスプレイを活用するなど、ペーパーレス化を推進したほか、全職員を対象とした環境研修を実施し、温暖化対策の取組に対する理解促進を図りました。

4ページを御覧ください。2、令和6年度の主な取組について御報告いたします。基本方針2、脱炭素化と一体となったまちづくりの推進のうち、5、道路・鉄道ネットワークの整備、公共交通の利用促進・低炭素化の取組として、交通流の円滑化を図ることによる自動車のCO₂排出量の削減に向けて、都市計画道路の整備を進めました。令和7年度には11月に鴨井上飯田線・保土ヶ谷二俣川線が開通し、令和8年3月には川崎町田線の開通も予定しています。引き続き、道路ネットワークの整備を進めていきます。

5ページを御覧ください。6、シェアサイクルなど自転車利用の促進の取組として、回遊性の向上による都心部活性化や脱炭素化への寄与等を目的として民間事業者との協働により、横浜都心部コミュニティサイクル事業を実施しました。また、公共交通の機能補完や脱炭素社会の形成などを目的として、民間事業者との協働により、都心部を除く市域で、横浜市広域シェアサイクル事業社会実験を実施しました。令和7年4月より市内全域を事業区域とする横浜市シェアサイクル事業として実施しています。

6ページを御覧ください。同じく6、シェアサイクルなど自転車利用の促進の取組として、環状4号線などのネットワーク路線について、自転車通行空間の整備を実施しました。引き続き、地域間を結ぶ幹線道路とのネットワーク路線や自転車利用の多い重点エリアについて、自転車通行空間の整備を推進していきます。

7ページを御覧ください。最後に基本方針7、気候変動の影響への適応のうち、3、熱中症・感染症等分野の適応策の推進の取組として、夏の日差しを遮り、通行中に涼しいと感じる木陰の確保のために、剪定士の指導の下、適切な剪定を行い、街路樹の健全な育成に努めました。引き続き、歩行者にとって快適な空間づくりを目指していきます。

以上、横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例に基づく令和6年度の実施状況、道路局関連部分について御説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

- 伊波俊之助委員長 それでは、報告が終わりましたので質疑に入ります。よろしいですか。

特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

-
- ◎ 道路局が所管する外郭団体の協約マネジメントサイクルに基づく評価結果等について
- 伊波俊之助委員長 次に、道路局が所管する外郭団体の協約マネジメントサイクルに基づく評価結果等についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- 田中道路局長 それでは、道路局が所管する外郭団体の協約マネジメントサイクルに基づく評価結果等について御報告いたします。お手元に配付させていただいております資料5を御覧ください。

資料冒頭部分の当報告の趣旨につきましては、都市整備局から御説明をしていますので割愛いたします。

それでは、1、株式会社横浜シーサイドラインについて御説明します。協約の期間は、令和6年度から10年度までの5年間となっています。

(1) 協約の取組状況等のア、公益的使命の達成に向けた取組についてですが、公益的使命の達成に向けた協約期間の主要目標を、無事故運転の達成、異常時の安全な対応としています。

次に、黒の太線で囲った令和6年度の実績ですが、事故件数は0件で無事故継続、異常時対応訓練として、新杉田駅でテロ災害を想定した合同訓練を実施しました。

当該年度の進捗状況は、2ページ目とともに順調で、目標達成に向けて取り組んだ内容及び取組による成果は、運輸安全マネジメントによる安全管理体制の向上の取組、変電設備・信号通信設備の更新を行うことによる無事故運転の継続、合同訓練の実施による消防署及び警察署等との連携など、異常時の迅速な対応の強化です。

今後の課題及び課題への対応は、設備の老朽化に対する計画的な更新の実施、異常時に迅速な対応をするため、計画的な異常時訓練の実施としています。

2ページを御覧ください。イ、財務に関する取組についてですが、協約機関の主要目標を、税引後純利益の確保とし、令和6年度は7900万円を目標としています。令和5年度の実績は、税引後の純利益が3億6400万円の黒字でした。当該年度の進捗状況は順調で、目標達成に向けて取り組んだ内容及び取組による成果は、お客様の利用実態調査に合わせた列車ダイヤの運行及び混雑状況に応じた柔軟な臨時列車の増発による混雑緩和及び利便性の向上、沿線の魅力PRや各種イベントへの積極的な参加、商業施設との連携等による增收等です。

今後の課題及び課題への対応は、今後の沿線利用者の動向や社会経済状況の変化に対応するため、運輸収入のさらなる増加に向けた取り組み、契約方法の改善や各種経費の削減の継続としています。

次に、ウ、人事・組織に関する取組についてですが、協約期間の主要目標を、社員個々の人材育成、能力開発を通じて組織全体の力の向上、固有社員の部・課長職への計画的な登用、動力車操縦者運転免許要員の養成、女性社員の計画的な採用・管理職登用としています。

令和6年度の実績は、資格別研修等3回実施、営業課長の登用、動力車操縦者運転免許取得3名、女性社員7名在籍、管理職1名在籍です。

当該年度の進捗状況は、4ページ目とともに順調で、目標達成に向けて取り組んだ内容及び取組による成果は、社員の資格に応じた研修の実施による社員個々の能力向上、社内ハラスメント研修を実施したほか、監査室及びコンプライアンス委員会の設置によるコーポレートガバナンス等の強化とコンプライアンス意識の向上等です。

今後の課題及び課題への対応は、ベテラン社員の退職等による技術力の低下とノウハウの喪失に対して、計画的な教育訓練の強化、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく目標達成に向けた取組の推進に向け、採用の強化、部課長職への計画的なプロパー化としています。

3ページを御覧ください。(2) 令和6年度・5年度決算の状況についてですが、当期純利益については、

令和6年度は3億6447万2000円、令和5年度は3億125万4000円で、6321万8000円の増となっています。

次に（3）所管局団体による振り返りですが、引き続き計画的な設備の更新、さらなる增收対策や経費削減の取組、人材育成・組織力の強化等により、無事故運転・安全運行の継続、黒字経営の継続、自立的かつ継続的な企業運営を目指すとともに、お客様満足度の向上に努めてまいりますとしています。

（2）添付資料として説明内容の詳細を記載した令和7年度自己評価シート（令和6年度実績）をおつけしていますので、後ほど御確認ください。

4ページを御覧ください。最後に参考、委員会についてとして、1、横浜市外郭団体等経営向上委員会の概要、2、団体経営の方向性の考え方を記載しています。

よろしくお願ひいたします。

- **伊波俊之助委員長** 報告が終わりましたので、質疑に入ります。
- **奥石かつ子委員** これは先日説明をしていただいた際にお話しさせていただいたのですけれども、純利益の目標設定というのが今年度の3億を超えており実績に対して、かなり目標設定が低くて、7年、8年、9年と引き続きそのままの数値に対して対応策はないのかという話をさせていただきました。低い目標設定の理由はコロナ禍での設定によるものだということを受けました。実際5年間という期間の中で、委員会を通じて目標の変更ができるということを確認していただきましたので、そういう具体的なことを、実際には総務局の協約マネジメントの委員会を通さずというと、総務局のほうの担当になるのかと思うのですけれども、所管局として、道路局からも具体的に話を進めていただくべきだと思っていますので、局長から。
- **田中道路局長** 私も議員と全く同じ意見で、横浜シーサイドラインの株主総会で見直すべきじゃないとの意見を言っております。今後どうするかというのは今、計画調整部長から詳しく御説明させていただきます。
- **谷津計画調整部長** 事前に御説明させていただいたとおりなのですけれども、もともと協約期間が令和6年から10年度ということで、当初の目標はコロナ禍ということで目標設定を少し低い状態にしておりましたが、6年度・7年度の収支の状況を一応見て、8年度にもともと向上委員会という行政マネジメント課がやる改革委員会の委員会にかかる予定でしたので、その中で見直しをする一応方向で今考えております。
- **奥石かつ子委員** そうすると実際に変更が反映されるのは、遅いと令和9年になるのかと思うのですけれども、ぜひ令和8年度から前倒して変更できるように、委員会の開催日との関係とかはあるのかと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。
- **谷津計画調整部長** 委員会自体は8年度に開催することになりますが、8年度から目標の変更ができるようになります。
- **伊波俊之助委員長** 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

以上で道路局関係の審査は終了いたしましたので、次に建築局関係に入ります。当局参集の間、休憩いたします。

休憩時刻 午後3時3分

（当 局 交 代）



再開時刻 午後3時7分

- **伊波俊之助委員長** それでは、委員会を再開いたします。

建築局関係に入ります。



◎ 異動職員紹介（部長職以上）

- 伊波俊之助委員長 議題に入ります前に、11月1日付で職員の異動がありましたので、清田局長より御挨拶がございます。
- 清田建設局長 この度、11月1日付で建築局長を拝命いたしました清田伯人でございます。どうぞよろしくお願いいたします。引き続き皆様方の御指導御助言を賜りながら、災害に強いまちづくり、脱炭素社会の実現、多様な世代に選ばれ安心して暮らせる住環境の整備など、職員と共に全力で取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。



◎ 市第45号議案の審査、採決

- 伊波俊之助委員長 それでは、審査に入ります。
なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。
初めに、市第45号議案を議題に供します。

- 市第45号議案 横浜市手数料条例の一部改正
- # 議案提出
- 伊波俊之助委員長 当局の説明を求めます。
 - 清田建設局長 市第45号議案、横浜市手数料条例の一部改正について御説明をさせていただきます。議案書では27ページから28ページまでとなります。改正内容につきましては、議案説明資料に基づき説明をいたします。
 - 初めに1の趣旨を御覧ください。老朽化マンションの増加が見込まれること等を踏まえ、建て替えだけでなく、様々な手法で老朽化マンションの再生を進めていく必要があることから、令和7年5月30日に、マンションの建て替え等の円滑化に関する法律等が一部改正をされました。改正の内容は、下の表を御覧ください。

法律名が、マンションの建替え等の円滑化に関する法律から、マンションの再生等の円滑化に関する法律となり、対象は、耐震性不足等の認定を受けたマンションの建て替えにより、新たに建築されるマンションに加えまして、更新がされるマンションも対象となりました。

なお、更新とは、一棟リノベーション工事のことであり、既存躯体を維持しながら全ての専有部分を含む建物全体を更新することをいいます。また、特例許可の内容は、容積率制限の緩和に加えまして、高さ制限を緩和できるようになります。これらの改正に伴い、横浜市手数料条例の一部改正を行います。

次に、2の条例改正の概要を御覧ください。建築主が特例許可を受けるための申請手数料を下の表のとおり改正いたします。現行は、建て替え等により新たに建築されるマンションの容積率の特例許可の手数料が16万円であるものに、本改正により更新がされるマンション及び各部分の高さを加えます。

次に、3の施行日です。法律の施行日と同じ令和8年4月1日といたします。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いをいたします。

 - 伊波俊之助委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。よろしいですか。

○ 白井正子委員 意見ですけれども、今回、法律の改定に伴う条例の改定ということです。それで、改定法には問題があつて日本共産党は反対をしました。分譲マンションの共有部分に欠陥があつた場合に、訴訟で得られた賠償金は、今住んでいる人ではなくて、売却して退去している最初の購入者に権利があるとされています。この賠償金を全て補修に充てられず、今苦しんでいます、住んでいる人の生活を侵害しかねないということ、さらに、賃貸マンションに住んでいる場合に建て替えに参加しない反対少数者への保護がほとんど講じられず、今でも横行している立ち退きを助長しかねないことがあります。

反対少数者を置き去りにしたままで建て替えだけが進められる危険を、この法律がはらんでいるということと、その改定法に問題があることから今回の条例改定には反対です。

○ 伊波俊之助委員長 他に御発言はないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 伊波俊之助委員長 それでは、採決いたします。

採決の方法は挙手といたします。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

○ 伊波俊之助委員長 挙手多数。

よって、市第45号議案については原案可決と決定いたします。

◎ 請願第32号、請願第33号及び請願第36号の審査、採決

○ 伊波俊之助委員長 次に、請願審査に入ります。

請願第32号、請願第33号及び請願第36号については、説明の都合上、3件を一括議題に供します。

請願第32号 (仮称) ガーラ・レジデンス洋光台建築計画における配布資料の説明の実施等について

請願第33号 (仮称) ガーラ・レジデンス洋光台建築計画における土壤汚染調査の未実施箇所の再調査等について

請願第36号 (仮称) ガーラ・レジデンス洋光台建築計画における近隣説明等報告書の受理及び審査等について

○ 伊波俊之助委員長 なお、本件につきましては、みどり環境局の土田環境保全部長、ほか関係職員が出席しておりますので、御了承願います。

それでは請願の要旨等について書記に朗読させます。

○ 山崎議事課書記 初めに、請願第32号、件名は、仮称ガーラ・レジデンス洋光台建築計画における配布資料の説明の実施等について。受理は令和7年10月31日。請願者は磯子区の仮称ガーラ・レジデンス洋光台建築計画近隣住民代表、鈴木さん。紹介議員は太田正孝議員でございます。

請願の要旨ですが、1、横浜市中高層条例に関わる極めて専門的・技術的な数多くの資料について、近隣住民に説明を行い、理解を得られたい。2、計画敷地内の調査未実施箇所において土壤汚染調査を行い、そ

の結果について近隣住民に対する説明会を実施されたい。3、建築局の技術系職員は日頃から自己研鑽を重ね、自らの知識及び能力の向上を図るとともに、市民からの相談に対する技術的事項に関し、的確な判断及び指導を行える体制を整えられたい。また、事業者の資料に虚偽または誤りがある場合は、事業者に対し積極的にその内容の訂正などに関する指導を行い、専門的な知識を持たない市民に寄り添わみたいというものでございます。

次に、請願第33号、件名は仮称ガーラ・レジデンス洋光台建築計画における土壤汚染調査の未実施箇所の再調査等について。受理は令和7年11月17日。請願者は磯子区の仮称ガーラ・レジデンス洋光台建築計画近隣住民代表、鈴木さん。紹介議員は太田正孝議員でございます。

請願の要旨ですが、1、土壤汚染調査の未実施箇所において調査を行われたい。また、事業者に再度の適正な指導を実施されたい。2、施工業者は開発行為に係る説明会等を至急開催されたい。また、説明が未了の間は、近隣説明等報告書が提出されたとしても、建築局は審査業務に入らないようにされたいというものでございます。

次に、請願第36号、件名は仮称ガーラ・レジデンス洋光台建築計画における近隣説明等報告書の受理及び審査等について。受理は令和7年11月27日。請願者は磯子区の仮称ガーラ・レジデンス洋光台建築計画近隣住民代表、鈴木さん。紹介議員は太田正孝議員でございます。

請願の要旨ですが、建築局に提出・受理された近隣説明等報告書について、説明未了の部分があることから、審査業務及び意見書の交付のための決裁事務に入らないでいただきたいというものでございます。

- 伊波俊之助委員長 本件は行政当局に対する要望に関する請願ですので、当局の見解を求めます。
- 清田建設局長 請願第32号、仮称ガーラ・レジデンス洋光台建築計画における配布資料の説明の実施等についての当局の見解を申し上げます。

要旨1の前段の中高層条例に関わる、極めて専門的・技術的な数多くの資料に関し、送付するだけでは理解できないことから、建築主は戸別訪問もしくは説明会を開催し、住民の理解を得ることについてですが、中高層条例では、建築主が中高層建築物等を建築するときの近隣住民等への建築計画の周知手続について定めており、建築計画の概要や建築物の工事の概要を説明することとしております。

既に条例に基づいた説明会は終了しており、その後、住民の皆様と建築主の間で質疑応答が行われ、建築主が住民の皆様に配慮し、擁壁の後退や建物の配置変更などの計画変更も行われております。変更した際の説明方法は、説明会または個別訪問、資料送付等によることとしており、その後の質疑応答は、建築主と住民の皆様で行っていただくことになります。

後段の資料を送付したことをもって説明を果たしたことにはならないことから、建築局は職員の条例解釈及び指導姿勢を改め、現状では近隣説明等報告書の審査には進めないことを認識することについてですが、変更した際の説明方法は資料送付でも可としております。

なお、中高層条例の近隣説明等報告書は、令和7年11月21日に提出をされ、現在、審査を行っております。

要旨2の建築主から送付された土壤汚染調査計画書において、調査が未実施であることが発覚した7地点において調査を行い、結果について説明会を行うことについてですが、調査は国の指定する調査機関により行われたものでございます。また、請願者から提供いただいた事業者による土壤汚染の調査の結果報告書によれば、事業者は調査を行う土地を10メートル掛ける10メートルごとに区切った範囲において、それぞれ土壤ガスを調査し、検出された箇所でボーリング調査を行っており、土壤汚染対策法と同様の方法で調査が行

われたものと認識しております。

なお、調査をどのように実施したかについて事業者から説明を受けたいという請願者からの御希望、御要望につきましては、事業者に対してお伝えをしております。

要旨3の建築局の技術系職員は、技術的事項に関し、的確な判断及び指導を行える体制とし、事業者が住民に対し提示した資料に関し、虚偽もしくは誤りがある場合は指導を行い、専門的な知識を持たない近隣住民に寄り添うことについてですが、説明会等で建築主が説明した資料について、住民の皆様が懸念されている事項や疑問点などにつきましては、これまでも丁寧に説明するよう、建築主に対して要請してまいりました。引き続き、住民の皆様の御要望を建築主に伝えてまいります。

次に、請願第33号、仮称ガーラ・レジデンス洋光台建築計画における土壤汚染調査の未実施箇所の再調査等について、当局の見解を申し上げます。

要旨1の土壤汚染調査の第1次調査写真は、明らかな捏造写真であり、7か所は未調査であることが明らかになったことから、土壤汚染調査を行うことを改めて請願する。また、調査が確実に行われるまで、建築確認申請の手続を見合わせる事案に相当することから、市民の命を守るため再度の適正な指導を請願するについてですが、請願第32号の要旨2でも御説明したとおり、調査は国の指定する調査機関により行われたものであり、土壤汚染対策法と同様の方法で調査が行われたものと認識しております。

また、調査をどのように実施したかについて、事業者から説明を受けたいという請願者からの御要望については、先ほども御説明したとおり、事業者に対してお伝えをしております。また、建築確認申請に関して、土壤汚染の調査は建築基準関係規定に定められておらず、法令に定めのない事項を理由に確認済書を出さないということはできないということになっております。

要旨2の前段の、施工者が自ら行う開発行為の工事の周辺住民への説明及びゼネコンが決まつたら回答するとした質問事項の説明を拒否していることから、開発行為に関する説明会等を至急開催することについてですが、本市では、開発許可の付記事項として、許可工事の内容等について、許可工事の着手前に周辺住民の皆様への周知に努めるように求めております。事業者に確認をいたしましたところ、仮囲いの設置については、開発許可を受けた工事内容である擁壁等の造成工事とは別であるため、先行してその内容についてのみ、周辺住民の皆様に周知を行い、既に実施済みとのことです。擁壁等の造成工事の内容等の周知につきましては、改めて工事着手前までに行うと聞いております。

あわせて、これまで事業者が、工事施工者が決定した後に説明を行うとして回答を保留していた内容についても対応するように、本市から事業者に要請しております。

また、要旨2の後段のゼネコンが決まつたら回答するとした質問事項は、工事中の安全対策や土壤汚染に関し、周辺の住環境に及ぼす著しい影響に該当し、中高層条例の近隣住民への説明すべき項目のため、説明が未了の間は、近隣説明等報告書が提出されたとしても、審査業務に入らせないことを併せて請願するについてですが、中高層条例の説明につきましては、先ほども御説明したとおり、既に終了しておりますので、現在提出された近隣説明等報告書について審査を行っております。

なお、中高層条例では、建築物の建築に伴って生ずる日照などの周辺の住環境への影響について説明することとしております。したがいまして、土壤汚染の調査や対策などは、中高層条例とは別に、建築主が対応を行うことになります。

なお、建築主には、住民の皆様が要望されている工事に関する事項について、工事着手までに住民の皆様

へ説明するよう伝えております。

次に、請願第36号、仮称ガーラ・レジデンス洋光台建築計画における近隣説明等報告書の受理及び審査等についての当局の見解を申し上げます。

要旨1の中高層条例の規定に基づき、建築主から提出された近隣説明等報告書について説明未了の部分が複数あることから、横浜市長の意見書の交付のための決裁事務に入らないことを請願するについてですが、請願第32号の要旨1及び請願第33号の要旨2でも御説明したとおり、既に説明会や資料配布等により説明が終了しておりますので、現在、提出された近隣説明等報告書について審査を行っております。

本請願に関するマンション計画においては、事業者が行う法令上の手続などに不備はないものの、本市としては、このような状況が続くことは望ましくないと考えておりまして、開発の工事に着手する前に、開発工事に関する説明を行うよう、引き続き事業者へ要請してまいります。

また、土壤汚染対策の適切な実施につきましては、事業者からしっかりと実施していくとの報告を受けておりますので、法令に基づくことではありませんが、適宜報告を求め、本市としても対策工事の適切な実施を確認していくことを考えております。

一般に、建設工事に伴う近隣紛争においては、本市が、行われることに限りがある中で何ができるのか、可能性を探りつつ対応しております。本件につきましても、引き続き事業者と近隣住民の皆様とのコミュニケーションが図れるよう努めてまいります。

当局の見解は以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

- 伊波俊之助委員長 それでは、各会派等の御意見等を伺ってまいります。
- 白井亮次委員 自民党としては、関係法令上、適切に手続が取られているということから、趣旨に沿い難いということなのですけれども、ぜひコミュニケーションはしっかりと引き続き取っていただければと思います。
- 中島光徳委員 公明党会派も同じく、法律に準じて手続が進んでいるということで、趣旨に沿い難いということでお願いします。
- 森ひろたか委員 立憲民主党としても、趣旨に沿い難いということでよろしくお願いします。
- 深作祐衣委員 私どもの会派といたしましても、趣旨に沿い難し、引き続きコミュニケーションをしっかりと行っていただきたいと思います。
- 白井正子委員 住民の皆さんの不安が続いております。市としても事業者へ説明をしっかりと引き続き求めていただきたいと思いまして、この趣旨に沿って採択と思います。
- 奥石かつ子委員 法令に準じているということで、このたびの請願の趣旨には沿い難いかと存じますが、こういったケースが起った場合に、行政機関として、どのような対応をするべきなのか、この提出された捏造と言われている写真等の証拠を見ても、誠実な対応が徹底的になされたのかどうなのかというの、もう少し丁寧に踏み込んで対応して差し上げられるような体制を整えたほうがいいのかなという気がいたしますので、ぜひ、より深くコミュニケーションを取っていただくようにお願いしたいと存じます。
- 太田正孝委員 今、局長からも御説明があつたけれども、簡単に言うと、建築主のほうは、条例に基づく説明は十分行いましたよと。だから、建築局としても法令に基づく手続は全部終わったのだと。だから、建築確認、開発許可、そういうものに向けて作業を進めているのだよと、こういうことですよね、今おっしゃったのは。

それで、その中でも土壤汚染については住民もいろいろ問題にしているのだけれども、土壤汚染なんていふものは、別にこの説明の中に、土壤汚染しなきや駄目だとか何とかと書いているわけじゃないから、土壤汚染のことを云々と言わても関係ないのだよと、そういう言い方じやないけれども、そういうようなニュアンスのお話をされましたよね。簡単に言うと。土壤汚染は関係ないと。

- 清田建設局長 建築局が所管する条例に関して、土壤汚染ということについて対応すべきという中身にはなっていないということでございます。しかしながら、住民の皆様が懸念されているということは十分受け止めた対応をしていきたいと考えております。
- 太田正孝委員 そうすると、中高層建築物条例に、この建築工事が周辺の住環境に及ぼす著しい影響、そういうようなことがあると考えられるときは、簡単に言うと、対策を取りなさいよと、説明をしなさいよと書いてあるわけだよね。今、汚染物質が土中に埋まっていて、それを掘り起こしたりとか、いろんな工事をするのに、汚染物質が拡散したりなんかして、住民の健康を阻害するのではないかとか、いろんな心配があるわけじやない。だから汚染物質になっているのだから。でも今の局長の話だと、そんなこと関係ないのだよと。周辺の住環境に及ぼす著しい影響があるじやないかと私は思うのだけれども、局長は、そんなものあつたって関係ないのだよと。建築物条例の中には、土壤汚染も関係ねえよと今そうおっしゃっているのだけれども、では、ここに書いてあることは何ですか。
- 清田建設局長 そこに書いてある、周辺の住環境に著しい影響を及ぼすことというのは、中高層条例の趣旨にのっとりまして、建築物そのものが周辺に与える日陰ですか、プライバシーとか、そういうことを指しております。土壤汚染対策につきましては、前回も御説明していると議事録で読みましたけれども、土壤汚染対策法とか生活環境の保全に関する条例等による手続の中でしっかりと対応していくということになっているという認識でございます。
- 太田正孝委員 その認識は間違っていると申し上げたいと思いますね。建築工事をするのに当たって、いろんな作業をするわけだよね、建築主が。さっきもあったけれども、日照の問題なんかもあるけれども、いろいろなことがありますよと。その中で、住環境に及ぼす影響がある場合には説明しろと書いてあるわけじやん。でも、建築主がやる作業の中には、土を動かしたり、掘ったり、いろんな作業があるわけじやない。当然これはそれが周りの人に影響するわけだよね。だから、交通規制してみたりとか、いろんなことをやるわけよ。
- けれども、今、局長が言うのには、関係ないよと、そういうのはと。建築主が工事に当たって建築物とか何とかということだったらあるかもしれないけれども、土を動かしたりなんかするのは関係ないのだよと、こういうことをおっしゃっているの。関係あると書いてあるけれども。
- 清田建設局長 ただいま御説明したとおりでございまして、中高層条例の手続の中に土壤汚染対策ということは含まれていないというふうに考えております。
- 太田正孝委員 何でそんなことを勝手に決めてんの。住環境に影響を及ぼす、そういう影響がある中には、土壤が汚染されていて、それを掘り返したりなんかすることによって、その土壤汚染の物質が周りに拡散したり、それを吸っちゃったりなんかして病人が出たりということもあるかもしれないじやない。当然、著しい影響を及ぼすじやない、及ぼすかもしれないじやん。だから、あなたは今それを、そんなことは関係ないと、どこからその関係ないという言葉が出てくるの。どこに書いてあるの、そんなことが。
- 清田建設局長 関係ないということは申し上げておりませんで、中高層条例の範囲ということを御説明し

たということで御理解いただければと思います。ただ。

- **太田正孝委員** 言葉をさえぎって申し訳ないけれども、中高層条例に書いてあることは今申し上げたのだが。周辺に影響する、環境に影響を及ぼすことがあれば、それに対策を取りなさいと書いてあるだけなのであって、今あなたがおっしゃったように、汚染物質なんか関係ないと、どこからその関係ないというのが出てくるのよ。それが分かんないのだよ。例えば騒音が発生したと。騒音が発生したって耳の悪い人がたくさんいるのだから関係ねえよと、そう言っているようなものじゃんか。

関係ないの意味だよ。中高層条例の中に書いてあることは、周辺の環境に悪い影響があつたりすることについては対策を取れと書いてあるだけであって、それ以外のことは書いていないのだよ。局長。でも局長は、それに付け加えて、俺はこの条例の監督者だよと、簡単に言うと。土壤汚染なんて関係ないじゃない、それが周りの人たちに影響あつたって、影響がある場合には対策を取れと書いてあるけれども、それは関係ないのだよと局長はおっしゃっているわけよね。どこからその口が出てくるのよ。どこからそんなこと、どこにそんなことが書いてあるのよ、はつきり言って。

委員長、この話は私も最初からいろいろ住民の方と一緒に、役所の方といろいろ話をしているのだけれども、口を出すたびに、役所の方は、土壤汚染なんていうのは任意であつて関係ないのだよと言うのですよ。関係ない土壤汚染をどうして相手がやつたか知らないけれども。でも、重要なことじゃん。土壤汚染というのは重要なことなのだよ。今日は環境局の人が来ているんだ。誰か来ているのですか。土壤汚染というのは重要なことなのではないの。

- **土田みどり環境局環境保全部長** 土壤汚染対策法とか横浜市の生活環境保全条例、こちらのほうで土壤汚染対策を規定しておりますし、土壤汚染が発覚した場合は、その汚染物質が人の体に摂取されないようにするということですので、例えば工事をする場合に事業者は汚染部分を撤去して処理施設を持っていくというふうに書いてあるわけですけれども、その際に飛散しないように工事をすれば。

- **太田正孝委員** いいわけだよな。だから、建築以外の土壤汚染とかそういうものを主管する局が、飛散しないように、周りの住民に影響がないようにしなさいと言っているわけじゃん。ということは、局長は土壤汚染なんか関係ないですよと。建築条例にもそんなことは一つも書いていないからいいのですよとおっしゃっているけれども、そんなことは駄目じゃん、それじゃ。そうでしょう。いや、いいよ。それで、駄目ならはつきりしているのだよ。いいからそんなことを口で、局長、大丈夫だとか大丈夫じゃないかと言つたって駄目よ。そういうことで住民が不安になっているのだから。そうでしょう。

だから、この建築の主に対して、土壤汚染の処理の仕方はどうするのですかと、どういう影響が住民にあるのですかと、いろんなことを説明してくれませんかと頼んでいるわけじゃんか。そうでしょう、局長。そうだよね。でも、局長は、頼まれましたよ、確かにと。住民の皆さんから頼まれましたよと。それをそういうふうに住民が言っているよということを相手に言つときますよと。それじゃあんた通らないよ、これ。それじゃ建築局の仕事は通らないと申し上げたいのだよ。言うのは誰でも言えるよ。住民がガタガタ言つては、それでおしまいかい、これ。それじゃ駄目でしょう、だって、はつきり言って。

- **清田建設局長** 先ほど当局の見解の中でも御説明いたしましたけれども、建築局が所管する法令とは別に、市としても対策工事の適切な工事を確認していくということを考えております。具体的には、事業主がやろうとしている対策工事、この計画というのを確認させていただいて、法に準じているということは確認いたしました。それが確実に履行されるということをしっかりと我々も確認したいなと思っております。

具体的には、これから調整には入ってまいりますが、事業主の了解をしっかりと得た上で、例えば土壌を今回は撤去するということになっておりますので、撤去された状況を、確認を現場でしておきたいということを少し調整したいなと思っております。

- **太田正孝委員** それは当たり前のことだけれども、当たり前のことと言う、局長。要は、今あなたがやっている、やろうとしている当たり前のこと、工事人から周りの住民に対して説明する必要があるでしょうと言っているわけじゃん。ここに書いてあるのだけれども、説明しろって。その影響とかその他の対策、今あなたが言った、どうやってやつたらうまくいくのだろうとか、住民に影響がないようにできるのだろうということを言いますよと言っていたけれども、そういうのを対策というのだよ、それを。そういう対策を住民に説明しろと中高層建築条例には書いてあるわけよ。それ以上のことは書いていないのだよ。小さいことは説明する必要ねえよとか、そんなのは書いていないの。説明しろと書いてあるの。

そこで、住民は何度もあなたのほうに言っているわけだ、説明してくださいと。暴力的に言っていないですよ。説明してください、お願いします。ところが、あなたのほうでは、何度も言うけれども、土壌汚染は建築基準法とか条例とか、そういうのにも全然関係ないから、本来ならそんなことを工事人が住民に説明する必要はないのだけれども、任意だから、そう言っちゃっているじゃんか。それじゃ世の中通らないだろう。住民はかわいそうだよ、それじゃ。そこで説明してくださいと僕も何回も言っているのだよ。説明会を開いたらどうですかと。そうでしょう。

私は横浜市会議員で柄が悪いなんか言われているけれども、説明しろと言っていないですよ。説明したらどうですかと何度も言っているのだよ。何度も言っているお答えというのが、今、局長が言ったように、お伝えしとりますよと。あんたがそう言っていることをお伝えしとりますよと、それでおしまいじゃん。それじゃ建築局長として仕事が務まらないだろうが、だって。そうでしょう。

みどり環境部の方々も来てもらっていて、何するのよ、だって。環境の人たちが、そんなこと関係ないよと、工事をやるにおいて、汚染物があろうがなかろうが俺たちは関係ねえと言うわけがないじゃないですか。適正に処理してくださいに決まっているじゃないか。そうでしょう。工事をするにおいて適正に処理してくださいという環境の関係の方々が言う言葉をそのまま受け、工事人に対して、ちゃんとしてくださいよと言わなければ駄目じゃん。言うに当たって、そのことを住民に説明してくださいよと。あなたのほうで、そんなこと説明しようが説明しまいが関係ないと言っちゃっているから説明しないんだ、相手は。

- **伊波俊之助委員長** 太田委員、すみません。御発言の途中で恐縮ですけれども、語気が強くなっているように思いますので、皆さん落ち着いた雰囲気で委員会を運営できればと思っています。御配慮いただければと思います。

- **太田正孝委員** つい夢中になっちゃって、失礼しました。だから、この話、住民は悪いわけでも何でもないのだよ。無理を言っているわけでも何でもないのだよ。今も言ったみたいに、説明してくださいと言っているわけだから。あなたのほうで説明してあげなさいと命令すればいいじゃん、だって。書いてあるのだから、ここに、ほら。説明対象事項と書いてあるのだから。条例にも書かれているのだから、ちゃんと説明してくれなきゃ困りますよと。そのときに相手が、そんなこと関係ねえよ、説明しないよと言ったらば、それじゃ悪いけれども、うちのほうも次の仕事に入りませんよと言ってあげなきゃ。そりやそうだよ、だって。局長、そこまでいかないと建築局が住民を守れないよ。

中高層条例は、住民を守るために書かれているのだから。そうでしょう。だから、今、請願の中身はそん

なに難しいことを言っているわけじゃない。今言ったようなことをちゃんとやってくれませんかと言っているわけだから、あなたのほうから建築主を呼んで説明しなければまずいのではないのでは。いや、1回説明しました。説明の仕方が悪かったのではないのと、言ってあげなきやいけないよ。それで、説明することによって住民が納得すれば、おかげさまでいい説明を受けました、住民も納得しました、土壤汚染のやり方も細かく聞けましたよと。それで結構で、そういうことになるじゃん。

もう何回やっているの、この請願。令和5年からやっているのですよね、委員長。令和5年から5回も6回も7回も8回もやっているのよ。太田正孝の名前を書くのは全然関係ないのだけれども、いつでも書けますよ。けれども、のれんに腕押しちゅうのはこのことだよな。

局長、悪いのだけれども、あなたのお仕事として、今も言ったじゃん、土壤汚染の仕方とかそういうものについては当然当局から御指導もあるよ。住民がそういう汚染物質を吸引しないようにしてもらわなきや困るから。については、対策をどうするかということを住民に説明してくださいよということを言ってくださいよ。言わなきやこれは進まないよ。事件になっていっちやうよ。

そうしたら、こんなことを言うのはどうかと思うのだけれども、現場の人たちと多少押し問答になったのだな。押し問答になって、別に暴力も振るわないのだけれども、そばにいた人から話を聞いたら、暴力も何もしていませんと言っているんだけれども、ちょっと触ったな、みたいなのだよな。そうしたら、暴力をやられたと刑事告訴しているのよ。こんな事件になっちゃっているの、これ。善良な市民が自分たちの生活を守るために何とかしてくれませんかと請願しているのにやってくれないから。でも、諸議員方のさっきのお話を聞いていると、関係ないのではないの、そんなものと。いいのではないの、これはこのままでと。これは委員長、まずいと思います。正直に言って。構わないよと、構わないのかな、これ。

- **伊波俊之助委員長** 皆さんの会派のほうからも御発言いただきました。
- **太田正孝委員** もう古いお付き合いで委員長は立派な人だから、そんな言い方をするの大変失礼なのだけれども、これちょっと考えてくれなくちゃ。当局に相手方を呼んで、仕事はさることながら、汚染物質があるのは分かっているのだから、それについて住民が安心するようにちゃんと説明しなさいよって。しかも、汚染物質を調査したという、ここに、こことことここを調査したという報告書が来ているのだよな。それで、その報告書で、ここから出たけれども、こことことここは出ませんでしたと書いてあるわけよ。ここから出たのは分かったけれども、こことことここは出ませんでしたというところを、住民の人たちだってばかじやねえから現場へ行ってみたら、こことことちゃんと印が書いてあるわけ。掘っていない。コンクリートになっているわけ。コンクリートの下まで掘らなきや汚染物質に当たらないのだけれども、掘ってもないのだよ。だから捏造じゃないかということを当局に言っているわけ。でも当局は、ちゃんと検査した、検査機関でつくった書類だから間違いないのではないのとおっしゃっているわけだけれども。だから、私はうそがあるのだと思いますよ。うそが。

請願書の中に調査しているときの写真が載っているじゃない。見た。写真が載っているでしょう。影が違うだろうと。住民の人は、これは合成写真ですと。確かに、立っている人の影はこっちなのに、こっちにある物質の影はこっちになっているので、もうおかしいじゃないかと。だから、そういうことを平気でやって、それで、僕から言わせれば、善良なる局長たちをだましてやっているのよ。俺から言わせれば。そこで、あまりグズグズ言つてもあれだから、局長、どうです。もう一回、相手方を呼んで、ちゃんとその汚染物質の処理の仕方とかそういうものを、住民の皆さんに会合を開いてもらって、会合を開くと言っていますから。学校な

ら学校でも、町会なら町会館に集まってもらって説明したらどうです。それをあなたのほうから頼んでみたら。

○ 清田建設局長 先ほど申し上げましたけれども、本市、私としてもこのような状況が続くというのは決して望ましいことではないと考えておりますので、これまでも事業者を呼んで要請をしておりますけれども、引き続き、こちらは続けてまいります。

○ 太田正孝委員 そういうようなことが、仮の話として、資料が捏造されたようなことが分かった場合だったら大変なことになっちゃうよ、これ。局長、俺はそんなことは知らないから、議会で正しいものだとか、正しい機関から出したものだから間違いねえと言っちゃったのって、そういうことになっちゃうじゃん。そうでしょう。それ虚偽答弁になっちゃうじゃん。

だから、この請願、もしあれだったら、その辺のところの流れを、議員の方々も、もう意見陳述しちゃったからあれなのだけれども、継続にしたらいいのではない。ちゃんとやってもらうまで。これはかなりの軽重を問われるというやつだよ、これ、正直に言って。

○ 伊波俊之助委員長 ただいま太田委員から継続の審査との御発言がありました。各会派の皆様からはそれぞれにもう意見をいただいております。本件についての継続審査とするかどうかを諮りたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

○ 伊波俊之助委員長 よろしいですか。それでは、採決をいたします。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
採決の方法は挙手といたします。
本件については、閉会中継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手)
○ 伊波俊之助委員長 挙手少數。
よって、本件については閉会中の継続審査とすることについては否決されました。

○ 太田正孝委員 言い尽くさないけれども、以上で終わります。

○ 伊波俊之助委員長 他に御発言もないようですので、本件については採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○ 伊波俊之助委員長 それでは、1件ずつ採決いたします。

初めに、請願第32号についてお諮りいたします。

採決の方法は挙手といたします。

本件については、採決すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)
○ 伊波俊之助委員長 挙手少數。

よって、請願第32号は不採択とすべきものと決定をいたします。

次に、請願第33号についてお諮りいたします。

採決の方法は挙手といたします。

本件については、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

- 伊波俊之助委員長 挙手少数。

よって、請願第33号は不採択とすべきものと決定いたします。

次に、請願第36号についてお諮りいたします。

採決の方法は挙手といたします。

本件については、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

- 伊波俊之助委員長 挙手少数。

よって、請願第36号は不採択とすべきものと決定いたします。

みどり環境局の職員の方は退出されて結構です。ありがとうございました。

(関係職員退室)



◎ 横浜市中期計画2026～2029（素案）について

- 伊波俊之助委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、横浜市中期計画2026～2029素案についてを議題に供します。

なお、本件につきましては、政策経営局の黒田経営戦略部政策担当部長ほか関係職員が説明員として出席しておりますので、御了承願います。

また、本計画の全体概要については、都市整備局関係の審査の際に説明を受けておりますので、説明を省略することとし、直ちに建築局関係の説明をお願いします。

当局の報告を求めます。

- 清田建設局長 お手元の資料、横浜市中期計画2026～2029素案、建築局抜き刷り版で建築局に関連する部分について御説明をいたします。

11ページをお開きください。以降、マーカーに沿って御説明をいたします。

政策群の2、防災・減災について、現状と課題を御覧ください。地震防災戦略の推進による防災・減災対策の強化ですが、地震防災戦略を推進し、発災時の安全の確保などの取組を進めることが重要です。風水害対策の推進ですが、降雨によるリスクをしっかりと見極めて対応していくことが重要です。

次に、目指す姿を御覧ください。地震防災戦略に基づき、自助、共助、公助の取組が一体的に進み、大規模地震に対して十分な備えができるとともに、風水害のリスクに対し、ハード・ソフト両面の対策が進み、市民の命と財産を守る十分な備えができる姿を目指します。

右側、12ページを御覧ください。施策3、地震防災対策ですが、発災時の安全の確保の支援を進めます。

施策4、風水害対策ですが、災害リスクに応じた崖地の安全対策を進めます。

13ページをお開きください。政策群4、こども・子育てについて御説明いたします。

現状と課題を御覧ください。ゆとりの創出、時間的・精神的・経済的負担感の軽減ですが、2023年に保護者を対象に実施した調査では、未就学児保護者の92.7%が子育てに関して何らかの困り事を抱えており、精神的・経済的負担感の軽減が課題です。

次に、目指す姿を御覧ください。誰もが安心して出産、子育てができ、気持ちに余裕を持って子供に向かうことができている姿を目指します。

右側、14ページを御覧ください。施策6、子育て支援ですが、子育て世代のゆとりをつくり出すための視

点を持って、子供の健やかな成長を支援する取組を進めます。計画期間中に建築局が進捗管理する指標として、子育て世代への住宅補助世帯数を上げており、目標値は240世帯です。

15ページをお開きください。政策8、暮らし・コミュニティについて説明をいたします。

現状と課題を御覧ください。市民サービス・利便性の向上、安心して暮らせる生活環境・住まいの形成ですが、共働き世帯や高齢者等の増加、働き方・ライフスタイルの変化などにより、住まいのニーズは多様化しております。

次に、目指す姿を御覧ください。快適な環境の中で、誰もが一人一人のライフスタイルに応じた豊かな暮らしを実感しながら、安心して住み続けることができている姿を目指します。

右側、16ページを御覧ください。施策16、地域の生活環境ですが、健康や環境に配慮した住まいの充実や豊かな住生活の形成など、誰もが安心して快適な地域生活を送ることができる環境づくりを進めます。計画期間中に建築局が進捗管理する指標として、居住環境に配慮した住宅ストック数を挙げており、目標値は1875件です。

17ページをお開きください。政策群12、まちづくりについて説明をいたします。

現状と課題を御覧ください。郊外部のまちづくりですが、郊外部はこれまで地域の特色や資源を生かしながら、鉄道駅周辺における拠点整備や持続的な郊外住宅地の形成に向けた取組を進めてまいりました。

次に、目指す姿を御覧ください。郊外部では、鉄道駅周辺や住宅地等において、これまで以上に土地のポテンシャルが引き出され、地域の特色や資源を生かした魅力的なまちづくりが進められている姿を目指します。

右側、18ページを御覧ください。施策27、郊外部のまちづくりですが、地域の特色や歴史などの資源を生かし、誰もが生き生きと暮らせる住まいづくり・まちづくりを進め、魅力向上や活性化を図っていくことで、鉄道駅の周辺や緑豊かな住宅地など、地域の特色に応じて、子育て世代をはじめ、様々な世代の市内への流入や定住を促進するとともに、地域における雇用の創出など、外部の活力あるまちづくりを推進していきます。

19ページをお開きください。政策群13、環境との共生について説明をいたします。

現状と課題を御覧ください。横浜らしいサーキュラーエコノミーの構築・推進ですが、限られた資源を最大限有効に活用し、経済的な発展にもつなげるサーキュラーエコノミーに関する機運が国内外で高まっています。また、横浜市の特色である、大規模、多様性、市民意識を生かした施策を進め、国内外における循環型社会への転換を加速していくことが重要です。

次に、目指す姿を御覧ください。横浜らしいサーキュラーエコノミー施策が展開された結果、環境への影響を考慮して行動する市民が増えているとともに、市内産業の発展・育成につながっている姿を目指します。

右側、20ページを御覧ください。施策30、循環型社会に向けた取組ですが、公共建築物における率先的な取組や空家対策、循環型まちづくりを通じて、横浜らしい循環型都市への移行を推進いたします。

計画期間中に建築局が進捗管理する指標として、公共建築のサーキュラー設計数を挙げており、目標値は90件です。

政策群に関する説明は以上です。

続いて、明日をひらく都市プロジェクトについて御説明をいたします。プロジェクト全体の概要については、都市整備局の報告にて政策経営局より説明済みのため、説明を省略することとし、当局に関連するプロ

ジェクトの方向性を政策経営局から説明をいたします。

- 黒田政策経営局経営戦略部政策担当部長 それでは、23ページをお開きいただき、24ページと併せて御覧ください。

テーマ1、循環型都市への移行について御説明します。現状及び将来見通しにするとおり、欧州をはじめ世界的な潮流となっているサーキュラーエコノミーの取組をこれまで以上に進めていく必要があります。

目指す横浜の将来の姿として、まず2029年には取り組み全体として経済成長とごみ排出量削減の両立を目指します。2040年には、経済の視点としては、サーキュラーエコノミーが横浜の新たな成長産業となっていること、グローバルの視点としては、可視化されたサーキュラリティ指標の下、地球環境と調和した持続可能な都市として国内外のモデルとなっていること、市民の視点としては、次世代も横浜に住んでほしいと感じる市民が増加していることを目指します。

24ページを御覧ください。今後の方向性ですが、横浜の強み・特性にあるとおり、横浜には、大規模であり、循環型都市への移行による社会的インパクトが大きいこと、多様性を持ち、地域環境に応じた多様なアプローチが試行可能であること、市民意識が高く、市民・企業・行政一体の取組が展開可能であることなどの強み・特性があり、これらの強み・特性を生かし、横浜らしい循環型都市への移行を進めていきます。

ページ下部に示す、分野ごとの循環の概念図を御覧ください。循環型都市への移行を進めるため、食・農分野、資源調達分野、建築・住宅分野、企業活動分野、消費・行動変容分野、DX分野の6つの分野における取組を進めていきます。

以上、明日をひらく都市プロジェクト、テーマ1の方向性について御説明申し上げました。

続いて、建築部より御説明します。

- 清田建設局長 1枚おめくりいただき、右側、26ページの中段を御覧ください。建築・住宅分野では、くらすサーキュラーとして、資源の宝庫である建物のサーキュラー化を進めます。公共建築では、既存施設の活用、再利用しやすい設計、廃材の有効活用によって、廃棄物を減らすサーキュラー建築のモデルを横浜から発信いたします。また、日本一のストック量を誇る住宅分野では、リノベーションによる既存ストックの流通・活用を進めます。

27ページをお開きください。テーマ3、未来を創るまちづくりについて御説明をいたします。

さらに1枚おめくりいただき、左側2、9ページを御覧ください。

建築局の取組は、中段及び下段のマーカー部分に記載をされております。

なお、内容につきましては、都市整備局の説明と重複しますので、省略をさせていただきます。

明日をひらく都市プロジェクトに関する説明は以上です。以上、建築局関連部分について御説明申し上げました。よろしくお願いをいたします。

- 伊波俊之助委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

- 白井亮次委員 1点だけ確認なのですが、循環型社会に向けた取組というところで、当然空家対策というのを重視されているのだろうなとは思うのですけれども、見落としているのかも知れないのですけれども、空き家対策を進める上での指標というのはどこにあるのでしょうか。

- 清田建設局長 今回の中では空家対策としての指標は挙げておりません。しかしながら、既に令和5年に第3期の空家等の対策計画というのをつくっておりまして、ストックをしっかりと活用していくという方向性は出しておりますので、これに即してしっかりと対応していきたいと考えております。

- **白井亮次委員** 先ほど道路局でも同じような趣旨の質問をしたのですけれども、極めて重要な指標になってくると思います。サーキュラーエコノミーにおいて空家対策というのは脱炭素の取組でもあると思いますし、内部でも構わないので、本質的にしっかりと進むような、そうした認識というか、中期計画になくとも頑張るのだというところは、そういうことだと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。
- **清田建設局長** その意味で、今回26ページの右側にございます、くらすサーキュラーの下段の部分です。日本一のストック量を誇る住宅分野では、というところで、リノベーションによる既存ストックの流通・活用を進めると理念をしっかりと打ち出しております。ということで、議員のおっしゃる趣旨に沿うように頑張ってまいります。
- **伊波俊之助委員長** 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

説明員の方は退席されて結構です。ありがとうございました。

(関係職員退室)



◎ 横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例に基づく令和6年度の実施状況について

- **伊波俊之助委員長** 次に、横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例に基づく令和6年度の実施状況についてを議題にいたします。

当局の説明を求める。

- **清田建設局長** 横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例に基づく令和6年度の実施状況、建築局関連部分について御説明をいたします。以降はアンダーラインに沿って御説明をさせていただきます。

2ページを御覧ください。概要ですが、横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例に基づき、建築局の2024年度施策の実施状況等について御報告をいたします。

3ページを御覧ください。まず、1の指標の進捗状況として、基本方針6の内容について御説明をいたします。

4ページを御覧ください。2023年度の温室効果ガス排出量は、2013年度比83.6%減の7.4トンとなります。2024年度のエネルギー消費量は、2013年度比98.4%減の0.01テラジュールとなりました。

5ページを御覧ください。2024年度は、19の市営住宅の街灯や共用部の照明にLED等高効率照明を導入し、LED化率は52%となりました。既に太陽光発電設備を設置している6つの市営住宅のほか、設置可能な建物を洗い出し、屋根貸し事業の事業者の選定に向けて公募の準備を進めました。一般公用車は2023年度より所有しておりません。

下段にありますように、職員の取組として、横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針に基づき、環境に配慮した物品等の調達を行いました。会議等ではペーパーレス化を推進したほか、全職員を対象とした環境研修を実施するなど、温暖化対策の取組に対する理解促進を図りました。

6ページを御覧ください。2024年度の主な取組として、基本方針2、3、7の内容について御説明をいたします。

7ページを御覧ください。基本方針2、脱炭素化と一体となったまちづくりの推進の3、モデル地区の創出などの地域における脱炭素化とまちづくりの一体的な推進ですが、相鉄いずみ野線沿線地域において、太陽光発電設備を設置するとともに、電子掲示板による見える化などを実施いたしました。また、緑区十日市場町周辺地域において、省エネルギー性に優れた戸建て住宅の整備や共同住宅のHEMSデータの収集及び

活用検討を行いました。引き続き、未利用市有地について、民間活力導入による土地利活用の検討を進めます。

8ページを御覧ください。基本方針3、徹底した省エネの推進・再エネの普及拡大の1、省エネ性能のより高い住宅・建築物の普及促進ですが、1点目に、子育て世帯を対象とした最高レベルの断熱性能を備えた省エネ住宅等への住替え補助を実施いたしました。今後は、既存住宅ストックのさらなる省エネ化に取り組み、脱炭素化や循環型社会の実現を目指します。

2点目に、横浜健康・省エネ住宅推進コンソーシアムに参加する42の事業者と連携し、セミナーなどを通じて市民の意識醸成と行動変容を促進いたしました。また、設計・施工者の技術力向上を目的とした講習会を開催し、215社を登録・公表することで、市民が事業者を選びやすい環境を整えました。今後も登録者数の増加を目指すとともに、情報発信の幅を広げながら、無関心層へのアプローチにも取り組みます。

9ページを御覧ください。3点目に、建築物の再エネ設備の導入効果及び省エネ性能向上について、建築士が建築主へ説明する制度の創出のため、条例を改正し、制度開始に向けて講習動画の配信やリーフレット作成など準備を進めました。令和7年4月に制度を開始し、適切な運用を進めることで、住宅・建築物の脱炭素化を促進していきます。

10ページを御覧ください。基本方針7、気候変動の影響への適応の2、風水害・土砂災害等分野の適応策の推進ですが、崖地防災・減災対策工事助成金制度により、工事の一部助成を16件行なったほか、土砂災害ハザードマップを2区で更新し、周知を行いました。また、急傾斜地崩壊危険区域内での崖地の改善を98件実施いたしました。今後も、工事費の一部助成を継続するとともに、土砂災害ハザードマップの更新や急傾斜地崩壊対策工事を通じて、崖地の防災対策を推進していきます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いをいたします。

- 伊波俊之助委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。よろしいですか。
特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。



◎ 第4期横浜市耐震改修促進計画の素案の策定と市民意見募集開始について

- 伊波俊之助委員長 次に、第4期横浜市耐震改修促進計画の素案の策定と市民意見募集開始についてを議題に寄与します。

なお、本計画につきましては、当局からの報告及び質疑が終了した後に、横浜市議会基本条例第13条第3号に規定する議決事件に該当するかどうかについて協議を行います。

当局の報告を求めます。

- 清田建設局長 第4期横浜市耐震改修促進計画の素案の策定と市民意見募集開始について御報告をいたします。資料の下線部分を中心に御説明しますので、よろしくお願いをいたします。

なお、第3期の実績と取組につきましては、参考に資料をつけておりますので後ほど御覧ください。

では、2ページを御覧ください。横浜市耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び同法により国が定める基本方針等に基づいて策定するものです。今般、国の基本方針が令和7年7月に改定されたことを踏まえ、8年度から12年度の5か年を第4期計画期間として、令和8年4月に改定をいたします。今回3名の外部有識者の見解を反映した第4期計画の素案の概要について説明をさせていただきます。

3ページを御覧ください。1の横浜市耐震改修促進計画の位置づけについてですが、建築物の耐震改修の

促進に関する方針に基づき、国が基本方針を定めます。国の基本方針は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震化の目標や期間、施策の方向性などを定めるものです。そして、横浜市耐震改修促進計画は、それら国の方針等に基づき策定するものでございます。

4ページを御覧ください。2、第4期計画の目標と主な取組でございます。①旧耐震住宅については、国の目標は令和7年までにおおむね解消としておりますが、本市では令和12年度までにおおむね解消を目指すこととしております。主な取組として、戸建て住宅では、無料耐震診断や補助金による耐震化促進、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の制度活用について周知等を進めていきたいと考えております。共同住宅では、区分所有者間の合意形成の支援や補助の拡充の検討、改修計画策定の支援を考えております。

5ページを御覧ください。②新耐震グレーゾーン住宅についてですが、まず新耐震グレーゾーン住宅とは、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に新築工事に着工し建築された木造住宅を指します。国の目標は、令和17年までにおおむね解消としておりますが、本市では、令和12年度までに耐震性がない戸建て住宅の戸数を約3.4万戸から約2.4万戸まで減少を目指します。主な取組としては、無料耐震診断や補助金による耐震化促進等、戸建ての住宅の取組と併せて行う予定です。

6ページを御覧ください。=③=要緊急安全確認大規模建築物につきましては、国の目標である令和12年までにおおむね解消に合わせて、本市もおおむね解消を目指します。主な取組としては、特に耐震性の低い建築物の改修支援、伴走支援、補助制度の拡充を検討いたします。

7ページを御覧ください。=④=要安全確認計画記載建築物については、国の指標は、早期におおむね解消としておりますが、この早期とは、国として解消に関する具体的な目標年次を設定することが困難であるためと聞いております。本市では、地震防災戦略の目標と同様に、令和12年度までに通行障害解消率93%をいたします。主な取組としては、補助制度の拡充を検討、発災時に道路閉塞の可能性が高い箇所が分かるよう、マップを改善し耐震化状況の可視化を図ることを考えております。

8ページを御覧ください。耐震化状況の可視化の案につきましては、道路を閉塞する可能性のある区間と耐震性のない建物の位置が分かるマップを公表することで、建物所有者や周辺の関係者に耐震化を地域の問題として意識していただくものと考えております。

9ページを御覧ください。⑤その他の取組については、国は目標を定めておりませんが、引き続き取り組むこととしております。ブロック塀等は、通学路等の特に危険性の高い塀の改善を促進、防災ベッド・耐震シェルター等は、耐震改修に踏み切れない高齢者への支援策として継続することを考えております。その他、崖地対策、地域の不燃化対策等についても、引き続き継続して取り組んでまいります。

10ページを御覧ください。次に3の外部有識者の見解について御報告をいたします。計画の策定に当たり、3名の外部有識者に、それぞれの専門分野に関する方針について見解をお伺いいたしました。

お1人目は、東京大学大学院工学系研究科の藤田香織教授。専門分野は木造建築の構造特性、耐震性です。ヒアリング内容は、（1）住宅の耐震化について、目標は全体、戸建て住宅及び共同住宅でおおむね解消すること、（2）新耐震グレーゾーン住宅の指標について、新耐震グレーゾーン住宅のうち、耐震性のない戸数とすることについてです。見解としては妥当であると御承諾をいただきました。

11ページを御覧ください。お2人目は、横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院の松本由香教授。専門分野は構造、耐震性、構造安全性でございます。ヒアリング内容は、（1）建築物の閉塞リスクの考え方について、特に木造は転倒の可能性が低く、除却も容易なため、閉塞リスクを緩和したいという点につい

てです。見解としては妥当であるとの御承諾をいただきました。

12ページを御覧ください。3人目は、東京大学生産技術研究所の加藤孝明教授。専門分野は地域安全システム学、都市計画でございます。ヒアリング内容は、（1）通行障害解消率について、引き続き指標とすること、目標を令和12年度に93%とすること、（2）耐震化状況が分かるマップを改善することについて、発災時に道路閉塞の可能性が高い箇所が分かるように改善し、耐震化の状況の可視化を図るという点についてです。見解としては妥当であると御承諾をいただきました。また、今年度検討している本市の地震被害想定の見直しに伴い、想定地震の見直しに合わせ、閉塞リスクを見直すことも検討されたいとの御意見をいただきました。

13ページを御覧ください。最後に4の今後の予定でございますが、来年の1月に市民意見募集を実施し、3月にその結果を報告いたします。年度明けの4月に第4期横浜市耐震改修促進計画を策定したいと考えております。

ここで、4ページの旧耐震住宅について、国の目標を令和7年までと言い間違えまして、国の目標は書いてあるとおり、令和17年までにおおむね解消となっております。失礼いたしました。

よろしくお願ひをいたします。

- 伊波俊之助委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。
- 森ひろたか委員 1点だけ確認いいですか。旧耐震のところなのですけれども。もちろんこれは建て替えとかがどんどん進んでいけば一番いいと思うのですが、例えば昭和20年以前の、俗に再建築不可物件と言われているような物件で、ここ対応、対策は大変難しいと思うのですね。ここは今、市内でどのくらいの戸数があって、どう対応をしていく方針なのかということについて少しお伺いしていいですか。
- 清田建設局長 件数につきましては、企画部防災担当部長からお答えをいたします。
- 加藤企画部防災担当部長 今、議員から御質問いただいた年代のものは、まだ私どもも件数としては把握しておりません。昭和56年5月以前ということの一つのくくりの中で旧耐震のものを改修、もしくは建て替えというところで今、対応しているところです。
- 森ひろたか委員 もう一回いいですか、お答え。聞き取れなかったのですけれども。
- 加藤企画部防災担当部長 委員がおっしゃった建築不可物件についての件数については、我々もまだ把握はできておりません。これまでどおり旧耐震のものは、昭和56年5月以前のものを一くくりとして、耐震改修もしくは建て替えという方向性で対応を図っているところです。
- 森ひろたか委員 私は地元が保土ヶ谷ですけれども、保土ヶ谷は道が狭く、昭和20年以前の建物だと接道義務がなかった建物ですから、本当に間口も狭い、セットバックもできない、ただし書も使えない、みたいな所が結構あるのですね。そういうところにどう耐震工事をしていくのか。本来であれば、もう古いですから新たに建て替えてくれれば一番いいのですが、なかなかそうもいかない物件というのが保土ヶ谷でも結構あるし、市内で古い町なんかは、より多くあるのではないかと思うので。
- 今後、進めていく中で、必ずそういう相談も多く出てくるのではないかと思いますので、ぜひその際には、建築局のほうで、何かしらの手法があるのか、対応できるのか分かりませんが、丁寧に対応していただきたいなというふうに思っています。新耐震のグレーゾーンのところも同じことが言えようかと思いますが、お願いしたいと思います。
- 加藤企画部防災担当部長 委員に御指摘いただきましたので、今後の対応も含めて、私どもも検討してま

いりたいと思います。私どもは2項道路も所管している部署ですし、それから、かつて確認申請もやっていました、=二用地=と言われる、今、委員がおっしゃった無接道用地ですね。そういったものは市内にも幾つもあることは存じておりますので、そこら辺の建て替えですか、耐震改修についての課題についてはしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

- 伊波俊之助委員長 他に御発言もないようですので、質疑についてはこの程度にとどめ、本計画が議決事件に該当するかどうかについて協議したいと思います。

本件について各会派に御意見を伺います。

- 白井亮次委員 第3期計画と同じく議決事件としないということでお願いします。

- 中島光徳委員 同じく議決事件にしない方向でお願いします。

- 森ひろたか委員 同じく議決事件にしないということでお願いします。

- 深作祐衣委員 同じく議決事件にせずということでお願いいたします。

- 白井正子委員 行政計画ですので、議決にはなじまないと思います。

- 奥石かつ子委員 同じく議決事件にはなじまないと思います。

- 太田正孝委員 議決にしたほうがいいと思います。

- 伊波俊之助委員長 それでは、お諮りいたします。

皆様の御意見をお伺いした結果、多数意見では議決事件に該当しない、少数意見では議決事件に該当するとのことであります。本委員会としては、本計画は議決事件に該当しないということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 伊波俊之助委員長 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

当局におかれましては、今後も各委員及び市民の御意見をよく参考にしながら、本件の策定を進めていただきたいと思います。

◎ 整備済み幹線道路沿道の用途地域の見直しについて

- 伊波俊之助委員長 次に、整備済み幹線道路沿道の用途地域の見直しについてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- 清田建設局長 それでは、整備済み幹線道路沿道の用途地域の見直しについて御報告をいたします。

2ページを御覧ください。最初に、幹線道路沿道の用途地域の現状について御説明をいたします。

平成8年に都市計画法の改正による用途地域の細分化に伴う見直しを行いました。その際、幹線道路の整備済み区間は、第二種住居地域または準住居地域に指定替えされ、未整備区間は第一種住居地域に指定替えされました。その後、幹線道路の整備が完了し、整備完了後も第一種住居地域から変更されていない地域があります。

3ページを御覧ください。令和4年の3月に策定いたしました用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方では、基本姿勢として、用途地域の柔軟かつ機動的な見直しを行うことが示されております。この基本姿勢を踏まえ、用途地域見直しの視点のうち、郊外住宅地の魅力向上、安心・安全なまちづくり、ゆとりある住空間の創出などについては、右の矢印のとおり、令和6年5月に、生活利便性の向上を目的に第一種低層住居専用地域の指定等を行いました。今回はこれに続き、道路整備の進捗を踏まえた幹線道路沿道の用途地

域の見直しについて、整備完了区間の第一種住居専用地域を準住居地域等に見直しを行うものでございます。

4ページを御覧ください。見直し候補区域の概要でございます。区域数は19か所、面積は72.2ヘクタールが対象となります。お手元のリーフレットに候補区域の拡大図を載せておりますので、併せて御覧ください。

5ページを御覧ください。次に、見直し候補区域の事例を御紹介いたします。

まず、緑区の鴨居の事例になります。左に示しますように、平成8年時点では、赤線で囲まれた区域について、鴨居上飯田線が未整備であったため、第一種住居地域に指定されております。その後、右に示すように、平成20年に整備済みとなっていますので、今回、準住居地域へ見直しを予定しております。

6ページを御覧ください。次に瀬谷区の二ツ橋町の事例です。平成8年時点では、三ツ境下草柳線が未整備であったため、第一種住居地域に指定されましたが、令和8年に完成予定であるため、第二種住居地域への見直しを予定しております。

7ページを御覧ください。用途地域の主な規制の比較ですが、第一種住居地域を第二種住居地域または準住居地域に見直した場合、建蔽率・容積率、高さの規定に変更はありません。赤枠内に示すとおり、店舗等の床面積の上限が引き上げられるほか、建築可能な用途が一部拡大されます。

8ページを御覧ください。最後に今後のスケジュールですが、今年度は都市計画市素案の案を公表し、説明会・動画配信、閲覧・市民意見募集を令和8年2月16日から3月18日まで行います。令和8年度以降は、御意見等を踏まえて都市計画市素案を策定し、画面にお示しする流れで都市計画手続を進めます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いをいたします。

- 伊波俊之助委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。よろしいですか。
特に御発言はないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。
- 伊波俊之助委員長 ◇ 建築局が所管する外郭団体の協約マネジメントサイクルに基づく評価結果等について
- 伊波俊之助委員長 次に、建築局が所管する外郭団体の協約マネジメントサイクルに基づく評価結果等についてを議題に供します。
当局の報告を求めます。
- 清田建設局長 それでは、お手元の資料、建築局が所管する外郭団体の協約マネジメントサイクルに基づく評価結果等についてを御覧ください。

この報告の趣旨につきましては、都市整備局から説明をしておりますので、割愛をさせていただきます。

それでは、アンダーラインに沿って御説明をいたします。

建築局が所管する外郭団体について、令和6年度の取組実績を踏まえ、協約の進捗状況の確認及び振り返りを実施しましたので、御報告をいたします。

まず、1の横浜市住宅供給公社でございます。協約期間は令和6年度から令和8年度です。

(1) の協約の取組状況等、Aの公益的使命の達成に向けた取組、Aの住宅確保要配慮者の居住の安定確保ですが、公益的使命の達成に向けた協約期間の主要目標を御覧ください。居住支援サポーターのうち、受入系サポーターの登録エリア数について、令和6年度は8区とすることとしております。

令和6年度実績数値等の欄を御覧ください。令和6年度は主要目標を上回っており、当該年度の進捗状況は順調となっております。

2ページを御覧ください。Bの良質な住宅ストックの形成ですが、公益的使命の達成に向けた協約期間の

主要目標を御覧ください。①セミナー等での情報発信を通じ、適正管理・将来検討の必要性を認識した管理組合数について、前年度の191組合より増加し、令和8年度までに累計600組合とする。②高経年マンション・団地を中心とした管理組合の課題解決に向けた支援では、支援件数が年25件、③建替えノウハウのフィードバックでは年1例としております。

令和6年度実績数値等の欄を御覧ください。令和6年度は、主要目標をいずれも達成しており、当該年度の進捗状況は順調となっております。

3ページを御覧ください。Cの持続可能な住宅地・住環境の整備です。公益的使命の達成に向けた協約期間の主要目標を御覧ください。①地域住民・周辺自治会や地域団体等への支援は年12回、②多様な主体と連携した省エネ住宅の普及啓発セミナー等の参加者は、前年度の439人より増加し、令和8年度までに累計1400人とする。③モデル事業の提案・検討は年1例となっております。

令和6年度実績数値等の欄を御覧ください。令和6年度は、主要目標をいずれも達成しており、当該年度の進捗状況は順調となっております。

イの財務に関する取組です。協約期間の主要目標を御覧ください。黒字経営の維持・単年度黒字としております。令和6年度実績数値等の欄を御覧ください。令和6年度は主要目標を達成しており、当該年度の進捗状況は順調となっております。

4ページを御覧ください。ウの人事・組織に関する取組ですが、協約期間の主要目標を御覧ください。①スキルアップに向けた人材の育成やコンプライアンス意識の維持・向上の実施は、階層別人材育成研修を年1回、若手職員研修を年7回、社内研修会を年6回、業務関連資格取得を年3人、②災害訓練を通じた危機管理体制の検証、改善の実施となっております。

令和6年度実績数値等の欄を御覧ください。令和6年度は主要目標をいずれも達成しており、当該年度の進捗状況は順調となっております。

(2) 令和6年度・5年度決算状況です。当期純利益が令和6年度は3億3827万3000円、令和5年度は2億5398万9000円となっております。前年と比べ、8428万4000円の増益となっております。

(3) 所管局・団体による振り返りですが、協約で掲げた目標の全てが順調となっております。今後も引き続き、住宅確保要配慮者の居住の安定確保や、良質な住宅ストック形成など、市と団体との連携を一層強化しながら、経営向上に努めてまいります。

横浜市住宅供給公社の協約マネジメントサイクルに基づく評価結果等については以上でございます。

5ページを御覧ください。続きまして、2の公益財団法人横浜市建築保全公社でございます。協約期間は令和6年度から令和8年度です。

(1) 協約の取組状況等ですが、アの公益的使命の達成に向けた取組のうち、A、修繕工事・調査研究ですが、公益的使命の達成に向けた協約期間の主要目標を御覧ください。①市立学校のLED化を推進させる市立学校LED化ESCO事業の実施については、令和6年度は約35校を、②既存公共建築物のZEB認証件数については、令和6年度は1件を、③受発注者間の情報共有システム、ASP実施工事の件数については、令和6年度は25件をそれぞれ目標としております。

令和6年度実績数値等の欄を御覧ください。令和6年度は主要目標をいずれも達成しており、当該年度の進捗状況は順調となっております。

6ページを御覧ください。Bの普及啓発ですが、公益的使命の達成に向けた協約期間の主要目標を御覧く

ださい。①安全等に係る研修会や学習会のリモートを含む参加者数については、令和6年度は500人を、②事業協同組合等への出前講座については、令和6年度は5回の実施を、③施設管理者等の修繕工事に対する不満の解消については、令和6年度は工事満足度調査の不満の割合が3%未満となること、そして④として、建設業が抱える課題の解決に向けた取組の推進をそれぞれ目標としております。

令和6年度実績数値等の欄を御覧ください。令和6年度は主要目標をいずれも達成しており、当該年度の進捗状況は順調となっております。

7ページを御覧ください。Cの融資事業ですが、公益的使命の達成に向けた協約期間の主要目標は、債務不履行6回以上の長期延滞債権件数としており、令和6年度末時点では81件を目標としております。

令和6年度実績数値等の欄を御覧ください。令和6年度は主要目標を達成しており、当該年度の進捗状況は順調となっております。

イの財務に関する取組ですが、協約機関の主要目標は、一般正味財産期末残高の維持としており、前年度比プラスマイナス2%以内とすることとしております。

令和6年度実績数値等の欄を御覧ください。令和6年度は主要目標を達成しており、当該年度の進捗状況は順調となっております。

ウの人事・組織に関する取組ですが、協約期間の主要目標を御覧ください。①積極的な人材確保の取組や着実な人材育成の推進、②女性活躍やワーク・ライフ・バランスの取組の推進を目標としております。

令和6年度実績数値等の欄を御覧ください。令和6年度は主要目標をいずれも達成しており、当該年度の進捗状況は順調となっております。

8ページを御覧ください。（2）令和6年度・5年度決算状況ですが、当期一般正味財産増減額を記載しております。令和6年度はプラス2億5799万1000円、令和5年度はマイナス77億8735万2000円となっております。

なお、令和5年度につきましては、旧横浜市建築助成公社との合併に伴いまして、横浜市に対して79億6500万円を寄附したため、一般正味財産が大きく減少しております。寄附受納につきましては、令和5年9月14日の建築・都市整備・道路委員会において報告をしております。

（3）所管局・団体による振り返りですが、協約に掲げた目標の全てが順調となっております。今後も引き続き、公共建築物の長寿命化に取り組むとともに、市立学校LED化ESCO事業や公共建築物のZEB化など、脱炭素化に向けた取組を推進してまいります。また、市民の安心・安全な生活を確保するため、人材確保・育成を進め、団体の体制強化に努めるとともに、持続可能で安定的な財務運営を目指します。そして将来の担い手確保のため、建設業の魅力発信に関する取組を強化してまいります。市と団体、そして建設業団体など官民による連携を一層強化し、公益的使命の達成に努めてまいります。

横浜市建築保全公社の協約マネジメントサイクルに基づく評価等については以上となります。

最後となりますが、添付資料として、両公社の令和6年度自己評価シートを添付させていただきましたので、後ほど御覧いただければと思います。

- **伊波俊之助委員長** 御報告が終わりましたので、質疑に入ります。
- **白井正子委員** 住宅供給公社の住宅確保要配慮者の居住の安定確保の事業について伺いたいと思うのですが。私も、アパート探しに困っている、なかなか条件が合わなくて決まらないという方の声を聞いておりますけれども、公社で行っている、住まいの確保に困っている方から相談を受ける、そして支援につな

げる事業というのは大変重要だと思います。そこで、受付の年間件数は今どれぐらいあるのかということを教えてください。

- 清田建設局長 住宅部長よりお答えいたします。
- 寺口住宅部長 申し訳ございません。相談窓口の受付件数ですが、令和6年度の実績で年間2125件となっています。
- 白井正子委員 居住支援を行う団体をサポーターとして登録して、自力で住まいを確保することが困難と思われる相談者にサポートをするという、サポーターが支援をする仕組みということだと思いますけれども、支援をする団体、それから受け入れる団体があるような仕組みということなのですが、18区全てでその登録はできているということなのですけれども、活動されている団体はどれぐらいあるのかということを教えてください。
- 寺口住宅部長 申し訳ありません。今、手元に数字がないので、後ほどお届けさせていただければと思います。
- 白井正子委員 お願いします。それで、私も先日、外国人への入居の支援をしていますという団体の方からお話を聞いたのですが、本当に丁寧な対応がなされているなということで、お話を伺ったところなのですけれども。支援する団体というのは、横浜市から何らか支援が活動費として出されているのかどうか、伺います。
- 寺口住宅部長 市の関係で動いていただいた場合には、一定程度の謝金というか、そういったお金は支援としてお支払いしているという状況でございます。
- 白井正子委員 一国からも受ける活動費というのはあるということは聞いているのですけれども、なかなか活動量に見合ったものになっていないということも聞いておりますので、そこへの活動資金ということも改めてまた検討いただいて、よろしくお願いしたいと思います。
それで、横浜住まいサポートというような名前をこの事業について、親しみやすさということで工夫はされていると思うのですけれども、まだまだ私の周りでも知っているという方は、なかなかこういう制度があるのだということが知られていないという、身近にないという現状がありますので、市民に求められている事業ですから、この事業が拡充するようによろしくお願いしたいと思います。
- 伊波俊之助委員長 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

以上で、建築局関係の審査は終了いたしました。



◎ 閉会中継続調査案件等について

- 伊波俊之助委員長 次に、閉会中調査案件についてお諮りいたします。
1、建築・まちづくり行政の推進等について、2、都市整備及び市街地開発の進捗状況等について、3、道路・交通対策の推進等について、以上3件を一括議題に供します。
お諮りいたします。本件については、いずれも閉会中継続審査にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 伊波俊之助委員長 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

以上で、本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会報告書等を議長宛てに提出させていただきます。



◎ 閉会宣言

- 伊波俊之助委員長 本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会時刻 午後 4時45分

速報版